

平成 30 年 8 月 28 日開会

平成 30 年 9 月 19 日閉会

平成 30 年 西 予 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

西 予 市 議 会

第 1 日

8月28日（火曜日）

平成30年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年8月28日 | 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 高 橋 司 |
| 1. 開 議 | 平成30年8月28日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| | 午後 1時00分 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 散 会 | 平成30年8月28日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午後 4時44分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会 議 録 署 名 議 員

- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

- | | |
|-------------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総 務 企 画 部 長 | 三 好 敏 也 |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布 二 夫 |

- 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名
- 事 務 局 長 道 山 升 文
- 議 事 係 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別 紙 の と お り
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 の と お り
- 1. 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

議 事 日 程			
1	会議録署名議員の指名 (17番 小野正昭、18番 宇都宮明宏)	12	議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)
2	会期の決定 (8月28日～9月19日 23日間)	13	議案第109号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
3	報告第2号 西予市地域防災体制特別委員会 の中間報告について		議案第110号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
4	発議第3号 西予市地域防災体制特別委員会 委員の定数の変更について		議案第111号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	選任第4号 西予市地域防災体制特別委員会 委員の選任について		議案第112号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
5	発議第4号 西予市決算審査特別委員会 の設置について		議案第113号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	選任第5号 西予市決算審査特別委員会 委員の選任について		議案第114号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
6	承認第6号 専決処分第6号の承認を 求めることについて		議案第115号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
7	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦 について		議案第116号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦 について		議案第117号 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第3号)
	諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦 について		議案第118号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
	諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦 について	14	認定第1号 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦 について	15	認定第2号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第100号 西予市保育所条例の一部を 改正する条例の一部を改正 する条例制定について		認定第3号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第101号 西予市営土地改良事業分担 金徴収条例の一部を改正す る条例制定について		認定第4号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会へ の出資金払戻請求権の放棄 について		
10	議案第103号 市道路線の変更について		
	議案第104号 市道路線の廃止について		
	議案第105号 市道路線の認定について		
11	議案第106号 西予市営土地改良事業の施 行について		
	議案第107号 西予市営土地改良事業の施 行について		

	認定第 5号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
	認定第 6号	平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第16号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
	認定第 7号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第17号	西予CATV株式会社の経営状況について
	認定第 8号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第 9号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第10号	平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について		
	認定第11号	平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について		
	認定第12号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について		
16	報告第 5号	平成29年度西予市一般会計継続費精算報告について		
	報告第 6号	平成29年度健全化判断比率の報告について		
	報告第 7号	平成29年度資金不足比率の報告について		
	報告第 8号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費精算報告について		
	報告第 9号	西予市土地開発公社の経営状況について		
	報告第10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について		
	報告第11号	株式会社エフシーの経営状況について		
	報告第12号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について		
	報告第13号	株式会社どんぶり館の経営状況について		
	報告第14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について		

本日の会議に付した事件			
1	会議録署名議員の指名		
2	会期の決定		
3	報告第 2号 西予市地域防災体制特別委員会 の中間報告について	議案第109号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
4	発議第 3号 西予市地域防災体制特別委員会委員の定数の変更について	議案第110号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
	選任第 4号 西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について	議案第111号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
5	発議第 4号 西予市決算審査特別委員会の設置について	議案第112号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
	選任第 5号 西予市決算審査特別委員会委員の選任について	議案第113号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
6	承認第 6号 専決処分第6号の承認を求めることについて	議案第114号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
7	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	議案第115号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	議案第116号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
	諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について	議案第117号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第3号)
	諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について	議案第118号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
	諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について	14	認定第 1号 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第100号 西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	15	認定第 2号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第101号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について	認定第 4号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
10	議案第103号 市道路線の変更について	認定第 5号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出
	議案第104号 市道路線の廃止について		
	議案第105号 市道路線の認定について		
11	議案第106号 西予市営土地改良事業の施行について		
	議案第107号 西予市営土地改良事業の施行について		
12	議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)		

	決算の認定について	報告第 16号	一般財団法人宇和文化会館 の経営状況について
認定第 6号	平成29年度西予市介護保 険特別会計歳入歳出決算の 認定について	報告第 17号	西予CATV株式会社の経 営状況について
認定第 7号	平成29年度西予市農業集 落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について		
認定第 8号	平成29年度西予市公共下 水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について		
認定第 9号	平成29年度西予市簡易水 道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について		
認定第 10号	平成29年度西予市水道事 業会計決算の認定について		
認定第 11号	平成29年度西予市病院事 業会計決算の認定について		
認定第 12号	平成29年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計決 算の認定について		
16 報告第 5号	平成29年度西予市一般会 計継続費精算報告について		
報告第 6号	平成29年度健全化判断比 率の報告について		
報告第 7号	平成29年度資金不足比率 の報告について		
報告第 8号	平成29年度西予市野村介 護老人保健施設事業会計繼 続費精算報告について		
報告第 9号	西予市土地開発公社の経営 状況について		
報告第 10号	株式会社野村町地域振興セ ンターの経営状況について		
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状 況について		
報告第 12号	株式会社城川ファクトリー の経営状況について		
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営 状況について		
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパ ーク株式会社の経営状況に ついて		
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経 営状況について		

開会 午前10時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより平成30年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成30年西予市議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。先週末、二つの台風が接近、通過したところから大雨や暴風、高波等大荒れの天気により二次災害を心配しておりましたけれども、幸いに大きな被害もなく安堵しているところでございます。

さて、7月7日の西予市を襲った豪雨災害、1箇半月が過ぎ2箇月を迎えようとしております。改めまして、お亡くなりになりました皆様に対し、謹んで哀悼の意をささげますとともに、被災されました皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

現在、特に被害の大きかった野村地区を初め、市内全域で復興に向けた取り組みを急ピッチで進めております。仮設住宅も県ご当局の素早い対応で、今月末には完成し、9月上旬の入居を予定しており、被災者の皆様方が1日も早い日常生活を取り戻せるよう願っているところでございます。

また、被災者の生活再建や復興計画の策定、国や県等への復興支援要望を行い、著しい被害を受けた市民及び地域の復興を推進するため、8月16日に西予市復興対策本部を設置いたしました。さきに設置いたしました復興支援課とともに、復興に全力を傾注する所存でございます。

今回の豪雨災害により被災した道路や河川、公共施設や農地、農業用施設のほか、中小企業等の復旧、復興にかかわる一般会計補正予算であります。今回上程している補正予算第5号までの累計が、約100億円規模となっており、今後、復旧・復興の施策や取り組みを実現するため、実施計画を策定し、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。そのためには、平成30年度当初予算に計上している大型事業の中止や延期を行い、中長期的な視点から行財政運営に努め、持続可能な取り組みを進め、スムーズな復興につながりますよう努めてまいりますので、議員各位にお

かれましては、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、発災直後から消毒や入浴支援などにご尽力をいただいた陸上自衛隊が撤退される際、野村のゆめちゃんこ前におきまして、善通寺駐屯地にあります陸上自衛隊第14音楽隊と野村中学校吹奏楽部による合同演奏会が行われました。その演奏会の最後に演奏された曲が、西予市歌「いつの日も」でございます。この歌を制作し、そして歌っていただいているのが野村町出身のシンガーソングライター「Yurica」さんであります。ふるさとの思いが詰まったこの市の歌は、毎日正午の時報で流れているほか、美しいメロディーと心に響く歌詞が市民に愛され、子どもたちは学校などでもよく歌っておりますし、演奏会当日も、駆けつけた多くの皆さんが、メロディーに合わせて口ずさんでおられました。その歌詞の中に、「せいよの未来、つくってく、いつの日も」という力強い一文があります。この先、苦しいことや大変なこともたくさんあろうかと思いますが、私たちの目の前に続く西予の未来となる復興への道しるべを信じ、この歌詞で歌われているように、皆さんと力を合わせ、新しい西予のまちをつくっていきたく思っております。

四季折々の自然の中で、心豊かな市民の皆様が暮らす、輝きのあふれる西予市を取り戻すために、行政も全職員の力を結集して、復興へ向けて全力を上げていく所存であります。今後も引き続き、市民の皆様、議員の皆様にお力添えをお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますけれども、代表質問や一般質問に対する答弁とともに、専決処分1件、条例改正2件、補正予算11件に加え、平成29年度決算の認定や出資法人等の経営状況報告など、合計50件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、ご承認、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目とおしを願います。

これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員に、17番小野正昭君、18番宇都宮明宏君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月19日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から9月19日までの23日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

日程第3、議会報告第2号「西予市地域防災体制特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条第2項の規定により、同委員会の中間報告の申し出がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、西予市地域防災体制特別委員会の中間報告を行うことに決定いたしました。

西予市地域防災体制特別委員会委員長佐藤恒夫君。

○佐藤西予市地域防災体制特別委員会委員長

西予市議会会議規則第45条第2項に基づき、西予市地域防災体制特別委員会の中間報告をいたします。

まず、経過概要から説明いたします。西予市地域防災体制特別委員会については、平成29年6月22日に設置をされました。平成29年第2回定例会5日目。設置目的を南海トラフ巨大地震や大規模

災害等に備えて、将来に向けた西予市の防災体制のあり方を調査研究すると定め、主に西予市合併以来の課題である三瓶町の常備消防組織、非常備消防組織のあり方について調査研究を行ってまいりました。

設置当初は、消防体制や制度全般を理解しておく必要があるため、平成29年7月6日に特別委員会を開催いたしました。その際、消防長、消防総務課長に出席をいただき、合併後から現在に至るまでの経緯の概略と現在の消防体制が抱える問題点の把握を行いました。西予市三瓶町における常備消防は、八幡浜地区施設事務組合に消防サービスを委ねているため、非常備消防、消防団に関する運営に関しては、西予市が担当する一方で、災害発生時における消火活動、救助活動等に関しては、八幡浜地区施設事務組合消防本部の指揮のもとで活動を行うこととなります。同じ西予市でありながら、二つの常備消防が存在しているために、いざ災害などが発生した場合、指揮命令系統が一本化できず情報も共有しづらいという問題を抱えています。会議の中では、市、町の区域を分断して管轄する常備消防のあり方について討議を行いました。平成29年9月14日の会議では、三好前市長に参考人として出席を求め、市長任期中において、消防行政の見直しをどのように行っていたのか、詳細な話を聞く機会を設けました。合併後も現状を打破すべく、数々のアプローチが行われており、平成21年から22年にかけては、県消防広域化等検討会総務部会により、愛媛県を1ブロックとする消防広域化協議が開催されています。

平成23年から24年にかけては、南予地区広域化担当者会議により、南予を1ブロックとする消防広域化が協議されました。また、南予北部地域の消防広域化を模索するため、平成25年10月には西予市と八幡浜市が、同年11月には西予市と大洲市とがそれぞれ広域化について話し合いの場を持っています。それぞれ協議時点でのベストな組織体制のあり方を模索しているものの、残念ながらいずれの話し合いにおいても、人員数、装備の違いや地形上の問題、財政面の問題などから検討会が中断しています。合併から14年余りが経過する中、将来の消防施設の運用などにも触れ、さまざまな意見公開が行われました。

また、この日は、「災害時のドローン利活用に

ついて」と題した講演会も開催しました。講師にはドローン実機を用いたデモンストレーション飛行なども行ってもらい、災害時における具体的な活用方法について研究を行いました。

また、視察などを通じて詳細な調査研究も行っていきます。平成29年8月2日には、久万高原町消防本部、平成29年11月15日から17日にかけては、那須地区消防本部、福島市消防本部、総務省（消防庁）など視察研修を行いました。西予市消防本部の協力のもと、市、町区域を分断して管轄する常備消防組織が合併を果たした、広域化に成功した、といった経緯を持つ消防組織を事前調査した上で、視察先を決定しました。いずれの自治体も平成の合併に伴い、消防組織の運用に問題を抱えていることとなったものの、地域の実情に応じて問題解決を行い、合併や広域化を見事に成功させていました。

今後の消防体制のあり方と近い将来、着手せねばならない消防本部庁舎改築の参考とするために、視察先では、多くの質問をぶつけました。総務省（消防庁）の職員との意見交換では、地域の抱える問題点を訴えるとともに、准救急隊員の救急隊編制基準の緩和や消防本部庁舎改築に関する起債措置などについて意見交換、要請などを行いました。

そのほかにも、危機意識を他の団体と共有すべく、他市の市議会議員と意見交換したり、西予市消防団三瓶方面隊の幹部会会議の場で、現在置かれている状況説明を交えながら情報交換を行っています。

現時点における西予市消防を取り巻く環境については、かなり厳しいものがあります。平成29年においては、野村町予子林で大火災が発生し、平成30年に入ってから、2月初頭に急激な冷え込みに伴う広域断水が発生し、長期にわたり危機対策本部が設置される事態となりました。本年7月には豪雨災害が発生するなど、近年、大規模災害、激甚災害が起こる頻度が格段に多くなっています。

消防組織や自主防災組織の重要性は増すばかりです。これからも常備消防組織、非常備消防組織の運営に関しては、広域合併も含んだあらゆる改革方法を視野に入れ、検討していく必要があります。

近々の課題としては、南海トラフ巨大地震をはじめとする各種の大災害に備えとして、指揮命令のあり方を八幡浜地区施設事務組合消防本部とともに調整しておく必要があります。

委員会としても、ありとあらゆる手だてを考え行動し、硬直した状況を打開するための一助となるよう取り組んでまいり所存です。

西予市消防本部等改築に関しては、将来の消防組織体制がどのような体系になろうとも、柔軟な対応ができるよう、他自治体の事例なども参考に、建設場所の設定、選定、消防庁舎整備のあり方を慎重に検討していくことが必要だと考えます。

今後の調査研究課題として、本年5月に新たな正副議長が選出されたことや6月に西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会が設置されたことから、平成30年6月7日には、特別委員会メンバーの一部が刷新され、新副委員長の互選などが行われました。

8月23日には特別委員会を開催し、今後の調査研究について、方向性を議論した結果、消防体制の問題と並行して、平成30年7月豪雨についても調査研究の対象として取り組んでいくことに決定しました。

今後、関係各機関に対し、調査を行い、今回の被害状況の把握と検証を改めて行う予定です。豪雨災害を踏まえ、災害への備え、災害に強いまちづくりについて、一丸となって取り組んでいくことを委員間で確認したところです。大寒波がもたらした渇水危機や7月の豪雨災害などから得た教訓、反省点を踏まえ、これからも将来に向けた西予市の防災体制のあり方を調査研究してまいりたいと思います。

以上、西予市地域防災体制特別委員会中間報告といたします。

平成30年8月28日、西予市地域防災体制特別委員会委員長佐藤恒夫。

○議長

以上で、委員長の間接報告は終わりました。

これより委員長の間接報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結とし、中間報告を終わります。

す。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、発議第3号「西予市地域防災体制特別委員会委員の定数の変更について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については調査研究に当たって増員が必要となったため、西予市地域防災体制特別委員会委員の定数を11名から13名に変更し、引き続き調査研究を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、西予市地域防災体制特別委員会委員の定数を13名に変更し、審査することに決定いたしました。

次に、選任第4号「西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について」を議題といたします。本案については委員会条例第8条第1項の規定により、西予市地域防災体制特別委員会委員に、3番宇都宮俊文君、16番兵頭学君を追加して指名いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、発議第4号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、19名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、19名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第5号「西予市決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に、1番宇都宮久見子君、2番信宮徹也君、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君、5番中村一雅君、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君、10番小玉忠重君、11番源正樹君、12番井関陽一君、13番菊池純一君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、17番小野正昭君、18番宇都宮明宏君、19番森川一義君、20番藤井朝廣君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長へ報告を願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時29分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時42分)

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に竹崎幸仁君、副委員長に源正樹君。

以上のとおりであります。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第6号は、平成30年度西予市一般会計補正予算(第4号)について、専決処分の承認を求めるものであります。

その内容でございますが、7月に発生しました豪雨災害に関連した被災者の生活支援及び被災地域の復興支援に要する経費を計上したものであります。

それでは、予算の款別にご説明を申し上げます。歳出の総務費でございますが、8月6日に設置いたしました復興支援課と野村復興支援室の復興推進に要する事務費。民生費の社会福祉費では、野村仮設住宅に入居されます高齢者等の交通

不便を解消する被災者タクシー利用補助事業。児童福祉費では野村保育所の仮設使用期間等の見直しによります事業費の増額。災害救助費では避難所の設置運営、食事及び学用品の提供に要する経費のほか、被災された世帯の生活再建を目的として、災害援護資金の貸付事業を計上いたしております。

歳入では、県支出金として災害救助費繰替支弁金交付金、市債として災害援護資金貸付事業を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れ収支均衡を図っております。

また、債務負担行為の補正といたしまして、西予市災害援護資金利子補給補助金交付要綱、並びに西予市生活福祉資金利子補給補助金交付要綱による利子補給補助金に対して、期間と限度額を設定し、野村保育所の仮設施設リース料の期間と限度額の変更を行っております。

地方債補正では、災害援護資金貸付事業の追加を行っております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ2億5769万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ311億4036万9000円といたしました。

以上のことから、これらに必要な予算措置が特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」から諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

諮問第1号から第5号までの人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱されております本市の人権擁護委員のうち、5名の方が平成30年12月31日をもって任期満了となります。その後任につきまして、検討いたしました結果、宇和町の山本裕之氏、明浜町の高岡和廣氏、野村町の兵頭美穂氏、三瓶町の高橋信雄氏、城川町の河野祐子氏の5名を新任として推薦したいと存じます。

宇和町の山本氏は、旧宇和町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、退職後は宇和小森会館の館長として広く地域に貢献され、地域住民の信頼も厚いものがあります。明浜町の高岡氏は、旧明浜町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、人権問題について広い見識を持たれており、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。野村町の兵頭氏は、旧野村町役場及び西予市職員として長年にわたり幼稚園に勤務され、子ども、家庭、女性問題について広い見識を持たれ、退職後は西予市中筋公民館

長としてご活躍をいただいております。三瓶町の高橋氏は、長年にわたり学校現場において、人権思想の普及、高揚に積極的に取り組んでこられ、幅広い地域住民との交流もあり、信頼も厚いものがあります。城川町の河野氏は、旧城川町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、社会福祉について広い見識を持たれており、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。

以上、推薦にかかわります5名の方は、それぞれ人格識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深いご理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、議会のご意見を聞くものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第5号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより諮問ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程8)

○議長

次に、日程第8、議案第100号「西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」及び、議案第101号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第100号「西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する高山保育所は、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という課題に対応するため、平成30年第2回定例会において議決をいただき、社会福祉法人への経営移譲について手続を進めてまいりました。

しかしながら、移管先法人である西予総合福祉会から今回の7月豪雨に係る被害対応のため、移管期日の延期について要望書が提出されたことから、この事情を考慮し、高山保育所の移管期日を1年おくらせて、平成32年4月1日とするため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第101号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例に引用する土地改良法の一部が改正されたことにより、条項のずれが生じたことから、所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

(日程9)

○議長

次に、日程第9、議案第102号「愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第102号「愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について」提案理由のご説明を申し上げます。

愛媛県漁業信用基金協会では、今後発生が予測されます大規模災害に対応できる組織体制を構築し、将来にわたって安定した信用保証を提供するため、平成31年4月に全国漁業信用基金協会と合併する協議が進められております。

しかしながら、全国漁業信用基金協会との合併まで期間が短く、合併条件となる繰越欠損金の解消が難しいことから、愛媛県、関係14市町、愛媛県漁業協同組合連合会、愛媛県信用漁業協同組合連合会からの出資金に対し、32.112%の割合で算出された額を減資し、その減資分の払戻請求権をそれぞれ放棄する計画となっております。平成29年3月末現在の繰越欠損金約8億3700万円のうち、本市につきましては、2270万円の出資金から、730万円の払戻請求権を放棄するため、議案として提出するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程10)

○議長

次に、日程第10、議案第103号「市道路線の変更について」から議案第105号「市道路線の認定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第103号「市道路線の変更について」、議案第104号「市道路線の廃止について」、議案第105号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、3路線の変更、1路線の廃止及び8路線の認定をお願いするものであります。

まず、変更3路線、廃止1路線と路線認定のうち、市道湯の川・くらぬき線及び、西集会所線の2路線については関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

明浜支所庁舎建設に伴う工事車両の進入路確保のため、路線の一部を変更することから、現道の湯の川・くらぬき線を廃止し、新規改良区間を含む路線を新たに湯の川・くらぬき線として再認定するとともに、旧道残区間を新規に西集会所線として認定するものであります。路線変更については、先ほどご説明いたしました湯の川・くらぬき線の改良に伴い、接続する東中央線及び大西線の起点、小学校線の終点を変更するものであります。

次に、旧町地区407号線、旧町地区408号線につきましては、2路線とも卯之町はちのじまちづくり整備事業で整備する路線であることから、認定するものであります。

次に、岩田線につきましては、野村町中筋地区富野川地内において、地域の幹線的道路網を形成するのに必要な路線であるため認定するものであります。

次に、杖野々3号線につきましては、国道及び県道を結ぶ路線であり、路線沿いには住宅もあり、生活道路としても必要な路線であることから認定するものであります。

次に、杖野々4号線につきましては、路線沿いに工場があり、車の往来も多い路線であり、生活道路としても必要な路線であるため認定するものであります。

次に、杖野々5号線につきましては、高野子団地の団地内道路として整備された路線であり、団地の居住もふえており、生活道路として必要な路線であるため認定するものであります。

なお、本件に係る市道の変更、廃止、認定につきましては、さきの8月2日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程11)

○議長

次に、日程第11、議案第106号「西予市営土地改良事業の施行について」及び議案第107号「西予市営土地改良事業の施行について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第106号及び第107号「西予市営土地改良事業の施行について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度の1箇年計画で宇和町久枝地区におきまして農地耕作条件改善事業を、平成30年、31年度の2箇年計画で宇和町坂戸地区におきまして、県単独土地改良事業をそれぞれ施行す

ることに伴い、西予市営土地改良事業施行規則第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものでございます。

事業内容につきましては、老朽化した用排水路の整備を行うもので、これらにより、水管理の省力化、維持管理費の低減及び生産性の向上を図るものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程12)

○議長

次に、日程第12、議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

7月の豪雨災害に関連した復旧・復興予算につきましては、先月31日に臨時議会を招集し、被災者の生活再建を支援するために要する経費と応急的な公共土木施設等の復旧経費として26億5157万6000円の補正予算を可決いただくとともに、被災地域の復興支援及び生活支援に対して緊急に措置を必要とする経費としまして2億5769万1000円の補正予算を8月13日付けで専決処分し、本日の本会議において承認をいただいております。

議会におきましても被災された市民の皆様の生活再建が最優先と考えられ、本年度予定されておりました行政視察を取りやめ、その財源を復旧・復興経費に充てていただきました。議員の皆様にご感謝を申し上げます。

今回の補正予算は7月豪雨災害に関連した公共施設、農地・農業用施設等の復旧に要する経費のほか、6月の大阪府北部地震を受けて実施いたしました公共施設のブロック塀点検による修繕に要する経費、平成29年度決算に伴う繰越金の調整及び各特別会計の繰出金を調整するものであります。

今後の財政運営といたしましては、臨時議会や

専決処分した補正予算と合わせまして、非常に大規模な予算になりますので、復旧・復興事業の実施計画を策定し、総合的かつ計画的に推進してまいります。また、国や県の支援動向を踏まえ、必要となる財源の確保に努めます。

それでは、今回の補正予算の概要について区分別にご説明を申し上げます。

豪雨災害関連経費といたしましては、光伝送路の仮復旧に要する経費、被災した集会所の修繕に対する補助金、災害廃棄物の収集運搬や処分経費、観光施設や社会福祉施設のほか、公共施設の災害復旧に要する経費、農地・農業用施設災害復旧に要する経費を計上し、豪雨災害関係以外の経費といたしましては、小学校施設等のブロック塀修繕に要する経費、平成29年度決算に伴う各特別会計への繰出金と財政調整基金の積み立ての調整を行っております。これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う、国・県支出金、地方債等の特定財源を計上しますとともに、一般財源といたしまして、財政調整基金を繰り入れ、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ92億7560万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を404億1597万1000円と定めるものであります。

また、債務負担行為の追加として、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料を平成31年までの期間として限度額を設定しております。地方債補正では、災害復旧事業債等の限度額の変更を行っております。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の17ページをお開き願います。

総務費、1項11目情報推進事業費、光伝送路維持管理事業1000万円ですが、土砂崩れなどにより断線した光ケーブルの張りかえなどの応急

復旧に要する経費を計上するものであります。今後、県道陥没などによる本復旧に要する経費と時期につきましては、関係機関と協議を進め対応してまいります。

18ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、集会所整備事業であります。西予市集会所等整備事業費補助金交付要綱の補助対象経費、補助率を改正し、被災した集会所の改修補助金として、1512万8000円を計上するものであります。

9項4目卯之町はちのじまちづくり推進事業799万2000円ですが、JR四国との協議が整ったため、卯之町駅自由通路調査・実施設計委託料を計上するものであります。財源として旧合併特例債を充てています。

20ページをお開き願います。

衛生費、1項3目保健衛生施設管理費、クアテルメ宝泉坊管理運営事業324万円ですが、浸水した電気・機械室の各機械類復旧のための設計委託料を計上するものであります。

2項2目塵芥処理費4億7945万5000円ですが、先月31日に臨時議会で可決いただきました災害廃棄物処理事業等の9月と10月分を計上するものであります。財源としては、8月3日に閣議決定された一般会計の予備費1058億円を使用した災害廃棄物処理事業の地方負担額については、財政措置として災害対策債が発行できることとなりましたので、2億3970万円を充てています。地方負担額の100%の充当率であり、後年度における元利償還金の95%が交付税措置をされます。

21ページをお開き願います。

商工費、1項5目商工観光施設管理費704万5000円ですが、明間観音水遊歩道堆積土砂除去等に要する経費、城川杉之瀬公園内の公衆トイレ復旧に要する経費、宝泉坊ロッジ本館のエアコンなどの修繕に要する経費を計上するものであります。

23ページをお開き願います。

消防費、1項2目非常備消防費、消防団管理運営事業988万5000円ですが、発災直後から地元消防団の野村方面隊を初めとした市内全域の消防団によります土のう積み、瓦れき撤去等に出勤した延べ3,954名の団員の災害出勤危険手当を計上するものであります。

教育費、2項1目学校管理費、小学校施設修繕事業751万4000円、3項1目中学校施設修繕事業435万3000円ありますが、6月の大阪府北部地震のブロック塀の倒壊事故を受けての点検結果による小学校、中学校各1校ずつのブロック塀撤去などに要する経費を計上するものであります。

24ページをお開き願います。

6項文化振興費、5目文化の里振興費、米博物館管理運営事業3202万3000円ありますが、米博物館擁壁崩落に係る応急対策経費として、造成地調査委託と仮設防護柵設置に要する経費を計上するものであります。今後は調査結果を受けて本復旧工事に移る計画であります。

25ページをお開き願います。

災害復旧費、1項1目農地災害復旧費9億6185万円ありますが、補助災害が403件、単独災害が402件。2目農業用施設災害復旧費26億9735万円ありますが、補助災害が393件、単独災害が392件であります。どちらも件数と予算措置額は概算であり、現在、愛媛県の被災農業者向けの経営体育成支援事業などの補助事業の取りまとめを行っていますので、まとめ次第、財源の組みかえなどの補正対応をさせていただきます。3目林業用施設災害復旧費16億1501万6000円ありますが、補助災害が35路線であります。

26ページをお開き願います。

2項2目社会教育施設災害復旧費358万6000円ありますが、城川総合運動公園敷地内の水路の土砂撤去などに要する経費を計上するものであります。

27ページをお開き願います。

5項2目社会福祉施設災害復旧費5819万9000円ありますが、游の里健康センターの機械室復旧に要する経費939万9000円と、野村保育所の解体に要する経費4880万円を計上するものであります。

6項1目道路橋梁河川災害復旧費25億3819万8000円ありますが、補助災害が100件、単独災害が186件であります。

28ページをお開き願います。

7項1目その他公共施設災害復旧事業2487万3000円ありますが、野村保健福祉センターの空調設備などの復旧に要する経費を計上するものであります。

8項1目都市施設等災害復旧費、堆積土砂排除事

業3000万円ありますが、明間四道地区の堆積土砂の排除などに要する経費を計上するものであります。

29ページをお開き願います。

諸支出金、2項1目財政調整基金事業4億5500万円ありますが、地方財政法第7条に基づき、平成29年度決算による剰余金のうち2分の1以上を積み立てるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてご説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

地方公務員法が改正され、平成32年4月から施行されます会計年度任用職員制度の導入にあたり、条例・規則等の現状の把握から改正案までの業務を委託するために、平成31年度を期間とした、限度額226万8000円の債務負担行為の設定を行うものであります。

主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

分担金及び負担金1項2目災害復旧費分担金3億433万5000円ありますが、農地・農業用施設・林業用施設の災害復旧費の分担金を計上するものであります。

国庫支出金、1項5目災害復旧費国庫負担金40億2675万9000円ありますが、補助率はかさ上げ前の補助率で計上するものであります。

13ページをお開き願います。

繰入金、1項特別会計繰入金1051万4000円ありますが、住宅新築資金等貸付事業特別会計、育英会奨学資金貸付特別会計から平成29年度決算による繰越金をそれぞれ一般会計へ繰り入れするものであります。

14ページをお開き願います。

市債、1項11目災害復旧事業債27億4740万円を増額して、地方債の限度額を全体で82億8147万4000円とするものであります。

13ページにお戻りください。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金11億2495万2000円を基金会計から繰り入れして収支の均衡を図るものであります。今回の補正予算により、財政調整基金の繰入総額は31億8935万6000円となります。

平成30年の7月豪雨災害については、7月24日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律」に基づき、激甚災害として指定されております。

今後は災害復旧事業ごとの所管省庁の査定により、特定地方公共団体の指定が決定し、年度末に災害復旧国庫補助事業の国庫補助率の1割から2割程度のかさ上げ措置が講じられますので、その段階で、災害復旧費分担金、災害復旧事業債を含めて、財源の組み替えを補正予算で対応させていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時28分）

○議長

再開をいたします。（再開 午後2時45分）

（日程13）

○議長

次に、日程第13、議案第109号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」から、議案第118号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第109号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は前年度繰越金の確定によるものです。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ33万7000円増額し、歳入歳出予算の総額を110万3000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

続いて議案第110号高橋教育部長、説明をお願いします。

高橋教育部長。

○高橋教育部長

議案第110号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度決算による繰越額の確定によるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ1017万7000円増額し、歳入歳出予算の総額を3943万1000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

議案第111号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、前年度の療養給付費等負担金等の返還額が確定したことにより償還金を増額するとともに、前年度決算による繰越金が確定したことから、その一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ8626万5000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を51億6123万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第112号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1707万2000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億5609万3000円と定めるものであります。

続きまして、議案第113号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定並びに前年度介護給付費及び地域支援事業費の精算による介護給付費負担金等の返還によるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ8514万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億6941万5000円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第114号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組み替えを行うものです。歳入歳出予算の総額に変更はありません。

続きまして、議案第115号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

続きまして、議案第116号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、災害復旧費用の増額及び前年度繰越金の確定に伴うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出にそれぞれ505万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7676万6000円と定めるものであります。

続きまして、議案第117号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、災害復旧に係る経費の増額及び給水車導入に係る経費を計上するものであります。

これによりまして、第2条の資本的収入及び支出につきましては、既決いただいております資本的収入に、一般会計補助金6680万円を増額し、総額を3億7884万1000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費6680万円を増額し、総額を8億4285万3000円といたしております。また、今回の補正に伴いまして、他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

議案第118号「平成30年度西予市野村介護老人

保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、経営改革の一環として、委託可能な洗濯業務をアウトソーシングすることにより効率化し、現体制で入所者の増加に対応することで、収益の増加を図ろうとするものであります。そのほか、7月豪雨の影響により、貯水槽清掃委託業務経費の増額等を補正するものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

予算書第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、施設事業収益を56万8000円増額し、収入の総額を5億4515万5000円とし、支出につきましては、施設事業費用を286万4000円増額し、支出の総額を5億7881万7000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程14）

○議長

次に、日程第14、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

○山口会計管理者

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

お手元にお配りしております地方自治法に基づきます平成29年度決算における主要な施策の成果報告書によりまして説明をさせていただきます。まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページをお開きください。

平成29年度は、本市の最上位計画である第2次西予市総合計画の2年目を迎え、引き続き、健全な行財政運営を維持する中で、慣例に縛られずに改革・チャレンジ精神をもって、本市の特性を生かした独創的で質の高い施策を果敢に実行し、「西予市で生活を望む人が増え、その望みが叶えられるまちづくり」の実現を目指し、本市が抱える諸問題の根本にある急激な人口減少問題対策を柱に、市内の産業・経済の維持・発展に努め、スピード感を常に意識した市政運営に取り組んだと

ころであります。

それでは、平成29年度一般会計の決算の状況とあわせて、普通会計における財政指標等の状況についてご説明し、主要な施策の成果につきましても、その概略をご報告いたします。まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は15ページをお開きください。

平成29年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額280億6586万8000円、歳出決算額269億9230万6000円、歳入歳出差し引き額10億7356万2000円となっておりますが、繰越財源1億6448万円を差し引きますと実質収支は9億908万2000円となり、前年度と比較しますと、歳入では8.5%、歳出では9.5%、それぞれの決算額が減少となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明をいたします。

平成29年度の決算額は、前年度に対しまして、26億1381万9000円減少しております。その主な要因といたしましては、平成28年度に完成しました汚泥再生処理施設整備事業、及び宇和学校給食センター建設事業の財源でありました国庫支出金、基金繰入金及び市債の減によるものであります。市税につきましては、市民税で個人所得割、固定資産税における家屋及び償却資産の増等により、前年度と比較しまして4371万8000円の増となり、31億8910万1000円となっております。普通交付税は108億4310万5000円となっております。本市では、交付税算定上の財政的支援措置が平成27年度から5年間にわたって段階的に縮減されることから、3年目となる平成29年度は前年度と比較し4億803万5000円の減となっております。歳入のうち77.3%を国や県に依存する本市は、依然として財政基盤が脆弱な状況でありますことから、今後も国の歳出歳入一体改革や国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により、大きな影響を受けることが想定されるとともに、合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮すると、予算規模は縮小せざるを得ない状況となっております。

次に、地方交付税の状況についてご説明いたします。

資料は17ページをお開きください。

普通交付税額につきましては、前年度と比較しまして、全国総額ベースで2.2%減、全国市町村平均で0.6%減、愛媛県内市町平均で3.0%減という状況の中で、本市におきまして一本算定へと段階的な減額が始まっていること及び、平成29年度は基準財政需要額に社会保障関係費に係る需要額が増額となったものの基準財政収入額において市税分が増額となったことにより、前年度と比較しまして4億803万5000円、率にして3.6%の大幅な減額となり、交付額は108億4310万5000円となっております。特別交付税につきましては、前年度と比較しまして、全国総額ベースで7.0%減、全国市町村平均で2.6%減、愛媛県内市町平均では1.2%減という状況の中で、本市におきましては、1.9%減の12億2362万3000円が交付されました。また、臨時財政対策債発行可能額につきましては、前年度と比較しまして、1.1%増の6億3612万3000円となり、これを含めた交付税総額は、前年度に比べ4億2506万1000円の減少となっております。

次に、財政力指数の状況についてご説明いたします。

資料は18ページをお開きください。

本市の平成29年度財政力指数は、昨年度と同じく0.24で、平成28年度の全国市町村平均は0.50、平成29年度の県市町平均が0.44でありますことから、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。

今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金による基準財政収入額に変化があるものの、人口の減少等により、基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況についてご説明いたします。

資料は19ページをお開きください。

市債の発行につきましては、防災行政無線デジタル整備事業及び保育所等施設整備事業など建設事業を実施しているものの、平成28年度に完了しました汚泥再生処理施設整備事業及び宇和学校給食センター建設事業の発行額皆減によりまして、前年度と比較しまして23億425万円、41.7%減の32億1502万3000円となり、地方債残高は前年度と比較して6785万6000円増の372億9751万1000円となっております。

次に、歳出決算の概要についてご説明いたします。

資料は20ページをお開きください。

平成29年度の決算額は269億9230万6000円で、前年度と比較しまして28億3318万6000円、9.5%の減となっております。その主な要因は、総務費でCATV整備事業、衛生費で汚泥再生処理施設整備事業、教育費で宇和学校給食センター建設事業、災害復旧費で市道赤木佐須線道路災害復旧事業の減によるものであります。

性質別決算額では、人件費、扶助費及び公債費を合わせました義務的経費の合計は112億6389万2000円、構成比41.7%。昨年度と比較いたしますと扶助費における児童手当費の減等により1986万8000円、0.2%の減となっております。また、普通建設事業費及び災害復旧事業費を合わせました投資的経費の合計は50億2217万5000円、構成比18.7%となり、昨年度と比較して28億1858万5000円、35.9%の減となっております。普通建設事業費において、汚泥再生処理施設整備事業、宇和学校給食センター建設事業等の大型事業の事業費減により23億367万4000円の減。災害復旧事業費において市道赤木佐須線道路災害復旧事業の減により5億1491万1000円の減となったことが主な要因です。その他一般行政経費は107億623万9000円、構成比39.7%。前年度と比較しまして526万7000円の増となっております。

目的別決算額では、増額科目においては、主に民生費が78億2913万1000円となり、保育所等施設整備事業の事業費増により5億9834万6000円、8.3%の増。消防費が15億7488万9000円となり、防災行政無線デジタル整備事業費増により4億5884万6000円、41.1%の増。土木費が21億5484万2000円で、市道改良事業費増により2億8577万5000円の増となっております。減額科目においては、主に衛生費が20億5064万4000円となり、汚泥再生処理施設整備事業の完了により21億8264万1000円、51.6%の減。教育費が30億103万9000円となり、宇和学校給食センター建設事業の完了により11億4654万6000円、27.6%の減となっております。

次に、実質公債費比率の状況についてご説明をいたします。

資料は23ページをお開きください。

平成29年度の実質公債費比率は8.5%で、前年度より0.2%減となっております。この数値は3箇年平均でありますので、今後は地方債の現在高は増額傾向であり、公営企業会計への繰出金についても、増加する見込みであるとともに、普通交付税において合併算定替えの特例措置分が段階的に縮減されることにより、比率は上がっていくと見込まれます。

次に、健全化判断比率の状況についてご説明いたします。

資料は24ページからになりますが、25ページをお開きください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当ありません。実質公債費比率は前年度に比べ0.2%減の8.5%。将来負担比率は前年度に比べ1.8%減の47.6%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後、一般会計における公債費の増加と特別会計等への繰出金のうち、公債費元利償還の財源に充てたと認められる額の増加等により、実質公債費比率は上昇し、将来負担比率につきましても、特別会計等への公債費元金償還に充てる一般会計等からの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少等により上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められるところであります。

このほか、単年度歳出額の性質別・目的別の内訳と前年度比較につきましては、21ページと22ページに記載をしております。また、過去5年間の一般会計の歳出性質別決算額及び自主財源と市債を除く歳入等の推移につきましても、26ページに記載しておりますので、お目とおしいただけたらと思います。特に歳出総額と市債を除く歳入との差が大きい場合は、市債で補っているということでありまして、多額の地方債発行が続きますと、地方債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。そのため、地方債発行につきましては、可能な限り財政上有利な起債を利用し、後年度にできるだけ影響が出ないよう計画的に行っているところであります。

次に、主要な施策の成果についてその概略をご報告いたします。

資料の4ページにお戻りください。

さきに申しあげましたとおり、平成29年度は本市の最上位計画である第2次西予市総合計画の計画期間2年目でありました。目指す将来像を実現するための基本目標のもとに、「しごとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」「行財政」の4分野の政策、39項目の施策を設定した基本計画に基づき、各種事業を実施いたしました。

資料3ページをごらんください。

政策別の主な事業としましては、「しごとづくり」では、就業奨励や企業誘致促進など商工業促進事業、担い手育成や農業用機械・設備導入支援、森林環境基盤整備、市産材等活用促進、漁港越波防止対策など農林水産業振興事業、観光資源の発掘やPR活動、イベント運営費助成など観光振興事業を実施いたしました。

次に、「ひとづくり」では結婚・出産及び子育て支援事業、健康増進事業、高齢者及び障害者福祉、生活困窮者支援事業、火災・救急体制整備及び消防団活動推進事業、生涯学習の場の提供やスポーツ及び文化振興事業を実施いたしました。特にスポーツ振興の部門では、64年ぶりに愛媛県単独開催となりました第72回国民体育大会「2017愛顔つなぐえひめ国体」において、当市開催正式競技であるソフトボール成年女子と相撲の2種目の成功に向けて、万全の体制を整え大会に臨み、民泊受け入れを初め、大会スタッフや競技応援など多くの市民の協力・参加を得て盛大に開催され成功をおさめることができました。

次に、「まちづくり」では、移住・定住・安住体制整備事業、ジオパーク推進事業、空き家・店舗対策等不動産の流動化事業、地域主導のコミュニティ強化推進事業、地域防災力の強化等防災・減災事業、道路・水道・下水道等インフラ整備及び維持管理事業を実施いたしました。

最後に、「行財政」では西予市イクボス宣言に伴う働き方改革プランに基づき、業務の効率化、省力化及び生産性・サービスの向上を目指し、職員一人ひとりが業務改革を実行し、今後の健全財政の維持に取り組みました。

なお、基本計画の主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の5ページから11ページに記載しておりますのでお目とおしいただきますようお願いいたします。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げました

が、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、施策の成果報告書に基づき、各担当部課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程15)

○議長

次に、日程第15、認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

○山口会計管理者

引き続きまして、平成29年度西予市特別会計の決算についてご説明申し上げます。

資料は12ページをお開きください。

公営企業会計を除きます特別会計全体の歳入決算額は139億603万2000円、歳出決算額は136億6180万6000円、歳入歳出差し引き額は2億4422万6000円となりますが、翌年度への繰越財源852万6000円を差し引きますと実質収支は2億3570万円となっております。

それでは会計別にご説明を申し上げます。まず、認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は46ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は歳入総額269万5000円、歳出総額235万8000円となり、形式収支、実質収支ともに33万7000円となっております。

続きまして、認定第3号「平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は47ページをお開きください。

平成29年度決算額は歳入総額が4615万5000円で、前年度と比較しまして1807万3000円の減、歳出総額は2913万8000円で、前年度との比較では1867万1000円の減となり、形式収支、実質収支ともに1701万7000円となっております。

なお、平成29年度の貸付者は継続37人、新規12人の合計49人で、貸付総額は1920万円、償還者は延べ510人で、償還総額は2973万5600円となっております。

続きまして、認定第4号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は48ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が59億8869万3000円、歳出総額は58億8954万7000円となり、形式収支、実質収支ともに9914万6000円の黒字となっております。この繰越額につきましては、前年度精算による療養給付費等負担金等の返還及び財政調整基金積立等に充てるものであります。なお、当会計におきましては、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴う医療費の増加、さらには、保険税収入の減少等により、極めて厳しい財政運営を強いられております。将来にわたって国保の安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険税の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持増進や保険事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定についてご説明をいたします。

資料は53ページからになります。55ページをお開きください。

市内8診療所の歳入総額は2億5667万8000円、歳出総額が2億5295万2000円となり、形式収支は372万6000円となっておりますが、全額移動診療車購入事業の繰越明許費繰越額のため、実質収支は0円となっております。診療所勘定におきましては、一般会計から8513万3000円を繰り入れることにより、収支均衡を図っている状況にありますことから、引き続き医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後も医療体制の見直しを図るなど、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第5号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は60ページをお開きください。

まず、歳入総額は6億3235万5000円で、前年度

と比較しまして1626万4000円の増、歳出総額が6億1528万2000円で、前年度と比較しまして1741万7000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに1707万3000円となっております。歳入につきましては、被保険者の保険料が3億4987万5000円、繰入金2億5214万円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1204万4000円が主なものであります。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億7918万6000円となり、歳出全体の94.1%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第6号「平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は62ページをお開きください。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が56億9083万1000円で、前年度と比較しまして978万円の増、歳出総額は56億594万5000円で、前年度と比較しまして3399万9000円の増となりまして、形式収支、実質収支共に8488万6000円となっております。

今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業が、多様な事業者または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導・監理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第7号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料72ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は3億8343万6000円で、前年度と比較しまして113万6000円、0.3%の減、歳出総額が3億8290万6000円で、前年度と比較しまして56万4000円、0.1%の減となりまして、形式収支、実質収支ともに53万円となっております。本事業につきましては、農業集落における農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の生活環境の向上を図るため、現在、10処理区が稼働しておりますが、機能診断調査の評価結果に基づき、適時・適切な施設の維持管理に努めているところであります。

続きまして、認定第8号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て」ご説明申し上げます。

資料は78ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計は歳入総額7億5434万9000円で、前年度と比較しまして3311万7000円、4.6%の増、歳出総額が7億4928万9000円で、前年度と比較しまして2897万3000円、4.0%の増となり、形式収支が506万円、実質収支が26万円となっております。事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用を開始しており、拡張区域の整備及び施設の維持管理等、鋭意進めているところでございます。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く、平成29年度西予市特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をさせていただきました。

大変大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、決算審査特別委員会におきまして、各担当部課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

認定第9号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は、平成29年度決算における主要な施策の成果報告書68ページをお開きください。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が1億5084万円で、主な収入といたしましては、給水収入6954万5000円、繰入金4006万4000円、分担金及び負担金314万8000円、市債2240万円などです。歳出総額は1億3438万9000円で、主な支出といたしましては、事業費1億1038万8000円及び公債費2400万1000円です。

以上によりまして、形式収支、実質収支ともに1645万1000円の黒字を計上いたしております。

認定第10号「平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、平成29年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。総括事項として、営業収益における給水収益につきましては、給水人口の減少等により、前年度比1.2%の減となりました。また、

業務量につきましては、給水人口が前年度から689人減少し3万950人。年間総有収水量は、前年度比1.3%の減、337万5149立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億2368万5345円に対しまして、水道事業費用は6億9260万5015円となり、前年度と比較しまして収益は0.1%の増、費用は2.3%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8ページをお開きください。

このことを損益計算書で説明いたしますと、営業収益5億8128万4798円に対しまして、営業費用が6億3760万4766円となり、差し引き5631万9968円の営業損失となりました。次に、営業外収益は、水道加入金など8420万2632円となっており、営業外費用は、企業債の支出利息など3385万138円を支出しております。

以上によりまして、経常損失596万7474円、当年度純損失205万4764円となり、当年度未処分利益剰余金が9365万8789円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は5億5936万1372円です。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額1億4222万3401円となっております。その内訳は、負担金1344万9200円、企業債8300万円、補助金4577万4201円です。次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額4億1602万6198円で、建設改良費として2億9088万8692円、企業債償還金として1億2513万7506円を支出しております。建設改良の主な工事は、宇和給水区域の上松葉配水池更新事業、明浜給水区域の送・配水管布設替事業などです。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億7380万2797円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしております。その他、決算資料を掲載しておりますのでご参照ください。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

説明の途中でございますけれども、暫時休憩をいたします。(休憩 午後3時37分)

○議長

再開をいたします。(再開 午後3時50分)

引き続き、理事者の説明を求めます。

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

認定第11号「平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の52ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、西予市民病院におきましては、平成28年度に引き続き、内科、外科、整形外科及び泌尿器科の常勤医師を確保し、年間を通して入院・外来診療を行うことができました。

また、野村病院におきましても、常勤医師及び非常勤医師による診療や当直業務などにより、診療体制の確保を図ることができました。これらによりまして両病院が連携して、市内の二次救急体制の維持も図ってきたところであります。

今後におきましても、医師及び看護師等、医療スタッフの確保に努め、医師会や関係機関とも連携し、西予市内の地域医療を維持していく所存でございます。

次に、53ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延患者数4万65人、外来延患者数4万7845人。野村病院では、年間入院延患者数2万8723人、外来延患者数5万1860人となっております。

次に、40ページの病院事業全体の収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

病院事業収益37億4032万2964円に対しまして、病院事業費用は39億5928万1940円となっております。

その詳細につきましては、44ページの損益計算書でご説明いたします。

医業収益31億6503万9906円に対し、医業費用は37億95万8448円で、差し引き5億3591万8542円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、西予市民病院建設及び野村病院の大規模改修にかかる減価償却費の増、医療スタッフの確保に伴う給与費の増などがございます。次に、医

業外収益は4億2942万314円で、うち2億7446万7012円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。医業外費用は1億6939万5198円で、主に企業債の利息及び控除対象外消費税として計上される雑支出でございます。

以上によりまして、経常損失2億7589万3426円、当年度純損失2億2084万7581円となり、当年度末未処理欠損金は2億2603万5547円となっております。

続いて42ページの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の総額は2億5695万9577円で、内訳は一般会計出資金60万円、一般会計負担金1億1670万8537円、企業債1億1240万円、一般会計補助金2725万1040円であります。次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は3億6444万2921円で、これは医療機器の更新などの建設改良費1億7056万8552円、企業債償還金1億9327万4369円、奨学資金制度に係る投資60万円となっております。これにより資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億748万3344円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

79ページから西予市民病院及び野村病院それぞれの決算資料を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして、認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

企業会計決算書の112ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出についてご説明をいたします。施設事業収益は5億2598万6692円に対しまして、施設事業費用は4億8565万5415円となり、前年度と比較しまして、収益は約7.2%の増、費用は約0.1%の減となっております。このことを116ページの損益計算書でご説明いたしますと、施設運営事業収益は4億636万6090円に対しまして、施設運営事業費用は4億5530万636円となり、差し引き4893万4546円の営業損失となりました。次に、施設運営事業外収益は市からの補助金などにより、8010万2091円となっております。施設運営事業外費用は、企業債の支払い利息などで6366万438円を支出しております。

以上によりまして、経常利益は1472万5937円、当年度純利益は4033万1277円となりました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は2987万8493円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

114ページをお開きください。

資本的収入につきましては5億475万6890円となっており、市からの繰入金、増築事業に係る企業債借入額を計上したものであります。一方、資本的支出につきましては6億4636万6370円となっており、増築工事に係る建設改良費と企業債償還元金を支出しております。また、資本的収入が資本的支出額に対して不足する1億4160万9480円につきましては、繰越工事資金と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

これらに伴います事業の概要につきましては121ページの貸借対照表及び125ページからの事業報告書をご参照願います。

125ページの事業報告書に記載しておりますとおり、平成27年度から行ってきました増築に係る工事が完了し、入所定員は20人増の100人、通所定員も10人増の35人となっております。

今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜りご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司代表監査委員

それでは、決算審査意見についてご報告申し上げます。

市長から地方自治法の規定に基づいて審査に付されました平成29年度西予市一般会計、特別会計の決算及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法の規定に基づいて審査に付されました平成29年度西予市公営企業会計の決算について、慎重に審査し、審査結果の意見書を去る8月15日に市長に提出したところでございます。

以下、その内容につきましてご報告いたしますが、金額につきましては、万円単位でご報告させていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、まず、平成29年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

第1、審査の対象は平成29年度一般会計及び平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計ほか7特別会計の歳入歳出決算であります。

第2、審査の概要であります。まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について関係法令に準拠して、正確に表示されているか、並びに予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを念頭に置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合いたしました。あわせて計数の正確性、予算の執行状況の適否等、通常実施すべき審査手続を全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して実施するとともに、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながら審査をいたしました。次に、審査の期間ですが、平成30年7月2日から平成30年8月7日までの間実施をいたしました。

第3、審査の結果であります。審査の結果、計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。次に、決算の概要であります。2ページの決算規模のウ、総決算額の比較をごらんください。平成29年度一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入が419億7189万円、歳出が406億5411万円で、前年度に比べ歳入が29億414万円、歳出が31億1399万円それぞれ減少しております。

続いて、3ページの決算収支状況をごらんください。

決算収支の状況は、合計額に記載のとおりで歳入歳出差し引き額、いわゆる形式収支ですが13億1778万円、実質収支が11億4478万円といずれも黒字となっております。一般会計、特別会計に分けてみますと、一般会計の形式収支は10億7356万円、実質収支は9億908万円といずれも黒字であり、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支におきましても6384万円の黒字となっております。また、特別会計の形式収支は2億4422万円、

実施収支は2億3569万円と、こちら黒字であり、基金積立金、取崩金を含めた実質単年度収支におきましても1億1512万円の黒字となっております。なお、4ページ以降に各会計の決算審査の状況及び意見を記載しておりますのでお目とおしいただき詳細な説明は省略させていただきます。

次に、55ページをごらんください。

まとめといたしまして、今後の行政運営におきまして、ご配慮いただきたいことにつきまして、9行目以降に2点挙げさせていただきます。

まず1点目として、平成29年度の事業面においては、人口減少対策、えひめ国体の成功、防災・減災対策、四国西予ジオパークの推進、産業・雇用創出、小規模多機能自治の推進等、市民と一体となり、多くの事業推進がなされてきました。こうした中、今年7月の豪雨災害により、本市では多大な被害を受けるとともに市民生活にも大きな影響がでたところであります。当面は災害に係る復興・支援事業を最優先的に取り組み、第2次西予市総合計画に基づく「安心が体感できるまちづくり」の施策に1日でも早く対応できるよう期待するものであります。

次に、2点目として、4ページの普通会計の財政指標等の状況でも明らかなように、財政状況は、公債費負担比率17.9%、経常収支比率90.4%と上昇傾向にあり、財政指数においては0.24と依然として厳しい状況が続いております。こうした厳しい状況の中、今後の財政運営に当たっては、第1に復旧・復興・生活再建を優先した事業の調整を図るとともに事務の効率化、経費節減等をさらに進め、健全な財政運営を図ることを強く望むものであります。

以上、一般会計及び各特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

また、56ページ以降の西予市基金運用状況審査の結果につきましては、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されていると認められましたので報告させていただきます。

続きまして、平成29年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

第1、審査の対象は平成29年度水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計の3事業会計の決算であります。

第2、審査の概要であります。まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました3事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類が、地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づいて作成され、かつ、これらの計数、経営成績及び財政状態が適正に表示されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、あわせて、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながら審査をいたしました。

また、審査に当たりましては、全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して実施いたしました。

次に、審査の期間ですが、平成30年6月18日から平成30年8月7日までの間実施をいたしました。

第3、審査の結果であります。審査の結果、いずれも法令に基づいて作成され、係数、経営成績及び財政状況についても適正に表示されているものと認められました。

次に、総合意見について説明させていただきます。

6ページ、総合意見の中ほどよりごらんください。

公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を果たすことを目的としておりますので、経営の安定及び市民生活に対するサービスの向上が求められているところであります。この両立を達成するためには、決算書で経営成績や財政状態などの経営状況を的確に分析し、分析結果をもとに優先的に行う事業を予算書に反映することが必要であります。また、企業経営を経済情勢に応じて能率的に行うことができるようサービスの提供に必要な施設、設備等に係る改良・更新需要への対応、耐震化対策等の推進についても積極的に検討し、中長期的な視点に立った経営の効率化、健全化を図っていただきたいと考えます。

特に、各会計は当面次の点に留意して取り組んでいただきたいと考えてます。

水道事業経営に当たっては市民生活の安全を確保するため、老朽化した水道管等の更新事業に力を入れ、持続可能で災害に強い施設へ整備すると同時に、収入の確保及び維持管理経費の削減に取り組んでいただきたいと考えています。

病院事業経営に当たっては、市民や地域医療機関からの期待にこたえ、質の高い医療を提供していくために「西予市立病院新改革プラン」に掲げる取り組みを着実に実行し、収益性を精査しながら健全な病院経営に努めていただきたいと考えます。

野村介護老人保健施設事業の経営に当たっては、施設の利用割合を100%に近づけ、施設運営事業収益向上に最大限の注意を払うとともに、経営全般の精査、点検、経費の削減を図るなど徹底した見直しが必要であると考えます。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、7ページ以降に記載しておりますのでお目通しいただき、詳細説明は省略させていただきます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

○議長

以上で監査報告は終わりました。

(日程16)

○議長

次に、日程第16、報告第5号「平成29年度西予市一般会計継続費精算報告について」から、報告第17号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

宗副市長。

○宗副市長

報告第5号「平成29年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度において、市道石城地区101号線改良工事に係る岩城第3踏切拡幅工事、社会教育複合施設整備事業に係る基本設計及び実施設計の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第6号「平成29年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健

全化判断4比率を算定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付し報告するものであります。

なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、どのような状態であるのかを見るためのものでございます。

比率についてでございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通しての実質赤字額はございません。

次に、実質公債費比率は、借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものでございます。いずれの比率につきましても、早期健全化が必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることをご報告いたします。

続きまして、報告第7号「平成29年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成29年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものでありますが、一覧表のとおり全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第8号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年度において、西予市野村介護老人保健施設増築事業の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第10号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第11号「株式会社エフシーの経営状況について

て」、報告第12号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第13号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第14号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第15号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第16号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第17号「西予CATV株式会社の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に9法人の平成29年度経営状況について報告するものでございます。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

報告第9号「西予市土地開発公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

平成29年度西予市土地開発公社の実績報告につきましては、完成土地売却として、さくら団地3区画及び高野子団地1区画を販売し、2044万8452円の収入がございました。

平成30年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち、残49区画を、城川町高野子団地全15区画のうち、残6区画を、三瓶町いぶき団地全24区画のうち、残12区画を、宇和町みどり団地、残13区画の販売促進を行っているところでございます。

次に、平成29年度の収支報告をいたします。歳入の部では事業収益2044万8452円、事業外収益5万8361円、繰越金4115万8960円、事業借入金1億9670万円の合計2億5836万5773円でございます。歳出の部は、販売費及び一般管理費348万7842円、事業外費用35万7814円、事業借入金償還2億1000万円の合計2億1384万5656円でございます。差し引き繰越金といたしましては4452万117円でございます。

詳細につきましてはお配りしております資料を

お目通しください。

以上、西予市土地開発公社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

それでは、産業部が所管します報告第10号から報告第15号までの6つの第三セクターにつきまして補足説明をさせていただきます。

まず、報告第10号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況」につきましてご説明申し上げます。

同社は西予市指定管理者として指定を受け、乳製品、繭製品、獣肉の加工製造・販売、農産物の加工管理を目的に、農業公園ほわいとファームの管理経営に当たり、乳製品の製造販売やシルク博物館の繭製品の販売、レストラン事業ほか、施設を使ったイベントによる地域内外の振興事業に取り組んでおります。

平成29年度におきましては、桂川溪谷ジオサイトツアー等、タイアップの取り組みの成果もあり、年間利用者数は4万8000人余りと28年度とほぼ同じ数字となり、えひめいやしの南予博からの増加分を維持した形となっております。

経営実績につきましては、全事業の売上高が約7580万円で、前年比99%程度となっております。損益につきましても約370万円の純損失を計上しておりますが、昨年と比べ約50万円の損失減となりました。

雇用につきましては正職員、パート職員を含め14名でございます。

平成30年度は施設への誘客による売り上げ増と松山圏域等への販売増、それにこたえる製造に取り組むとともに、効果的、効率的な収益重視の運営を行います。

営業販売では、29年度に引き続き新規取引先の開拓、ホームページ、SNSによる情報発信、誘客の取り組みとしましては、ジビエを含め話題づくりになるようなメニューや商品開発、レストランを生かした宴会、レストランウエディングの利用促進を考えております。

次に、報告第11号「株式会社エフシーの経営状況」につきましてご説明を申し上げます。

同社は、森林の保全や林業の担い手育成等を主

な目的に林産物の生産・加工・販売、農林業基盤整備に係る除伐、作業道開設と木質ペレット製造施設の指定管理者として、治山事業に取り組んでおります。

平成29年度は、技術研修を中心とした人材育成と機械化によるコスト削減に取り組んでまいりましたが、降雪等悪天候が多かったことと、3名の退職者があったこともあり、素材生産量は約7,414立米で、前年比約85%となりました。

また、森林整備面積におきましては、前年比の146ヘクタールを少し上回り、147ヘクタール取り組むことができました。木質ペレット等、木材加工品の生産及び販売額は、ペレット396トン、おが粉422立米を生産・販売し、これらを合わせた売上総額は約1億300万円となっており、昨年と比べ約1600万円減少となり、当期純利益では230万円余りのマイナスとなりました。

雇用者数は現在23名で、事業目的に、林業者の人材育成が位置づけられていることから、平成30年度は引き続き人材の雇用と育成、機械化による効率化と林家手取り向上等を目指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組んでまいります。

西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて、将来につながる経営の安定化と担い手の育成に努める所存でございます。

次に、報告第12号「株式会社城川ファクトリーの経営状況」につきましてご説明を申し上げます。

城川ファクトリーでは、農産物の生産加工、飲食店、温浴施設の管理運営などを主な業務とし、西予市指定管理者として指定を受け、特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジなど8施設の管理・経営にあたり地域特産品の製造販売ほか、市民の健康増進、観光交流など多角的に事業を行っております。

これら8施設部門の平成29年度売上高は、昨年度に比べ約900万円減少した5億7400万円となり、純利益は60万円となっております。

主な要因は、自然農場の業務用栗加工製品を中心とする売り上げは堅調であったものの、クアテルメ宝泉坊の燃料及び電気料の単価アップによる光熱水費上昇が影響したものです。

第三セクターの持つ重要な使命である公益性確保につきましては、29年度は正職員を2名ふやし、臨時、パート、期間雇用を含めた雇用人数全体では86名を確保しております。

平成30年度につきましては、販売促進、副産物利用、新商品開発のさらなる強化はもとより、城川ファクトリーとしてのブランド力を高め、海外への輸出分野にも力を注ぐとともに、ネット販売、予約体制の強化や食肉単材の有効活用など、お客様の視点に立った商品、サービスの開発を行ってまいりたいと考えております。

また、公有財産の維持管理、健康福祉、人材育成、情報発信等に努め、常に挑戦する姿勢のもとに、信頼される地域の中核企業として地方活性化に貢献してまいります。

次に、報告第13号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明を申し上げます。

同社は、西予市指定管理者として指定を受け、農産物、観光物産、特産品の販売、レストランの経営、加工品の製造販売を目的にどんぶり館のふれあい市場、レストランなどの管理・経営に当たり、農林水産物や地域特産物の販売などの事業に取り組んでおります。

平成29年度は48万人の方がどんぶり館を訪れていただき、売上高は、昨年比160万円増の約1億8000万円となり、最終的には約1200万円の純利益がありました。

現在、正職員、臨時、パート職員を含め27人で運営をしており、全員西予市からの雇用となっております。

青空市場へ出荷される農家の方は500名の登録があり、100%西予市民、95%以上が西予市産の農産物となっております。特産市場につきましても、230名の登録があり、80%以上が西予市の業者となっております。

また、近年問題視されておりましたレストランへの団体客受け入れにつきましては、平成30年度に地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、団体昼食専用受け入れ施設を建設する予定となっております。

また、今まで以上に西予市の情報発信基地としての役割を担うとともに、四国西予ジオパークの窓口としての施設づくりを目指し、集客や情報発信のさらなる充実に努めてまいります。

次に、報告第14号「あけはまシーサイドパーク株式会社の経営状況について」ご説明を申し上げます。

同社は農水産物、地場産品の加工販売、レストラン、宿泊、温浴施設の経営管理を主な業務とし、西予市指定管理者として指定を受けております。

主な指定業務といたしまして、ふるさと創生館、塩風呂、民宿故郷、オートキャンプ場の経営を行い、基幹産業でもあるかんきつ類の農水産物を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、観光交流の推進など、雇用確保を含めた地域振興を担う4施設の経営管理を行っております。

これら4部門の平成29年度売上高は約2億1600万円で、前年度比111%でしたが、最終収益はマイナス1100万円となりました。

その主な要因といたしましては、収益の柱となる創生館加工事業において売上げの減少と営業商品企画部門の強化のための職員増が挙げられません。

また、施設利用者数では約7万5000人となっており、昨年度比5,000人程度の減少となりました。これは、夏場の台風襲来によりかっぱ祭りが中止になるなど、天候の不順によるものが大きな理由となります。あけはまシーサイドサンパークは明浜地区で唯一の集客施設であり、温浴、宿泊、製造など多岐にわたる部門を経営管理することから多くの人手を必要とします。

平成29年度は営業、商品企画部門の強化のため職員を募集し、前年度比4名増の45名を確保しております。

今後はサービス、加工、営業、商品企画などの責任者の人材が不可欠であるため、社員育成を図っていきます。

平成30年におきましては、当面する経営課題への取り組みを進めるため、中長期的な視点を踏まえた経営改革を行う考えです。

また、新たな自主事業の企画などを行い、事業改革のさらなる取り組みと利用者数の増加や販路拡大を図り、一層の収益向上に努力してまいります。

最後に、報告第15号「株式会社グリーンヒルの経営状況」につきましてご説明を申し上げます。

同社は農作物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として指定され、野村青汁工場の管理経営を行っております。

平成29年度につきましては約6億7500万円の売上げを計上いたしました。対前年比85.7%と下回り、純利益は約1900万となりました。

その要因といたしましては天候不順に伴い、県内産出荷率が計画比74.7%と過去最悪となったことに加え、ロボット導入など大がかりな設備投資を行ったことが挙げられます。

平成29年度は増設された新商品製造のための製品ラインにて濃縮青汁の自社生産をスタートしましたが、季節を通じて生産を行っておりませんので、これから出てくる問題を解決しながら生産性の向上に努めてまいります。

また、収穫量をふやしていくためにも自社農園をつくることや新規契約農家を計画的にふやせるよう、JA東宇和を中心にJAと連携をとりながら原料確保に努めてきました。

期末における雇用者数は30名となり、従業員の高齢化も進み、今後を見据えた若手人材の雇用・育成が急務となっております。求人募集をしても応募が少ないことから、今後も人材確保のため、地域の高校への募集も継続してかけていきたいと考えております。

なお、6施設とも詳細につきましてはお配りをしております資料をごらんください。

以上で、産業部門の第三セクター経営状況の補足説明とさせていただきます。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

それでは、報告第16号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月から引き続き指定管理者として、芸術・文化事業の実施と施設の管理運営を図っております。

平成29年度の芸術・文化事業では、自主事業公演として、宇和文化会館4公演、三瓶文化会館2公演の計6公演、共催事業として8公演を実施いたしました。

また、貸し館業務としては、年間約1,000件、延べ人数約4万4000人にご利用いただきました。

次に、平成29年度収支の状況についてご報告させていただきます。

事業活動収入合計は6768万2000円、事業活動支出合計につきましては8574万7000円でございます。収入合計から支出合計を差し引き、これに投資活動の収支差額1213万7000円と前期繰越額286万5000円を合わせて、差額はマイナスの306万3000円となっております。

なお、平成28年、29年度は、施設整備として館内全てのトイレを高機能化して、洋式化等を図りました。利用者の皆様にとって、より快適性を高め、今後の集客力向上を図ることが文化会館経営の安定化につながるものとも考えております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、宇和文化会館の経営状況についての補足説明とさせていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

報告第17号「西予CATV株式会社の経営状況について」ご説明申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝走路としたCATV事業であり、自主放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信などがございます。

平成29年度におきましては、第2チャンネルの開設や災害が発生した際に被害状況を初め、避難勧告や避難所開設などの情報提供を行うため、西予市と災害緊急放送に関する相互協定を締結するなど、地域の情報インフラとしての新たな事業も展開しております。

また、加入者獲得のため営業活動にも力を注ぎ、専門講師によります指導を得ながら営業活動を行いました。その結果、平成30年3月末の西予CATVが提供するテレビ加入率は51.7%、前年度比1.8%の増、インターネットサービス加入率は30.1%、前年度比2.4%の増となっており、ともに前年度と比較し、増加いたしております。

収支は損益計算書の当期純利益に示しておりますとおおり3368万4913円となっております。また、金融機関への長期借入金の償還も平成29年度末をもって終了し、大きな環境の変化がない限り利益は確保できる見通しでございます。

しかしながら、高齢化による加入者減少の波は予想を上回るペースとなっており、将来売り上げ減少となった場合、もう一つの柱となるよう、多角化経営にも力を入れていくとともに、これを視野に入れ検討を重ねているところでございます。

今後も技術革新による業界を取り巻く環境の変化や市場ニーズを見きわめ、企業としてさらに成長していけるよう努力してまいりたいと思っております。

詳細につきましてはお配りしております資料をお目通しいただきたいと思っております。

以上、西予CATV株式会社の経営状況の補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月3日は午前9時より、代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後4時44分

第 2 日

9月3日（月曜日）

平成30年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年9月3日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 開 議 | 平成30年9月3日 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| | 午前 9時00分 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 平成30年9月3日 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午後 0時16分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

- 1 番 宇 都 宮 久 見 子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇 都 宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇 都 宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇 之 吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事務局長 道 山 升 文
- 議事係 三 好 祐 介
- 1. 議 事 日 程 別紙のとおり
- 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
- 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員
な し

1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産業部長 | 酒 井 信 也 |
| 建設部長 | 岩 瀬 布 二 夫 |
| 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 教育部長 | 高 橋 司 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。

市長から議案第105号「市道路線の認定について」の路線名について、一部誤りがあり、お手元に配信したとおり訂正したい旨申し出がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、配信のように訂正をいたします。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い、発言してください。

それでは、発言を許可をいたします。

会派こころざし、井関陽一君。

12番井関陽一君。

○こころざし 井関陽一議員

おはようございます。

会派こころざし代表の井関陽一でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本年4月1日に一人ひとりが自立した議員として、自由な調査・研究・議論を通して自己の研鑽に努め、市民とともにある議員であるということを実感し、西予市民の声を市政に届け、西予市と西予市議会の発展のために行動するということを理念といたしまして結成いたしました会派こころざしを代表して質問させていただきます。

質問に入ります前に7月の豪雨災害において、とうとい命を亡くされました5名の皆様に対しまして心よりご冥福を申し上げます。また、多数の被災されました方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

また、復旧・復興のお手伝いとして、本当に数

多くのボランティアの皆様が助けをいただきました。心より感謝いたしております。ほこりの舞う中で汗だくになりながら作業していただきまして本当にありがとうございました。ずうずうしいお願いにはなりますが、これからも復興をいたしますまで、これからもよろしく願いしたらいと思いません。

それでは質問に入らせていただきます。

7月の例を見ない豪雨により、西予市全体で浸水、土砂崩れなど未曾有の災害に見舞われました。特に野村町におきましては被害が大きく、野村ダムの管理に関して不信感を持っておられる方が数多くおられます。

8月9日に説明会があったわけですが、ダムの放流に関しまして、住民のとうとい命と財産を奪った強盗殺人であると訴えられている方がおられます。こうした住民の怒りを背にして、最初の質問、被災者への謝罪について質問いたします。

このたびの豪雨災害は、約70ヘクタールが浸水し、男性3名、女性2名、計5名の犠牲者、さらに、床上浸水570戸、床下浸水80戸の大惨事となりました。

このような中、8月9日に野村中学校体育館で住民説明会が実施されました。この中で野村ダム管理所や四国地方整備局からの説明では、「操作規則に従ってダムからの放流を行いました。」この言葉を繰り返されるばかりで謝罪の言葉はありませんでした。ダムの操作規則を守ることはダム管理者にとっては大切なことであるかもしれませんが、それよりもっと大切な市民の生命や財産を守ることのほうが大事ではないでしょうか。いつのころからなのか「すみませんでした。」という言葉が、国会においても、一般社会においても聞く機会が少なくなったように感じています。

説明会のとき、市長は遺族の逃げる時間が短かすぎたとの指摘に対して、素直に「申しわけございませんでした。」と謝罪されました。私はこれが本当だと思います。

操作規則に従っていようがいが、自分たちの操作による放流によって人の命が奪われたことは事実であり、財産を奪ったことも事実である、その事実に基づいて責任問題を度外視したとしても、「すみませんでした、申しわけありませんでした。」と謝罪すべきではないかと思いません。

ダム管理者に対しての市長のお考えをお聞かせ
願いたいと思います。

次に、市民の安全性について伺います。

地球温暖化によるものなのか、全国各地、世界
各地で想定外の災害が発生しており、今回のよう
な豪雨災害にいつまた見舞われるか予測がつかない
状態で、住民の安全確保の方向性が決まってい
るのでしょうか。説明会では地域のさらなる安全
安心の確保のため、より有効な情報提供や住民へ
の周知のあり方について検証を行うとともに、よ
り効果的なダム操作について技術的作業を行うと
いう目的に、検証の場を設置したと説明されまし
た。この検証の場に西予市も次回から参加される
ようでございますが、気象予報とあわせて、多く
の方々指摘されたように、もっと早く放流して
いたら、今回のような大惨事にはならなかったの
ではないかということについてデータをもとにし
っかりと検証し、二度と浸水被害がないように方
策を考えていただきたい。

そこでお尋ねします。

平成8年の野村ダム操作規則の見直しや利水者
の同意を得ることも含めまして、今後のダムの安
全性をどのように考えておられるのか、お伺い
いたします。

それに加え、市民の方々から説明会の時間が短
く、意見を述べる時間がなかったと不満を聞いて
います。今後、この説明会を開催する予定がある
のかなのか、それについてもお伺いしたいと思
います。

また、今回は変電所、浄水場も被災し、断水・
停電の状態に陥りました。今後起こりうると思わ
れている南海トラフ大地震ではさらに深刻な状態に
なるかもしれません。西予市全体の電気・ガス・
水道の確保対策はどのようになっているでしょ
うか。対策の内容をお聞きいたします。

さらにもう一つ、野村、城川と西予市の中心、
宇和を結ぶ主要幹線、県道宇和野村線が各地で寸
断され、一時は溪筋線も通行できなくなり、外部
との物流に支障を来す状態となりました。南海ト
ラフ大地震では、孤立する状況が容易に考えられ
ます。宇和の田之筋と野村の長谷を結ぶ林道は県
が着工されていますが、幅員も狭い上、延長も長
く、早期開通の見通しは立っていません。地震の
ときにまたこの道路が通れるとは思われません。

この災害を機に宇和野村線を災害に強い数本のト
ンネルで結ぶ新たなバイパスを考えてみてはど
うでしょうか、お伺いしたいと思います。

最後に、復興対策についてお伺いをいたしま
す。

いろいろな対策が考えられますが、まずは住宅
だと思えます。現在、仮設住宅が建設され、本日
より鍵が住民の方に渡されるとお聞きいたして
おります。この入居期間は2年間となっております、
その後入居する場所がない人に対しては、新設の市
営住宅が必要になるんじゃないかなと考えていま
す。市としてその状況を把握できているでしょ
うか。

集団移転の話もなかなか進まない中、元の場所
では生活できない、恐怖を感じるという方もたく
さんおられます。東日本大震災では7年間たった
平成30年5月時点で仮設入居者がまだ9,000人お
られるそうです。災害公営住宅は96%、2万
9000戸完成しているようございますが、高台移
転も88.8%、1万6000戸が終了しているそう
ですが、これは何が言いたいのかといいますと、
災害公営住宅の比率が結構多いということです。
災害公営住宅の建設は、激甚災害では補助率が
国が4分の3、地方が4分の1ということですが、
東日本大震災の折には、国が8分の7、地方が
8分の1、このような支援制度で建てられてい
るようございます。早期に再建手法の検討を行
い、被災者の入居に関する意向調査をすべき
ではないかと考えています。災害公営住宅につ
いてのお考えをお伺いいたします。

次に、公営施設についてお伺いをいたします。

西予市が管理する公の施設については、まだ
まだ方向性が決まってないものがたくさんある
と思いますが、残すもの、解体するもの、ある
程度の方向性が決まっているものがあればお
教え願いたいと思います。

野村町の体育館、乙亥会館、仮設の予算がな
さされている保育所、大和田小学校の体育館、
貝吹公民館など、公の施設についてのお考え
をお伺いしたいと思います。

本当に最後になりますが、産業の復興につ
いてお伺いをいたします。

農業施設は、野村町だけでなく、西予市全
体でミカン農園やブドウ園、甚大な被害を
受けており

ます。特に、野村ダムの直下の用水路におきましては壊滅的な状況になっております。商店街も甚大な被害を受けられ、再開を諦めておられる方もいるとお聞きしています。これらを含む産業の復興計画が立てられているのでしょうか。その概要をお聞きしたいと思います。

以上、今回の豪雨災害に対する市長、行政の考え方と復興の方向性についてお聞きし、1日でも早い復旧・復興を願ひまして、代表質問を終了したいと思います。

ご回答よろしくお願ひいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

本日は代表質問及び一般質問に当たりまして、早朝よりこのように多くの皆さんが傍聴においでいただきまして、心から感謝申し上げます。

今日と明日の2日間にわたりまして、5名の議員の皆様から質問をお受けすることになっております。それぞれのご質問に対しまして真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。市政運営の根幹にかかわることにつきましては、私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問に対しましては、副市長、教育長、各部長のほうから回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

ただいまこころざし井関陽一議員のご質問につきまして、まず、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

初めに、このたびの7月豪雨災害によりまして、6名の皆様のごとうい命が犠牲となりました。遺族の皆様にご心から哀悼の意を表するとともに、被災された皆様にご衷心よりお見舞い申し上げます。

まず、井関議員のダム管理者が被災者に対して謝罪すべきではないかとのご質問について答弁をさせていただきたいと存じます。

その前に、炎天下の中、井関議員ご夫妻が、軽トラックに瓦れきを積んで、一生懸命復興に力を注がれている作業を私拝見させていただきました。本当にお疲れさまでございました。他の議員

各位におかれましても、それぞれの場で被災地復興に汗を流していただきましたことを、この場をかりまして、厚く御礼申し上げます。

住民説明会につきましては、先般、国土交通省と市の共催で開催させていただき、市民の皆様から、厳しく、また、有意義なご意見を賜りました。国におかれましても重大な事案であるとの認識で対応をされていると感じているところでございますが、お尋ねの国からの謝罪につきましては、ダム操作規則に準じた事前準備、対応を行った上であっても、とうい5名の命が奪われ、660戸が床上・床下浸水の被害を受けたという大災害になったことは事実であり、素直なお気持ちを表せられたら私はいいのではなかろうかなど、そのように思っているところでございます。

次に、想定外の災害が発生する中、住民の安全性確保の方向性は決まっているのかというご質問について私のほうから答弁させていただきますが、災害対策基本法の規定に基づきまして、住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、西予市地域防災計画を定めているところでございます。

しかし、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、皆さんの知恵を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの災害に対する自覚及び努力を促すことによって、できるだけ災害を最小化し、被害が起きた場合、迅速な回復を図る減災の考え方を防災の基本方針として、さまざまな施策を展開をさせていただいているところでございます。

西予市としては、現在、災害対策マネジメントの構築事業を昨年度から3箇年計画で進めている中であります。想定を上回る災害が全国各地で発生する現状を鑑み、現計画の課題を洗い出し、その解決策を反映すること、及び、現在対策中のさまざまな計画及びマニュアル等を相互に整合性を確保するとともに、実効性の向上を図ることを目的として、平成31年度に地域防災計画の修正の焦点を整理し改正するという計画をしていたやさきに、今回の豪雨災害となりました。このため計画を前倒しいたしまして、今回の検証を行った上で、地域防災計画の改定を早期に図りたいと、そのように考えておるところでございます。

今後のダムの安全対策をどのように考えられる

かというご質問についても、私のほうで答弁させていただきたいと思いますが、基本的に国に対して、このようなことが二度と起こらないような対策を立てていただきたい。あらゆる視点から検証をして、改善していただくよう要望しております。平成8年の操作方法の改定等もあったわけですが、そのことも含めて、ダムによる流量の変化、見通しは、一番ダム管理者が知る立場にありまして、責任を持って自治体や地域住民に情報を伝達するとともに、異常事態に対しては、自治体と足並みをそろえて、住民の避難や安全確保にかかわる姿勢を示していただくよう要望したところでもあります。また、国においては、検証の場において、今の操作方法を十分検証をしていただき、より効果的なダム操作について技術的考査を加えることにされておりますので、議員言われますように私どももその場に参加いたしますので、その場で積極的に意見を述べさせていただきますながら、安全な操作方法というものがどのようなものであるかということを求めていきたいと、そのように思っております。

今後の説明会を開催する予定はあるかということでございますが、先ほども言いましたように、国において検証の場を立ち上げられております。今月の14日に第2回目の検証の場を開かれるというふうにお聞きしております。本市としても、積極的にその場に参加させていただくこととしておりますので、国の動向を含めて、そのような場を今後とも開催をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

それでは、私のほうから災害時における電気・ガス・水道の確保対策につきましてご答弁させていただきます。

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づきまして、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期することといたしております。

今回、野村変電所が浸水したことによりまして、野村地区、城川地区全域で一時期約7,000戸が停電する事態となりましたが、県外を含む各事

業所から緊急時に必要な電源を確保するための高圧発電機車と復旧作業班を本市へ応援・派遣をしていただきまして、野村病院を初めとする拠点施設等への送電を行いますとともに、変電所及び配電線の復旧作業に全力を挙げて取り組んでいただき、被災4日後の21時には、ほぼ全域の停電が解消されたところであります。また、今回以上の事態が生じた場合は、他の電気事業者からの応援等による対策がとられることとなっております。

次に、ガスにつきましては、本市はL Pガスでありますので、L Pガス事業者におきまして、ガス事故防止のためのガス漏れ警報器、各種安全装置付機器の普及を図っていただいております。また、今年度中の取り組みといたしまして、被災後、市が指定する公共施設等へのL Pガスの優先供給等に関する協定の締結を行う運びとしておりましたので、早急に進めたいと考えております。

市が所管いたします重要なライフラインである水道の確保対策といたしましては、現在、配水池の耐震化や飲料水兼用耐水性貯水槽の整備によりまして、災害時の飲料水の確保に努めているところでございます。また、災害発生時におきましては、日本水道協会等を通して、給水車等の応援要請を行いまして、支援をいただくことになっております。今回は松山市、西条市、室戸市及び自衛隊から給水車の支援をいただき、給水体制を整えたところでございます。本市におきましても、今後の大規模災害を想定し、給水車を配備するための予算を本議会に上程させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

大規模災害を想定し、宇和・野村間を数本のトンネルで結ぶ新たなバイパスは考えられないかとのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、高波や土砂崩れで通行止めが頻発している箇所を回避するため、国道378号線の三瓶町有網代から蔵貫間と明浜町田之浜から宮野浦間で、トンネルによるバイパス整備事業の採択を要望しているところでございます。この件は、八幡浜市、宇和島市、西予市で構成する国道378号八幡浜宇和島間整備促進期成同盟会の中にも要望事項

として取り上げていただいております、国道沿線の関係市町が、協力して広域的に働きかけを行っております。

今回の7月豪雨災害では、主要地方道宇和野村線で複数箇所の崩壊があり、今もなお通行制限が解除できない状態です。市といたしましても、バイパス路線の必要性を認識いたしておりますので、今後の検討課題として検討してまいりたいと考えております。

次に、2年後における市営住宅への入居に関する意向調査についてのご質問でございますが、現在のところ、被災者への入居に関する意向調査は実施しておりません。応急仮設住宅への入居が本日から開始され、入居が完了した段階で、将来に向けた意向把握を図るため、調査を実施する予定であります。

次に、災害公営住宅の整備に関するご質問でございますが、今回の災害は国の災害公営住宅整備事業におきまして、激甚災害の要件に該当するため、今後、実施いたします意向調査の結果に基づき、住宅規模、建設場所などを精査し、2年後完成を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宗副市長。

○宗副市長

改めましておはようございます。

復興対策についての3番目のご質問、被災した公の施設の方向性は決まっているのか、ご質問にご答弁申し上げます。

今後、これらの被災施設全体の復旧の方向性につきましては、可能な限り市民の皆様のご意見を反映して、早急に西予市復興計画を策定することとしておりますけれども、同時進行で、市民生活に直結し、優先度の高い施設から復旧をしてまいりたいと考えております。

ご質問の各施設の方向性でございますけれども、野村体育館につきましては、1階部分の全てが浸水被害を受けたため使用不可能な状態となっております。この施設は、老朽化が進んでいることから耐震改修工事は行わないことを既に決めていたところでございます。今後、社会体育施設としての必要性、また乙亥会館の復旧工事の方向性を踏まえた中で、関係者及び関係機関と協議、検

討し決定していきたいと考えております。

続きまして、乙亥会館についてお答えいたします。乙亥会館は、1階内部の全部屋及び2階アリーナ席の一部まで浸水し、全ての施設機器やエレベーター、舞台機構等も被害を受け、復旧には少なくとも1年以上が必要な状況となっております。野村地区の関係団体代表者や専務区長、市議会議員等で構成する検討委員会を立ち上げまして、移転新築や現地再建も含む具体的方向性を検討し決定していきたいと考えております。

次に、野村保育所についてお答えいたします。野村保育所は、浸水損壊によりまして、建物の機能が著しく損なわれ、保育が実施できない状況となっております。7月17日からは、野村教育福祉複合施設ゆめちゃんこの2階を代替場所として保育を実施しております。今後の計画といたしましては、応急仮設住宅が建設された野村運動公園内の隣接地に仮設保育所を設置をしまして、新保育所が完成するまでの間、臨時的に保育を実施する予定でございます。

また、保護者や市民の代表者、有識者及び市議会議員等で構成する新野村保育所建設検討委員会を既に設置をしまして、去る8月24日に第1回目の検討委員会を開催させていただいたところでございます。早期の子どもたちの健やかな成長を支援する安全・安心な環境づくりを目指し、新野村保育所のあり方や具体的な建設場所等を検討し決定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

井関議員の甚大な被害を受けた農業や商店街など復興計画はどのようになっているかというご質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、西予市の農地、農業用施設における被害状況は1,590箇所、被害額は約56億円と見込んでおります。特に被害が大きかった野村と明浜地区で全体の54%を占めております。農地では805箇所、約93ヘクタール、農業用施設では、ため池が12箇所、頭首工及び水路が351箇所、農道及び橋梁が407箇所といった状況です。また、農作物や農業関係施設では、集出荷場など共同利用施設やハウス、モノラック、モノレールで約2億

6000万円、農作物や樹帯被害で約2億5300万円と
いった状況でございます。今回の7月豪雨が激甚
災害に指定されたことにより、災害復旧事業を初
め、国や県の各種支援事業が高補助率となり、さ
らに、市補助を上乗せするなど、被災農業者の自
己負担は極端に減少することとしております。明
浜地区のミカン関連や野村ダム直下の頭首工や水
路などについても、災害復旧事業の採択を受け、
1日も早く復旧して、営農再開ができるよう、復
興に向け計画的に進めているところでございま
す。

次に、商店街など、中小企業者の被害状況につ
きましては、愛媛県に被害件数162件、被害額
59億9700万円の推計値を報告しているところ
でございます。市内の被害状況としましては、野村町
商店街を中心に城川町、宇和町、明浜町、三瓶町
と全域に被害を受けております。この状況を受
け、被災された中小企業・小規模事業者の皆様
に事業継続、再開に向けた支援施策として、国は甚
大な被害を受けた3県、愛媛県、広島県、岡山県
に対して、これまでの東日本大震災、熊本地震で
中小企業者を支援するために制度設計された中小
企業等グループ補助金を受けることができるよう
になりました。この制度の特徴としましては、中
小企業等2社以上がグループを形成して、復興事
業計画を策定し、県の認定を受けた場合にそのグ
ループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用
の一部、補助率4分の3が補助されるものでござ
います。

議員ご質問の復興計画は立て始められているの
か。その概要はどうなっているのかの点につきま
しては、商店街など商工業の市独自の復興計画は
立てておりませんが、この国のグループ補助金に
被災された事業者がもれなくグループに参加し
て、復興に向けた事業計画を策定されることが復
興計画にかわるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時38分）

○議長

再開いたします。（再開 午前9時50分）

（日程2）

○議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言
してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、10番小玉忠重君。

10番小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

おはようございます。

議席番号10番小玉忠重です。

議長により発言の許可をいただきましたので、
質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い
一般質問いたします。

7月豪雨災害によりお亡くなりになりました6
名の方に心からお悔やみを申し上げます。また、
災害に遭われた皆様にはお見舞いを申し上げます。

まず、野村ダムの操作規則の変更についてお尋
ねします。

平成7年7月の東大洲地区等の大規模な災害を
機会に、平成8年6月14日にダムの操作規則が変
更されています。その変更内容及び手続について
お伺いします。

また、平成8年の操作規則変更後の見直し等の
協議は行われなかったかお尋ねします。これは、
住民説明会によりまして、放流水が6日の
22時、300立方メートルから始まって400に上り、
最大1,797立方メートルになっております。これ
をもう少し先にですね、1,000立方メートルまで
は川が許容範囲ということを知っております
で、前の規則の500とか、800とか、1,000に至ら
ない部分で早く放流すれば、少しは災害が減った
のかなという思いで質問いたします。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

改めましておはようございます。

初めに、この度の7月豪雨災害等により6名の
皆様のとうとい命が犠牲となりました。遺族の皆
様に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、
被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上
げます。

それでは、小玉市議からお尋ねのありました野
村ダム操作規則の変更についてお答えいたしま
す。

操作規則の変更の経緯については、ただいま小

第 3 日

9月5日（水曜日）

玉市議から質問の内容のとおりでございます。

私のほうから主な変更理由と、そういうものについてお答えをさせていただきます。

野村ダムの従来の操作規則は、大規模な洪水を対象としておりましたが、基本となる洪水を発生回数の比較的多い中小規模の洪水とし、ダムの容量を積極的に活用して下流への放流量を減らすよう改定した点であります。それまでの野村ダムの操作規則、洪水調整の方式は、先ほども言っていたいただきましたが、洪水調整開始流量を毎秒500立方メートルとし、500立方メートルを超えると流入量に対して、一定の割合で放流量をふやし、放流量が1,000立方メートルを超えると同量の一定量放流に切りかえる一定率一定量調整方式でありました。一方、現在の操作規則では、流入量が毎秒300立方メートルに達すると洪水調整を開始する一定量放流、ダム流入量が増加することに伴い、速やかに放流量を毎秒400立方メートルに引き上げる一定開度放流、流入量が最大となるときまでゲートの開度を保ち、その後流入量と放流量を同量とする一定量放流、一定量後一定開度方式へと変更した点であります。

次に、規則の変更に伴う手続でございますが、当時の建設省から先ほどの見直し案、現在の方式でございますが、それを愛媛県に示された後、建設省並びに愛媛県が、当時野村町理事者及び野村町議会全員協議会において趣旨説明を行い、野村町を初めとする4市町が了承し、建設大臣に対し、「異議なし」と回答したことにより規則変更が決定されたものと伺っているところです。

なお、規則変更後においては、比較的大きな災害も起こっていないことから、規則の見直し等の協議を行った経緯はありません。

ダムの操作規則につきましては、先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、今後、国土交通省が進める検証等の場において、技術的考察が行われることとなりますが、市民の生命、財産を守るための操作規則になるよう積極的に要望していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

次に、野村ダムからの放流の情報に対する西予

市の対応についてお尋ねいたします。

7月7日午前2時30分に野村ダム管理事務所から異常洪水時防災操作は不可避との連絡を受け、午前5時に市は避難指示、避難放送を行っております。この間の対応についてお尋ねします。

住民説明会で出席者から、もう少し早く避難指示があればとの声がありました。もう少し早く出せなかったかと思えます。7月7日は大雨で暗かったとは思いますが、4時半頃には、明るく夜が明けようになっていると思えますので、もう少し、30分でも早く避難指示、避難放送ができたならなあというふうに感じておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

それでは、避難指示、避難放送を行うまでの市の対応はについて、お答えさせていただきます。

ご質問のとおり7月7日午前2時30分、野村ダム管理事務所長から異常洪水時防災操作は不可避であるとの連絡が入るとともに、その裏づけとして、3時11分にメールが届き、添付資料には異常洪水時防災操作7日午前6時50分開始、予測最大放流量午前7時40分、985.36立方メートルと記載されておりました。このホットラインとメールの内容を受け、災害対策本部において、異常洪水時防災操作の対応するための協議を行い、午前3時30分ごろ、午前5時から5時30分をめぐりに野村町野村地区を対象に避難指示を発令することを決定し、人命救助を第一とし、避難誘導の対応のための消防団員の招集、避難指示の放送準備、避難所の開設準備を指示したところでございます。

なお、4時30分にホットラインにて防災操作が6時50分から6時20分に前倒しになったところですが、4時40分には避難所の開設準備完了、また、5時前には消防団員招集完了となったことから、方面隊長から避難誘導に係る説明を行った後、5時10分に避難指示放送を行うとともに、消防団員による各戸呼びかけと避難誘導活動に送り出したところでございます。

次に、もう少し早く避難指示を出していただければなど、避難指示の妥当性についてお答えさせていただきます。

午前2時30分の所長からのホットライン、ま

た、その後のメールを受け、災害対策本部において、規模や時間を予測し、住民の避難方法について協議をしましたが、刻々と変化する雨量予測の中、ダム放流量に対して、どの程度の地域が浸水するかなど、具体的な判断材料もない状態であるとともに、放流時間や規模を正確に予測することは、実質的に不可能でありました。毎秒1,000立方メートル近い放流量であれば、低い地域では、浸水のおそれがある地域も出てくるのではと、そういうことも判断し、また、防災行政無線が聞こえなかった場合も考慮し、地域の皆さんに事の重大さと緊急性を伝えるため、消防団による各戸訪問による避難呼びかけを行ったところでした。明け方の激しい雨の中、夜が明ける前の暗闇での避難所への移動は過去の事例からも移動中の事故等が懸念されるため、避難所の開設準備、消防団の避難誘導體制など、全ての準備が整ったことを確認し、安全避難を基本に避難指示の時間を決定させていただいたところでした。

消防団員、消防野村支署、野村交番など、各関係機関のご協力をいただき、懸命に避難誘導を実施したところではありますが、残念ながら5名の方のとうとい命が犠牲になったことは事実であります。

今回の災害の教訓を生かし、より早く、より正確な情報を伝達し、市民の方々の生命や財産を守るために検討を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

地元の消防団が住民に対し、直接避難誘導、声かけ等を行っておりまして、そのおかげで災害が減ったと思います。その後も、消防団はボランティア活動、土砂除けとかですね、いろいろ活動していただきまして感謝しております。

また、今回の災害を受けてですね、水害に対する防災計画は見直されるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの議員ご質問の防災計画の見直しにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

す。

先ほどの会派こころざし井関議員の質問に対します市長答弁の中にもございましたように、災害対策マネジメントの構築事業を昨年度から3年計画で進めておりました。平成31年度に地域防災計画を改定することといたしておりましたけれども、そのやさき、今回の豪雨災害となってしまったわけでございます。

このため、当初計画を前倒しいたしまして、地域防災計画だけではなく、今ほどありましたように水害からの被害を軽減するための施策の大綱を定めております西予市水防計画につきましても、今回の検証を行った上で、また、今後、国及び県により行われますダム下流の浸水想定調査結果をもとに、改定を進めるとともに、洪水避難についての取り組み等の施策を展開していかなければならない、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

先ほど消防団による対応について質問がございましたので、私のほうからご説明させていただきます。

7月7日午前3時過ぎに野村分団第1部から第3部の約80名を緊急招集し、午前5時前に野村公会堂に集結したところでした。ちなみに、野村分団の第1部から第3部というのは、今回、被災した地域の消防団であり、団員の中には自宅に大切な家族を残して、地域の皆様のために出動している方もおりました。野村公会堂において、野村方面隊長からダム放流がこれまでにない大規模なものであり、低い地域では、家屋が浸水する恐れがあること。また、車両による巡回広報のみでは伝わらないので、個別に避難を呼びかけ、寝ている方がおられたらドアをたたくなどして、1軒ずつ面と向かって避難の呼びかけを実施すること。さらに、自力避難が困難な高齢者などに対しては、避難所まで搬送することなどが指示されました。消防団員は約900件に対する声かけと支援の必要な方を車に乗せて、次々と避難所まで送り届け、6時30分ごろまでには任務を終了したところでした。

なお、避難に応じてもらえなかった住民に対しては、個別に消防団員と警察のチームが説得に当

たりましたが応じられなかった方もおられました。消防団員は、指示内容を忠実に守り、危険を顧みず一生懸命任務を遂行してくれたと確信しております。

また、発災後、瓦れきの撤去活動についても、各方面隊から支援をいただき、本当に迅速に活動していただいた西予市消防団の方には感謝申し上げますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

今回の災害を受けて国土交通省が検証の場を設け、検証を行っておりますが、地域住民の参加はどうなっているのでしょうか。ぜひですね、被害者住民も参加していただいて、直接検証の場です。被害者の声を届けられないかお尋ねしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

小玉議員から委員会への地域住民の参加の予定はとのご質問でございますけれども、お尋ねのとおり、野村ダム、鹿野川ダムの操作にかかわる情報提供等に関する検証の場は、これまでに経験のない異常な豪雨であったことを踏まえ、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行いますとともに、より効果的なダムの操作について、技術的考察を行うことを目的に国土交通省が設置したものでございます。第1回の検証の場は、学識経験者によりまず現地調査を中心として行われております。

なお、今後予定しております第2回検証の場への出席につきましては、関係自治体として大洲市及び西予市、関係機関といたしまして、大洲市消防団及び西予市消防団などに参加を求められているところでございます。

また、検証の場での住民意見の反映につきましては、今後検討していくと伺っているところでございます。

この検証の場は国が主催でありますので、国が決定されますが、国民、市民から強い要望があったということはお伝えしたいと思います。

なお、この検証の場においてある程度傍聴席が

用意されることになっておりますので、地域住民の方が傍聴することは可能と伺っております。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

今回の災害を受けてですね、住民の方から、河川の幅を広げてほしい、河床の掘削をしてほしい、堤防を高くしてほしい、ダムの泥ですかね除去してほしい、トンネル掘って海に流す方法など、目に見える河川の改修、ダムの改修をという意見がありました。

また、近年100年に1度の異常気象が多発しており、気象状況に応じた大規模、中小規模操作による柔軟な操作をしてほしい、ダムが建設された当時に比べ、人口減少等により南予用水の受益者が減少している。これらを踏まえ、利水者と協議して、柔軟なダムの操作運用の見直しを。また、下流住民の避難を確認してから、完了してから放流操作をする運用をといろんな意見がございますので、このような住民の声、市民の声をですね、市の要望として国土交通省に伝えていただきたいと、そういう予定はあるかどうかお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

市からの要望を行う予定はあのかとのご質問でございますけれども、今回の災害を受けまして、堤防等の整備計画の見直し、河床掘削の実施及び放水路、防災調整池や遊水地の検討等のハード対策、これまでに経験のない異常豪雨に対しまして、現在の操作規則と過去に実施していた操作規則の検証等を含めた、二つのダムのより効果的な操作の検討、ダム放流量と浸水の関係进行调查し、浸水想定区域の設定等、市民に理解を促すための取り組み、野村ダム管理所から屋外のサイレンやアナウンスだけではなく、緊急地震速報と同じような反射的に行動に移すことができるような警報の方法や仕組みづくり、異常降水時防災操作を行う恐れがあると判断されるような事態においては、国土交通省からリエゾン、災害対策現地情報連絡員でございますけれども、この方を野村現地対策本部と本庁に設置いたします災害対策本部

に派遣をいただき、的確な指示やアドバイスを受けられる体制づくりやそれ以前において共同で行うタイムラインの作成、以上、大枠としてこの5点を国及び県へ要望しているところがございます。既に浸水想定区域の設定におけます調査につきましては、実施する旨の回答をいただいておりますし、また、このリエゾン派遣につきましても既に実施をいただいているところがございます。

今後は小玉議員からご発言のありました利水者との協議の場の設定ほか、市民からの要望を含めまして、引き続き、国及び県へ要望いたしますとともに、市といたしましても、防災対策強化に向け努力していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

次に、災害から2箇月を迎えようとしております。特に災害に遭った市民の心のケア及び健康管理にどのように取り組んでいるかお伺いいたします。

8月末に仮設住宅が完成し、きょうから順次入居されると聞いております。仮設入宅後の心のケアをどう取り組むか。仮設住宅では、時々ニュースになりますが、孤独死とか、コミュニケーションが十分でなかったというか、そういうことがありますので、それに対する対策をお伺いします。

また、車のない被害者、仮設住宅の被害者の交通手段はどうなっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

小玉議員からご質問のありました被災者に対するこれまでにあった心のケアと健康管理などの保健医療活動と今後の取り組みについて、災害時の保健医療対策を担当しておりますので私のほうからお答えをいたします。

被災直後から市内各避難所はもとより、浸水区域や土砂災害区域の住民に対し、保健師や栄養士による訪問や健康相談等を進め、被災者の健康管理に努めてきたところでございます。また、健康調査の結果を踏まえ、被災者お一人おひとりの状

況や状態を把握した上で、医療機関や災害時派遣精神医療チーム及び関係団体とも連携して、心のケアと健康管理に取り組んでまいりました。今後もこのことは市内全域の被災された方々に対して継続してまいります。避難生活の長期化が余儀なくされる中、被災したことによる精神的・身体的ストレスや新しいコミュニティーへの期待や不安など、生活環境が変化することによる孤立の発生、相談対応や生活支援の不足による要介護度の上昇、生活困窮者の増加などによる生活再建のおくれなどさまざまな問題が生じることを懸念しております。これらを回避するため、9月からは県との連携により、精神科保健師や精神保健福祉士をスタッフとする被災後こころの保健室や愛媛大学医学部精神科医師らによるこころの相談室の実施など、週3回の市内相談所の設置や保育所や学校の定期的な巡回並びに戸別訪問のほか、電話相談を通じて、引き続き、被災者の心のケアと健康管理の充実に努めてまいります。

また、被災者を総合的に支援する体制の整備も進めてまいります。支援内容は心身ともに疲弊した被災者のケアや孤立防止のための見守り、日常生活上の相談などの個別支援、新たなコミュニティーの形成サポートを行うことなどを考えております。この体制は県・市町が連携して構築するシステムであり、仮称ではございますが、地域支え合いセンターとして整備してまいります。

このたびの災害においては、本市医師会、歯科医師会を初め、愛媛県はもとより、対口支援先の熊本市や石川県、金沢市からの保健師の派遣、DMAT・DPAT、県内外の保健医療関係団体や機関、ボランティアとして保健医療に精力的にかかわってくださった方々に物心両面にわたりご支援、ご指導をいただきましたことに対し、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

続きまして、車のない被災者の交通手段はどうなっているのかという質問につきましては、私からお答えをさせていただきます。

小玉議員ご心配のとおり、現在仮設住宅を建設しました野村運動公園付近には、生活交通バスや

民間バスの停留所がないため、野村町内への交通手段がございません。また、野村運動公園が高台にあるため、自家用車やバイクなどの移動手段をお持ちでない方、特に、高齢者や障がい者の方々にとっては、通院や買い物のための外出が困難ではないかと危惧いたしております。

そこで、市といたしましては、高台にある野村仮設住宅における交通不便の解消、いわゆる公共交通不便地域の解消を図るため、満70歳以上の方、または障がい者手帳をお持ちの方で、自家用車やバイク等の移動手段を有しない世帯の方に対して、タクシー利用券を交付することといたしました。

これにより交通弱者である入居者におかれましても通院や買い物等、日々の生活に支障を来さぬよう負担軽減の一助になればと期待いたしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

続きまして、今回の被災によりまして、大和田センター、旧大和田小学校体育館、この体育館は避難場所でありましたが、町体育館など多数の公共施設が被災しました。この被災した公共施設は今後どうする予定かお尋ねします。

特に町体育館なんかは、レクバレーなんかをされておりますんで、そういう場所がなくなっておりますんで、今後の方針を聞かせていただきたいと思っております。

○議長

保木教育長。

○保木教育長

被災した公共施設の今後についてのご質問でありますけれども、先ほどの井関議員の質問に対する答弁と重複をいたしますので、ここでは大和田センターに絞って、公民館が入居をしております関係上、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回の災害で大和田センターは、2階部分まで浸水被害を受け使用不能となっております。現在は隣接する旧大和田幼稚園に仮移転して業務を行っておりますが、できるだけ早期に復旧をしたいというふうに考えております。この復旧に当たり

ましては、激甚災害の指定を受けまして、国の手厚い補助制度があります。これを活用したいというふうに考えておりますが、先日、8月29日に、国が被災地の地方公共団体の職員を対象に行いました説明会におきまして、この補助制度は、あくまで災害を受ける前の姿に戻すためのものであると、原形復旧が原則であるとの説明を受けているところであります。

一方、大和田センターは、昭和54年に建設をされたもので、老朽化し耐震化もしていない状況にあります。利用者の皆様には、現在地でそのままの形で存続をするということには不安もおありになるだろうというふうに思います。

また、ご質問の中にありましたように、この大和田センターに隣接をいたします大和田地区の体育館、これも被災をしておる現状でございます。このため、補助制度の枠内でどのような対応が可能か、国や県とも協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

なお、検討に当たりましては、住民の皆様の意見を聞きながら対応していきたいというふうに考えております。

地元の地域づくり組織の会長でもあられます小玉議員には、今後とも、ご協力のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

ため池についてお伺いいたします。

今回の豪雨で堤防等が崩れたり、漏水、堤体変形などの被害に遭い、防災上問題のあるため池はないのでしょうか。被害があったため池を修復する際の受益負担割合はどうなるのでしょうか。

また昨年、土地改良法が改正され、農業者の地方負担は原則なくなる、また、ため池等の耐震化事業に対する新たな仕組みが創設されました。これらの事業を利用することはできないのか、お伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ため池の被害状況につきましてご答弁をいたします。

今回の豪雨災害で被災をしたため池は12箇所でございます。内訳としましては、三瓶地区が1箇所、宇和地区が7箇所、野村地区が3箇所、城川地区1箇所の被害が発生しております、明浜町につきましては該当がありません。被害内容につきましては、土砂堆積が7箇所、堤体破損が2箇所、洪水吐等破損が3箇所という内訳でございます。

今後の予定としましては、9月から順次災害査定を受け、農業用施設災害復旧工事を実施する予定としておりますが、補助率につきましては、農業用施設は事業費の65%が国、28%が市、地元負担が7%となっております。今回の西日本豪雨災害は、激甚災害の指定を受けておりますので、特例措置により補助率は上がる見込みでございます。29年度実績では、国の補助率が93.3%、地元負担が1.34%という実績でございます。

また、ご質問にありましたように、ため池等の耐震に係る事業につきましては、平成29年の土地改良法の改正により、農業者の費用負担なしで実施できることとなっておりますが、この事業は、既に改修工事が行われ、耐震工事が別途必要と判断される防災重点ため池について、耐震事業のみを実施できるものであり、老朽化対策や災害復旧での活用はできない事業でございます。ちなみに西予市では、これに該当するため池は、宇和町の関地池と宇和町伊賀上の奥池、この2箇所でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小玉忠重君。

○10番小玉忠重君

いろいろ質問させていただきました。

とにかく目に見える改革なり実行をしていただきたいと思っております。

1日も早く災害から復興されることを、それから市も全力で取り組んでいただきたいと思っておりますし、議員も一生懸命応援したいと思っております。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時27分）

○議長

再開をいたします。（再開 午前10時40分）

次に、16番兵頭学君。

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まずは7月豪雨で野村町では5名の方が、また、8月に三瓶町で避難所に避難されていた方がお亡くなりになりました。心よりおくやみを申し上げますとともに、被災された方々の1日も早い復旧・復興を願っております。

本日の一般質問、代表質問、これ野村の3人が行いましたが、それぞれ質問が重ならないように、重複しないように気をつけたつもりであります。多少重なったところはご理解願ったらと思っております。

さて、今回の災害時では本当に炎天下の中、消防団の活躍と全国各地から集まっていたボランティアの皆様のおかげで、ほかよりは早い復旧・片付けができたのだと思っております。この場をおかりしまして、深く感謝申し上げたいと思っております。

さらに、自衛隊の皆様のご支援活動や並びに対口支援により、西予市では熊本市から職員を派遣していただき、業務の手助けをしていただき、心より感謝申し上げたいと思っております。

そして、職員の中にも、被災したにもかかわらず、被災直後から避難者の世話を普通の職員のように献身的にしてくれた、勤めていただいたことに深い感謝と敬意を表したいと思っております。

さて、今回の豪雨災害、野村町民でなく、多くの方が人災の面もあると思っております。このことの説明を求めて、8月9日に野村中学校で説明会が開催されましたが、ダム関係者の答弁は、検証の場に報告しますというような一点張りが多く、この説明では納得できていない町民が多いことを理事者の方も理解していただきたいと思っております。今回また政府の方でも、8月31日に初動対応を検証するチームを設置し、気象情報や避難勧告が出る中で、犠牲者が出た場合、出た事態を踏まえ、災害リスクと住民がとるべき避難行動の理解促進、高齢者ら要配慮者の避難の実行性確保、防災情報の確実な伝達などを検証し、10月に報告書をまとめ、制度の運用や改善を図ることとなりました。

今回のこの災害から反省を踏まえ、二度と同じ過ちをくりかえさないことを国指導でやっていただき、国・県・自治体、そして住民が共通の認識を持って対応すれば、これから起こりうる災害も最小限にとどめることができると確信しております。

そういった点を踏まえて、一般質問をやらさせていただきます。

まず、放流までの経過について、お伺いします。

4年前、8月20日広島で土砂災害が、また、昨年7月5日には北九州豪雨が、多くの方が被災され亡くなりました。それを受けまして、昨年9月の定例会の一般質問で、気象予報士と市長のホットラインはあるのかという質問に、市町の防災担当者が、直接松山気象台の担当気象予報士へ問い合わせができる気象台ホットラインを構築しており、職員への参集の指示や、あるいは避難準備等の発令の参考にさせていただいているとの答弁がありました。

今回の大雨時に特別警報は出ていませんでしたが、気象予報士とのやりとりはあったのか。また、そのときの内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま兵頭議員からの気象台とのホットラインは活用できたのかのご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、特別警報相当の災害が予想される場合におきましては、気象台長から市長へ直接情報提供を行うなどの連絡体制をとっております。連携しての防災力向上に取り組むことといたしております。

しかしながら、今ほどありましたように、今回は特別警報は当市には発表されておりませんでしたので、市長との直接のやりとりはございませんでした。

議員ご質問の担当者レベルのやりとりにつきましては、今回の災害におきましても、何度か西予市全体の雨量予測や警戒期間等の情報を随時交換をしております。

しかしながら、7月7日の気象台からの50年に1度の大雨になっているとの連絡が入りましたの

は午前7時ごろでございまして、既にダムของ放流が開始された後でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ただいま、7月7日午前7時ごろ気象台から連絡があったということですが、これはまさに「えっ。」という思いがあります。

このことは、西予市地域防災体制特別委員会において、また検証したいと思います。

次に移りたいと思います。

野村ダム管理所と西予市の説明会がありました。野村ダム管理所と野村支所長の間でホットラインのやりとりがあったと聞いておりますが、市長または本庁防災担当者やりあうのが本当ではないかと思いますが、なぜ野村支所長なのか説明願います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ダムของホットラインがなぜ野村支所長なのかのご質問でございますが、当市は県内でも最も広い面積を持つ上に、西の海岸から東の山々まで、東西に長く1,400メートルもの高低差を抱えた多様な地勢を含んでおります。当然、気象状況も大きく異なっておりまして、自然災害の種類も多くなり多様な防災対策が必要になってくることから、本庁における災害対策本部体制のみでは対応し切れないとの判断の上で、災害対策本部設置と同時に、支所に現地災害対策本部を設置をいたしまして、支所長を現地対策本部長として災害対応対策を実施する体制といたしております。現地対策本部長は本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理し、各対策班を指揮監督することと地域防災計画で定め、このように運用しているところでございます。

このため、野村ダム管理所との連携等につきましては、常日頃からその影響を受けます現場である野村支所が担当しておりました。このホットラインにつきましては、今年度、現在のダム管理所長が赴任されまして、初めて運用することとなったところでありまして、先に述べました理由によりまして野村支所長が対応することといたしてお

りました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ただいまの説明によりますと、野村ダムの所長が初めてこの取り組みをしたということですが、私が普通に思うのはホットラインというのは、首長が直接話をするのがホットラインという思いがありまして、最終判断は昨年9月にも一般質問させていただいたときに、市長みずからが、私が最終判断をしますという答弁をされております。そういった意味ではこのホットラインという言葉が当てはまるのか、ちょっと不思議だなと思っております。

また、このホットラインの関係で、大洲市では市長と鹿野川ダム管理所長が直接ホットラインで連絡をとっております。

この点からもこういった、この支所長とのホットラインの見直しはあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまこのホットラインを見直すべきではないのかとのご質問でございますけれども、野村管理所とのホットラインにつきましては、先日行いました協議の中で、異常洪水時防災操作を行う恐れがあると判断されるような事態におきましては、まず一報を市長に入れていただき、その後は現行どおり野村支所長との対応ということにさせていただきました。また、ダム操作によります流量の変化でありますとか、見直しにつきましては、ダム管理所が誰よりもよく知る立場であります。異常事態にはみずからも市と足並みを揃え、住民の避難や安全確保にかかわる姿勢を示していただくよう要望したところでございます。

今回、異常洪水時防災操作を行う恐れがあると判断されたような事態におきましては、国土交通省からリエゾンを野村支所の現地対策本部及び本庁の災害対策本部へそれぞれ1名派遣していただく、そういうことになりましたので、今後はこの体制で進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

国交省のほうから1名ずつ、それぞれの支所、または本庁に手配していただくということで、やはり連絡が密でないと、こういったことは何かの手違いにより大災害につながる恐れもありますので、そこら辺の検討をお願いしたいと思います。

続いて、防災計画の見直しについてお伺いします。

今回の災害発生時、私ども議員も本当に身の回りのところしか身動きがとれませんでした。そういった中で、議員、また事務局、そして行政のほうにも、このタブレットが本当に有効に活用されたと思っております。西予市の災害状況を把握するのに、たまたまですが、私どもの議員に信宮議員がおりますが、この方がドローンを操作できるということで、災害地に赴きまして、上からの撮影をしていただいて、それぞれの議員のタブレットに配信していただきました。本当に自分のところ以外での災害状況がなかなかつかめれない議員としては、そういう状態でありましたが、今回、そういったことで、ソーシャルワーカー言いますか、こういったことが本当に議員同士の共有対応できたのかなと思っております。

そういったことで、いろんな情報が必要なこういった災害時の質問に入りたいと思います。災害情報発信に会員制交流サイト、SNSと申しますが、ツイッター、フェイスブックを利用している自治体が、今回の災害時では、豪雨災害で死者が確認された岡山・広島・愛媛の24市町のうち、11市町であるということで、西予市はいずれも利用していないという新聞報道があり、災害時には情報が入りにくく、SNSの有効な手段と思うが、その考えをお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

SNSの活用についてご答弁申し上げます。

現在、会員制交流サイトSNSにおけます災害情報の発信につきましては、今ほど兵頭議員申されましたとおり、新聞報道でもありますように、伝達能力の高さから活用が有効であると認識いた

しているところでございます。

そこで当市におきましても、平成30年7月28日から市民に広く活用されているツイッターとフェイスブックにおいて、災害発生時における情報発信を開始いたしましたところでございます。当市のホームページに掲載しております災害情報と同じものを、この二つの会員制情報サイトSNSにも掲載をいたしまして、広く情報を拡散させており、有効な情報伝達手段として活用いたしております。

なお、本年度から当市のホームページをリニューアルしたことによりまして、ツイッターとフェイスブックのアカウントをお持ちの方は、自分のツイッターとフェイスブックに記事を引用しやすいようにボタンを配置しておりますので、災害情報はもちろん、災害情報以外につきましても情報を拡散することが可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

7月28日から情報発信を開始したということですが、始められることはよいことだと思いますが、話は変わるんですけど、今回の災害時に私もいろんなところに顔を出しましたが、ある老夫婦の家に行きまして、隣と前の家はボランティアの人が入ってくれたんやけど、次はうちの番じゃろうかという話がありまして。え、それは申し込まんと来てもらえませんかという話をしたところ、えーという話がありました。本当にこういった笑うに笑えないような話もあったのが事実で、この方たちにSNSを利用せよというのも難しいところでもあります。そういった件で、またいろんな情報をSNSで流すのもいいんですけど、被災された方が直接理解できるような、そういった連絡体制、情報の公開を、ぜひ、これから起こる可能性もありますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

次に、関係機関が事前にとるべき対応を時系列に整理した事前防災行動計画、タイムラインは機能したのかという問いと野村ダムの異常洪水時防災操作の対応もタイムラインで検討する必要があると思うが、これをお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのタイムラインが機能したのかとのご質問にご答弁申し上げたいと思います。

当市におきましては、昨年度から3年計画で取り組んでおります災害対策マネジメントの構築事業におきまして、昨年度、事務継続計画とあわせまして、災害対策本部運用マニュアル及び各現地对策本部運用マニュアルを改訂をいたしまして、今回の災害においても、このマニュアルに基づき対応したところでございます。

議員ご質問のタイムラインにつきましては、今年度事業の一つとして策定予定でありました個別業務マニュアルの中で風水害の行動をタイムラインにしたりするなど、一目で行動がわかる図表に整理し、対応の流れや各部の個別対応への展開を明確にしていく予定でありました。

議員ご質問の機能したのかとの問いにつきましては、昨年度改めて災害対策本部の組織体制と主な所掌業務をどの部署が担当するのかなど、研修会であるとか協議を行いまして明確化しておりましたので、役割分担という意味ではスムーズに行われたのではないかなというふうに私ども考えておりますけれども、今後行います検証におきまして、課題を抽出し、その解決策を反映し、実効性のあるマニュアルの策定を行いたいと、このように考えております。

次に、2番目の野村ダムの異常洪水時防災操作の対応もタイムラインで検討する必要があるのではないかとのご質問でございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、この異常洪水時防災操作を行う恐れがあると判断されるような事態におきましては、国土交通省からリエゾンを派遣していただくこととなったところでございます。その状況の中で300トン放流時には避難勧告、異常洪水時防災操作の予告は、2時間もしくは3時間前には行っていただきまして、避難指示を発令するなどの対応をとるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

このタイムラインの質問は、あす二宮一朗議員が詳しく質問すると思いますので、次に移りたい

と思います。

次に、災害発生時のごみ置き場の計画策定についてお伺いします。

今回の災害時の初動段階で、消防団の献身的な活動で道路に出された災害ごみ、大型ごみ、電気製品、可燃ごみ、泥などに仕分けして運んでいただきました。改めてお礼を申し上げたいと思います。今回の分別により処分場への搬送もスムーズにできたのではと思っております。

しかし、今後予想される東南海地震などの災害発生時には、今回以上の混乱が予想されることから、旧町ごとのごみ置き場の計画策定見直しが必要ではないかをお伺いします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

災害発生時のごみ置き場の計画策定についてお答えをいたします。

国におきましては、国土強靱化基本計画において、自治体による災害廃棄物処理計画の策定を推進することが政府の目標として定められております。このことから、各市町の災害廃棄物処理計画の策定を進めていく必要がございますが、市町単独では対応が難しい事項もあるため、モデル地域における広域での連携による対応策や方針等を検討し、実効性の高い計画策定の基礎資料等を作成することとしております。

これを受けまして、平成29年度に大規模災害時における災害廃棄物処理計画モデル業務として、環境省中国四国地方環境事務所が事務局となり、八幡浜市、西予市、伊方町の2市1町をモデル地域に指定し、計画策定の基礎資料となる報告書を作成しております。今年度からこの報告書をもとに西予市版の大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定に向けた取り組みを行うこととしておりましたが、今回の豪雨災害が発生し、現在計画策定の作業は中断しております。市では災害の発生に備え、災害廃棄物の仮置き場を事前に設定しておりましたが、今回の豪雨災害では大量の災害廃棄物が発生し、その処理等の作業にかかわる職員やボランティアなど多くの人員が必要であること、また、被災された方にとって、交通の利便性や広い搬入面積を確保できる仮置き場が必要であるなど、多くのことを学びました。

地震等による大規模災害は、今後いつ発生するかわかりません。今回の豪雨災害で学んだ教訓を生かしながら、市全体が被災を受けた場合の各旧町での対応策や適切な仮置き場の設置、人員体制、広域連携による対応策、方針等を関係機関と連携し、十分に検討した上で早急に実効性の高い計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ぜひ早急にごみ対策の計画を策定していただきたらと思います。

次に、災害時の職員体制は十分かということで、災害発生時の日から3箇所、野村では避難所が開設されました。多くの方が避難所に避難されておりまして、そのお世話をする職員が3箇所に10名ずつ、約30名はりついてお世話をしていただきました。これが、野村支所の職員だけで維持するのは限界がありました。今回は本庁からの応援があり交代でやることができましたが、先ほども申しとるように、東南海などの大災害においては本庁からの応援もないまま各町ごとで職員が避難所のお世話をしなければならない。これが1日、2日ならまだ対応できると思いますが、恐らく大災害になれば1週間、10日、今回、野村小学校でも9月17日まで、避難所がやっと閉鎖できるようになるぐらいですから、そういったことで、今回、災害時の職員体制を十分検討しなければならないと思いますが、その考えをお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

災害時の職員体制は十分かというご質問でございますけれども、先ほどマニュアルについて答弁をいたしました。そのほかに、災害時の配備体制とその基準を定めております。それに基づいて年度初めには各部署で職員配備計画を定めているところであります。

今回の災害では、議員さんご指摘のとおり、特に野村地区において被害が甚大であったことから職員の配置が十分でなかったところではありますけれども、市議会議員の皆様にもご協力いただき

ましたし、避難所の運営などにつきましては、学校教職員の皆様、そのほかにもさまざまな市民の方々にご協力いただいて何とか進めることができましたものと感謝をいたしております。この場をかりまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、今後南海トラフ地震など西予市全体が被災するような大規模災害時には、市職員だけでは当然対応ができないことが明白でございます。

今回の7月豪雨では総務省の被災市町村応援職員確保システム、これをいち早く活用いたしまして、発災後、2日後の9日には横浜市から災害マネジメント支援として2名派遣されるとともに、10日には対口支援団体となります熊本市の先発隊が来市いただきご協力いただきました。

また、災害時におけます愛媛縣市町総合応援に関する協定によりまして、愛媛県を初め、県内対口支援団体として、西条市を窓口伊予市、砥部町から応援をいただき、本市職員のみでは対応が困難であった応急復旧期を支えていただいたところでもあります。またさらに自衛隊を初め、国・県関係機関の多大なる応援を受けて、災害対応を行ってきましてけれども、今後想定されます南海トラフ巨大地震では、より広域な範囲が被災し、外部からの支援を長期間受けられない可能性も十分に考慮しないといけないというふうに、このように考えております。

このようなことから、自助、共助が非常に重要であるというふうに思います。阪神淡路大震災では生き埋めや閉じ込められたときに、自力または、家族や隣人によって助けられた人が全体の95%、救助隊など公的な防災機関に助けられた方はわずか1.7%しかありません。この数字からも公的な防災機関が、発災直後に多数の被害者を助けることは非常に困難であり、個人や家族、地域住民の方々が相互に助け合う自助、共助の重要性がわかろうかと思えます。その上で、災害時には自助、共助、そして公助が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ただいまのいろんな支援団体の対口支援もあるという説明がありましたが、一つ提案をさせていただきましたら、職員OB、また消防署員のOB、この方々も現役やめられてすぐの方々であればお手伝いできるのではないかという思いがあります。その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま兵頭議員から貴重なご意見をいただきました。

先ほど言いました自主防災組織の方々が積極的に避難所運営に携わっていただくことで、円滑な避難所運営ができた事例も伺っておりますが、改めて地域防災力向上のために、自主防災組織の強化、それには防災士の方はもちろんのこと、災害対応業務をよりスムーズに遂行するためにも、今ほどご提案いただきましたように市の職員のOBでありますとか、防災に関して豊富な知識を有する消防職員のOBの方には積極的に地域防災にかかわっていただくことで、西予市全体の防災・減災力の向上が図られるものだと考えております。

大変貴重なご意見ありがとうございました。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

それでは次に、災害ボランティア活動についてお伺いします。

今までの7月13日から受付が始まった災害ボランティアの総人数をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

災害ボランティアの受け入れ人数についてお答えをいたします。

7月7日の発災を受けまして、西予市社会福祉協議会の迅速な対応によりまして、7月11日には災害ボランティアセンターを設置することができました。ボランティアの受け入れ人数につきましては、7月は活動日数19日で、受け入れ人数は5,635人。8月は活動日数16日で、受け入れ人数1,403人でございます。発災からのボランティア受け入れ総数は延べ人数ではございますが、

7,038人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

今ほど私、7月13日と申しましたが、7月11日の間違いです。訂正させていただきます。

そのボランティアセンターが開設されて7,000人を超える方が活動していただいたことに、心より感謝申し上げたいと思います。

私もいろんな方にお会いしました。伊方の方は4人で来られておりましたが、その方は職業聞きますとミカンをつくつとるということで、どうしてですか言うたら、野村ダムのおかげで今ミカンが生産できる、ですからこれぐらいのことは当たり前ですということを知りました。また、軽四トラックで1人来られて3日間ずっと軽四トラックで寝泊りして活動される方もお聞きしました。スーパーボランティアの尾島さんという方が今有名になつとりますけど、本当にボランティアとしてこのように活動されていることを心より感謝申し上げます。また、ボランティアの受け入れをスムーズに運営していただきました西予市社会福祉協議会の運営にも心より御礼を申し上げます。

私もひとつ知らなかったことがありまして、一般社団法人オープンジャパン、この方たちは住居や生活を守るための資機材の提供を、また同じく一般社団法人日本カーシェアリング協会の方は、福祉車両や避難所に必要な車などの提供をいただいております。

このようにいろんな方のボランティアのご協力のおかげで復興が近づいているなど考えております。

そういった中で、今ほどの人数も含めて、今後の方向づけ、災害ボランティアから普通ボランティアへの考えをお伺いしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

災害ボランティアの今後の方向性についてお答えをいたします。

被災地は市外のボランティアや市民ボランティア、また、消防団員等の懸命な復旧作業によりま

して、災害廃棄物の撤去や被災家屋の清掃など、主立った作業につきましては、おおむね片付いたのではないかと考えております。

今後は復興に向けての調査等を市社会福祉協議会が中心となって行っており、ボランティアも登録制とすることで、必要なときに必要な作業をお願いする体制に移行していきたいと考えております。

今後は避難場所から仮設住宅等への移転も始まってまいりますので、被災者のニーズを把握し、市と社会福祉協議会で情報を共有しながら支援の必要なところへの確にボランティア人員を投入していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

登録制にしていろんなニーズに応じていくということで、ボランティアの方のこれからの活躍を期待しとるところでございます。

続いて、インフラ整備についてお伺いします。市内4つのある温浴施設についてお伺いします。

明浜の塩風呂以外は今回の豪雨災害で営業中止しておりますが、游の里は年内開始を目指し、城川クアテルメ宝泉坊は、電気設備の被害が深刻でめどが立たずという、また野村のカロト温泉は方向性が決まっていないとの発表がありましたが、野村・城川町民から再開を望む声も多くあり、どのように考えているのかお伺いします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま兵頭学議員から市内4箇所の温浴施設の再開に向けての質問に対してお答えをさせていただきます。

今ほど言っていましたように、4つある温浴施設のうち、明浜の塩風呂は湯が海水の取水ホースの破損があった程度で早期に復旧をしまして、被災者の方、ボランティアスタッフの方に対して無料開放を実施させていただいてるところでございます。

游の里温泉につきましては、地下機械室が浸水をして、年内の復旧に向けて今取り組みをしてい

ただいております。温浴施設とデイサービスでの送水ポンプが被災をしておりますが、温浴施設の中には和室からロビーにかけて広く浸水をしている状況もあるように聞いております。

次に、カト温泉でございますが、温浴施設が付随しておりました乙亥の里全てが壊滅状態となっており、当然ながらカト温泉自体も水没、土石流等によりまして機能が全壊となっておるところでございます。この運営をさせていただいております指定管理者であります野村町商業協同組合の皆さんとともに今後の復旧、再開についての協議を検討をいたしておるところでございますけれども、乙亥の里の復旧方法もまだ決まっていない状況で、現在のところでは温浴施設再開については大変厳しい状況であると思っております。

クアテルメ宝泉坊でございますが、電気機械設備機能がこれも全壊をしております。その他施設においても一部修理が必要な部分も判明しております。現在、受電設備の修理を進めておりました。通電後、機械設備全体の破損箇所等を確認をした上で判断をさせていただきたいと思っております。

復旧めどが特に未確定な2箇所の施設につきましては、まず復旧に対する財源確保、そして、今までの経営状態も含めて、今後再開した後の経営の見通しなどを総合的に勘案して検討判断していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

今ほど市長さんのほうから4つの温浴施設についての説明がありました。

確かに城川クアテルメは、受電設備が大変なことになっておりますし、これは私も思うのに、やはり受電設備が普通は地下に持って行ったりすることが多くて、あれは必要なもんでありますけど、見た目必要ないというようなものであります。ですから、どうしても見えないところに隠すようなことになっておりますけど、今回の点の反省を踏まえ、これはもう上に上げるべきではなかるうかという私の勝手な思いがあります。

また、乙亥会館においては、今後また乙亥会館

の検討委員会の中で議論を進めてまいりたいと思っております。

次に、防災行政無線の対策ということで、今回の災害時に、本当に私も寝とって全然聞こえなかったというのが事実であり、野村町民の方も聞こえた方もいらっしゃると思いますが、ほとんどの方が聞こえなかったというのが事実でございます。そういった防災行政無線、せっかくあるのに役に立たなかったという、災害時に、これを今後どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

行政無線の今後の対応でございますけれども、今回は、雨音等で屋外拡声子局だけでは聞こえなかったことも考えられます。そのため、当市では戸別受信機を1世帯に1台対応しておりますけれども、議員ご指摘の屋内でも放送が聞こえなかったということにつきましては、本体の電源を切っていた場合は音が流れない。また1階の茶の間に設置していても、寝室が2階にあるなど、屋内での設置場所の影響もあったというふうに考えております。

今後は外部アンテナの不要な世帯では寝室に持ち込んでいただくこと、また、外部アンテナが必要な世帯では外部スピーカーとの接続が可能でありますので、それを進めることと、また、追加を要望される場合は1台1万円で購入が可能ですので、これを改めて周知してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

私たちも聞こえなかったということで行政を非難するわけじゃなしに、自分たちも対応できるような考えで、そういった自分たちが聞こえるようなことをしていかなければならないのかなという、今思いがあります。

続きまして、野村浄水場についてお伺いします。

ダム放流によりまして、野村浄水場が被害を受け、ちょうど1週間水が出ませんでした。本当に蛇口から水が出たときのありがたさというのは、皆

さんも蛇口をひねったら水が出る、スイッチを入れたら電気がつく、この当たり前のことが当たり前でなかった1週間であったわけですが、本当にありがたいなと思っておりますが、下川の浄水場の被害もありました、こういった件で、浄水場がやられたら水が供給できないという問題もあります。そういったことで、今の野村の浄水場、あそこでいいのかどうか検討する必要があると思っておりますが、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

野村浄水場についてのご質問でございますが、野村浄水場は、この度の豪雨災害により施設全体が浸水し機能不全となったため、当日より鋭意復旧作業に努めてまいりましたが、ご質問の通り送水再開までに1週間を要し、使用者の皆様には大変なご不便をおかけしたところであります。

議員ご指摘のとおり、肱川直近に位置する浄水場であるため、今回の災害に見舞われたところであります。重要なライフライン施設である浄水場移設を含めた水道施設全体のあり方を長期的展望に基づき十分に検討していきたいと思っておりますが、当面の対策としては、今回の被災状況を検証し浄水場の電気計装設備などの浸水対策を第一に考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ぜひ、長期的にと言われましたので、これはいろんな耐震化、そういったことも含めてだと思っております。十分な検討をしていただけたらと思っております。

続きまして、乙亥相撲の取り組み、これは、この質問を出した後に、新聞に出ましたので手短にお伺いしたいと思います。乙亥相撲の開催計画についてお伺いします。

○議長

土居野村支所長。

○土居野村支所長

それでは乙亥大相撲の取り組みについてお答えさせていただきます。

開催日につきましては、平成30年11月27日火曜日、1日のみの開催とし、会場につきましては、野村支所前の野村公会堂内ということで決定いたしました。

なお、日程やスケジュール等の詳細につきましては、今後、西予市観光協会野村支部理事会において協議決定される予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

開催計画ありがとうございます。乙亥というのは野村のシンボルであります。ぜひとも、これが復興の兆しになる、足がかりになるような乙亥を開催していただけたらと思っております。

次に、避難弱者についてお伺いします。

本日から入居できるようになりました仮設住宅、先ほども申しましたが、野村小学校の避難所も9月17日までという、少しずつ復旧が進んでいるのかなという思いがありますが、よく仮設住宅に入られた方が、孤独死などが報道されていることを目にしましたが、この辺の対応はどうなっているのかお伺いします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

避難弱者への仮設住宅移転後の対応についてお答えをさせていただきます。

避難生活の長期化が余儀なくされる中、被災したことによる精神的、身体的ストレスや従来のコミュニティが崩れるなど、生活環境が変化することによる孤立の増加や孤独死等の発生、相談対応や生活支援の不足による要介護度の上昇、生活困窮者の増加などによる生活再建のおくれなどさまざまな問題が生じるおそれがあります。長期化する避難生活により、心身ともに疲弊した被災者のケアや孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談などの個別支援を行うとともに、応急仮設住宅やみなし仮設住宅、またその周辺地域の住民が一体となった新たな地域コミュニティの形成サポートを行うなど、被災者を総合的に支援する体制を構築してまいります。

先ほど小玉議員の質問でもお答えしましたが、この体制は、県、市町が連携して構築するシステ

ムであり、仮称ではございますが、地域支え合いセンターとして整備していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

地域支え合いセンターを設立するということですが、本当に孤独死、これはあってはならんことですので、十分気をつけていただけたらと思います。

次に、この仮設住宅2年後には出ていかなければならないという規定がありますが、先ほどこころざしの代表質問で仮設住宅の今後ということで、2年後をめどに災害住宅、災害復興住宅を建設するという答弁がありました。答弁は同じような質問になったら重なりますので、これに関連して質問をさせていただきますが、避難弱者が入居しておりますけど、これが2年後に災害復興住宅ができた場合、家賃等の問題などで入れるのかどうか、そこら辺検討されているのかお伺いしたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

避難弱者に対する2年後の支援措置についてでございますけれども、先ほど井関議員のほうにも答弁いたしましたとおり、今後災害公営住宅の建設検討をしております。避難弱者への支援措置として、災害公営住宅の家賃減免措置につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

ぜひですね、仮設住宅はあくまでも仮設ですので、そういった避難住宅に入れるような仕組みを検討していただけたらと思います。

最後の質問になります。基金の活用についてお伺いしたいと思います。

平成24年第3回定例会におきまして、当時の議員沖野健三さんが、その当時基金が111億あるという質問で、どういうふうにするのかという質疑

がありました。当時市長の三好幹二氏が、財政調整基金は将来発生する事象を考えて、ある程度の金額を積み立てる必要があるとの答弁でした。

確かに今回、このある事象に当てはまるのではないかと思います。といいますのも、今回、被害者支援が国・県などから示されている見舞金は別にしまして、生活再建のための農林水産業、商工業等には、グループのやつも含めて、4分の1、または3分の1、市単のやつでは2分の1というものもありますが、自己負担がそれだけかかるわけですが、その自己負担の中を少しでも軽くなるような、行政からの基金からの取り崩しをして、再建を目指す市民の負担を軽減できないかをお伺いしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

国・県の支援補助事業では、個人負担が必要だが個人負担の軽減はあるか、これについて基金の活用はどうかというお尋ねだと思います。

農業関係では、国庫補助事業で農家所有の施設、機械が被災し、再建・修繕を行うための支援策として、被災農業者向け経営体育成支援事業が創設され、補助率は国2分の1、県5分の1、市5分の1の9割を被災農家に補助することとなっております。県単独事業では、被災ほ場等の応急的な復旧のための機械等のレンタルや米の収穫調整等の委託等を行う豪雨被害営農継続緊急支援事業が創設され、補助率県3分の1、市3分の1の3分の2を補助します。

畜産関係では、国庫補助事業で施設・設備の保全または、取得の場合、国2分の1、県5分の1、市5分の1の9割補助、県単独事業で農場内の崩壊地盤の修復や死亡したブロイラー等を導入する場合、県3分の1、市3分の1の3分の2を補助します。

農業土木関係では、国庫補助事業で農地・農業用施設災害復旧に係る工事費が40万以上を対象とした農地・農業用地施設災害復旧事業で、農地なら50%、農業用施設は65%の補助があり、激甚災害に指定されたことにより今後さらに上乗せがあると思われます。平成29年度災害では農地が82.5%、農業用施設が93.3%の国庫補助があり、地元負担率は農地が3.4%、農業用施設が1.34%

となっております。

このように、今回の7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、国、県の補助も高い補助率となり、さらに基金を財源としました市補助を上乗せすることで、被災農業者の自己負担につきましたは、通常の事業補助と比べて極端に減少することとなります。そのため、これ以上の被災農業者への自己負担軽減は難しいかと考えております。

商工業等につきましても、井関議員の代表質問で一部答弁させていただきましたが、国のグループ補助金においては、補助残の4分の1が自己負担となります。また、市単独の西予市中小企業者等復興補助金につきましても、施設等の復旧に要する費用の一部、限度額150万円を基金を財源として新設しましたが、補助残の3分の1が自己負担となります。これら補助金の重複した申請はできませんが、使い分けをして申請していただくことで事業者の負担を少しでも軽減できるものと考えております。このあたり、国、愛媛県、西予市商工会、市、その他関係機関が連携して、被災された事業者に向き合い寄り添う形で対応していきたいと考えております。

今回の豪雨災害を受けた復旧・復興事業予算の財源として国庫補助金、県支出金及び復興事業債の対象とならない経費については、基金を取り崩して対応をしていかなければいけないのが現状であります。

今後は、基金を財源とした被災をされた方の生活再建の単独事業の実施について、関係課と協議を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

兵頭学君。

○16番兵頭学君

基金も使えるやつもあるし、使えないという話だと思いますが、例えば商工業にいきますともうやめろかという方が何軒か出とります。これは自己負担が4分の1ですか、というようなことで、これではこたわんという人がかなりあります。ぜひともですね、そういった方を救済するためにも思い切った基金の活用をお願いしたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わりますが、災害発生から2箇月たちました。西予市内には、まだ至

るところに復旧のめどが立たない箇所もあります。

今後、オール西予でがんばろう、西予で頑張っていきたいと思っておりますので、また皆様のご協力、ご支援をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

暫時休憩といたします。（休憩 午前11時39分）

○議長

再開をいたします。（再開 午後0時00分）

全協を開きますので、12時15分まで暫時休憩といたします。（休憩 午後0時00分）

○議長

再開いたします。（再開 午後0時16分）

日程の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あすは台風21号の接近が見込まれています。現在、西予市では、先般の7月豪雨による災害対策本部も設置されていることもあり、非常時の備えを怠らないためにも、あすは休会とし、あすの日程を9月5日水曜日午前9時からに延期したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、あすの日程を休会とし、9月5日水曜日に延期をいたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時16分

平成30年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年9月5日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 開 議 | 平成30年9月5日 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| | 午前 9時00分 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 1. 散 会 | 平成30年9月5日 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| | 午後 0時05分 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |

- 1 番 宇 都 宮 久 見 子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇 都 宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇 都 宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇 之 吉

- 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
- 事務局長 道山 升文
- 議事係 三好 祐介
- 1. 議事日程 別紙のとおり
- 1. 会議に付した事件 別紙のとおり
- 1. 会議の経過 別紙のとおり

1. 欠 席 議 員
な し

1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産業部長 | 酒 井 信 也 |
| 建設部長 | 岩 瀬 布 二 夫 |
| 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 教育部長 | 高 橋 司 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|---------|------------------------------------|---------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | 議案第117号 | 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第3号) | |
| 2 | 議案第100号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第118号 | 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) | |
| | 議案第101号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 6 | 認定第1号 | 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第102号 | 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について | 7 | 認定第2号 | 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第103号 | 市道路線の変更について | | 認定第3号 | 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第104号 | 市道路線の廃止について | | 認定第4号 | 平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 3 | 議案第105号 | 市道路線の認定について | | 認定第5号 | 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第106号 | 西予市営土地改良事業の施行について | | 認定第6号 | 平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第107号 | 西予市営土地改良事業の施行について | | 認定第7号 | 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 4 | 議案第108号 | 平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号) | | 認定第8号 | 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 5 | 議案第109号 | 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) | | 認定第9号 | 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第110号 | 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | | 認定第10号 | 平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第111号 | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | | 認定第11号 | 平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について |
| | 議案第112号 | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | | 認定第12号 | 平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| | 議案第113号 | 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) | | | |
| | 議案第114号 | 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | | | |
| | 議案第115号 | 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | | | |
| | 議案第116号 | 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) | | | |

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|---------|------------------------------------|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | 議案第117号 | 平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第3号) |
| 2 | 議案第100号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第118号 | 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) |
| | 議案第101号 | 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 6 | 認定第1号 | 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第102号 | 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について | 7 | 認定第2号 | 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第103号 | 市道路線の変更について | | 認定第3号 | 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第104号 | 市道路線の廃止について | | 認定第4号 | 平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 3 | 議案第105号 | 市道路線の認定について | | 認定第5号 | 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第106号 | 西予市営土地改良事業の施行について | | 認定第6号 | 平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第107号 | 西予市営土地改良事業の施行について | | 認定第7号 | 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 4 | 議案第108号 | 平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号) | | 認定第8号 | 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 5 | 議案第109号 | 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) | | 認定第9号 | 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第110号 | 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号) | | 認定第10号 | 平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について |
| | 議案第111号 | 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | | 認定第11号 | 平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について |
| | 議案第112号 | 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | | 認定第12号 | 平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| | 議案第113号 | 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) | | | |
| | 議案第114号 | 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | | | |
| | 議案第115号 | 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | | | |
| | 議案第116号 | 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) | | | |

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。まず、15番二宮一朗君。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。

会派こころざし、公明党の二宮一朗でございます。

一昨日の一般質問に引き続き、きょうも私とこの後の小野議員も今回の7月の西日本豪雨に係る災害についての質問となっております。

昨日も台風21号が関西地方を直撃しまして、テレビ等によると、大きな被害を受けられ、7名の方が亡くなったというふうにもお聞きをしております。本当にお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思っております。

今回のこの9月定例会での一般質問が、今後の西予市民の安心・安全、そして生命と財産を守るために寄与できるような質問になればと思っておりますのでぜひよろしくお願いをいたします。

まず1点目に、一昨日、兵頭学議員からバトンを渡されましたタイムラインについて質問させていただきますと思います。

一昨日の兵頭学議員の質問の答弁の中で、タイムラインについての必要性の認識と3年計画で策定中であったこと、そして今回の災害で実効性のあるマニュアルを策定を行うという答弁がございました。

まず、災害を受けての実効性のあるマニュアルの策定がいつまでにできる予定なのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

ただいまの二宮一朗議員のタイムラインの必要性について答弁させていただきます。

タイムラインの策定につきましては、今ほど議員のほうからありましたように、先般の兵頭学議員の質問にもお答えをしましたとおり、昨年度から3年計画で取り組んでおりました。しかしながら、今回の災害を受け、計画を変更いたしました。今年度中に検証と地域防災計画の策定、来年度に個別業務マニュアルと受援計画を策定することといたしました。

今後行います検証におきまして、課題を洗い出し、その解決策を反映し、実効性のあるマニュアルの策定を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

一応今年度中というご答弁がございました。

その策定したタイムラインですけれども、今後、西予市の災害に対する市民の皆さんの防災力向上のためにどのような方法で使おうとされておられるのかをお聞きをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

活用方法でございますけれども、災害対策マネジメントの構築事業におきまして、個別業務マニュアルを大規模地震災害直後からの職員の基本行動を対応フォローしたり、風水害の行動をタイムラインにするなど、一目で行動がわかる図表に整理し、対応の流れや各部の個別対応への展開を明確にし、スムーズな対応が図れるよう活用してまいりたいとこのように考えております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひお願いしたいと思いますが、西予市には自主防災組織もほとんどできているということと、あと、学校現場での防災教育、そういうところにもぜひ生かしていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは次に、タイムラインの二つ目ですけれ

ども、国土交通省がこのタイムラインというのを全国に広げているというのが今の状況だと思うんですけども、そういう中で、国が管理をされている河川には今タイムラインができています。国交省のホームページで見たところですけども、愛媛県を見ておきますと大洲市には肱川の下流からタイムラインができておりました。今皆さんのお手元にその資料が配信をされると思うんですけども、紙ベースでいうと、こういう1枚のもので、もっと冊子になんかなっとるんかなと思ったらこれ1枚でした。今のところこれが大洲市肱川流域のタイムラインということで、ちょっとお聞きをしますと、今回の災害、このタイムライン自体は台風を想定してのタイムラインということで、約72時間前からつくられておりますけれども、今回の場合は台風とはちょっと違って、ダムの放流というところからの原因だったんで、これとはもちろん違うんですけども、先ほど総務部長じゃないですけども、実効性のあるタイムラインに今後作り直すということをお大洲市のほうは言われておるようでございます。

そこでですね、国管理のタイムラインは、鹿野川ダムのちょっと下流からですけども、できておるんですけども、上流である我々のところ、その間のタイムラインは今後、どこがつくっていくのか、どういうふうにつくっていくのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいま肱川水系のタイムラインについてのお尋ねであったかと思いますが、今年度から水防法の改正に伴いまして、肱川水系の水防関係の会議を再編し、肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び南予地方局大洲土木事務所、西予土木事務所、大規模氾濫に関する減災対策協議会とし、かつ一度に開催をいたしまして、国・県・市町、その他関係機関が連携をいたしまして、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進したところでございます。

このタイムラインにつきましては、大洲市内の洪水予報河川におきましては、先ほどありましたように既に国・県の指導のもと作成をされてお

ます。

西予市内の肱川、宇和川におきましては、宇和町大江から皆田の範囲で指定されております水位周知河川につきまして、今年度から県の指導のもと協議に入っておりました。

また、今回の災害を受け、野村ダム下流域におきましても、国及び県が調査を実施をいたしましたので、その結果をもとに、肱川上流のみならず、ダム下流域におきましても水害対応タイムラインの作成に着手し、住民が安心できる対応を目指したいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

これもぜひ早急にお聞きしたいところですけども、今回の大きな災害を受けた野村については、ハザードマップもできてなかったというふうにお聞きをしております。ぜひ今回の放流の量とか、そういうのを受けて、ここまでの量だったら、こういう範囲というふうなところを明確にわかるような、そういうハザードマップをぜひつくっていただきたいなと思っておりますので、お願いをしておきます。

続きまして、2番目の情報伝達・発信についてお伺いをさせていただきます。発災直後、停電をしたということで、被災者の皆さんは、情報が少なかったというふうなことと、不安な時間が長く続いたというふうなことをお伺いしております。行政はそういう中で、どういう連絡方法をとっていたのか、お伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今回の災害では野村地域の浸水によりまして、停電が発生いたしました。携帯電話も一部地域でつながりにくい状況にございました。また、庁内のネットワークシステムを停止いたしましたけれども、NTTの固定電話はつながっておりましたので、支所と本庁との連絡は行われたと記憶しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今は行政同士の連絡の件だったと思うんですけども、住民にとって、停電ということで防災行政無線も、また、先ほど言われた携帯も電波自体がもう入らないというふうな状況の中で、情報が少なかった不安というのは先ほど申しました。

今後そういうことに対して、行政ができること、なんかないのかというふうなことで、もし対応策があれば教えていただきたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今回の豪雨では停電の中、被災者の皆様方には大きな不安を与えたことも事実でございます。

今後は、防災行政無線によるこまめな情報提供を心がけなければならないと考えておりますし、避難所となります施設への自家発電装置の配備、また、タブレット端末やラジオの配備等、計画的に進めていかなければならないと、このように考えております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。ぜひそういうことを進めていただきたいなど。

今回、中四国ということで、広島、岡山等もありましたけども、そういう中でも何かタブレット配信をされとるというふうなことも一部出ておりましたので、ぜひ西予市もそういう対応をお願いしたいと思っております。

次に、今回の災害のときに、これは宇和の人なんですけども、電話かかってきて、こういう状況やったんよいろいろな聞き取りをしようとしたときに、防災行政無線で言ったでしょって言ったら、防災行政無線、戸別受信機が家にないんですっていうふうに言われました。私自身は家にはみんなあるもんやと、全戸配布しとるもんやという自分の中でちょっと認識があったもんですから、ないんですかっていうふうなことを聞いて、そのあと危機管理課のほうで、どういうふうにしたらもらえるんかというふうなことをちょっとお聞きしに行っただけなんですけども。西予市全体の中で、どのぐらいの設置率というか、逆に未設置率というか、

そういうのがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

個別受信機の設置率のご質問でございますけれども、宇和地区で言いますと、7,714世帯のうち、設置済みが6,519世帯、設置率が84.5%であります。野村地区におきましては、3,786世帯のうち、設置済みが3,137世帯、設置率が82.9%。ちなみに未設置が649世帯ございました。また、明浜・三瓶につきましてはご承知のとおり、平成29年、30年度にかけまして、現在設置中でございます。また、城川地区につきましては、平成8年の設置でございますので、ちょっと台帳等がなくて把握できておりませんので、今後、調査を実施することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

何か思ったより未設置が多いなという感想なんですけれども、今回の災害もそうですし、きのうの台風もそうですし、近年の災害のあり方というか、き方というか、そういうことを考えたときにはやっぱり防災行政無線も聞こえにくいというふうなこともありましたけれども、やはり極力全戸配布して、また配布してというか、要らんいう人もおるかもしれんですけども、持っと思ってもらうということが本当に基本やないかなと思うんで、ぜひここを全戸持っと思っていただけるような啓蒙を市のほうでぜひしていただきたいんですけども、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

全戸配布に向けた取り組みについてのお尋ねであったかと思いますが、現在、デジタル化整備を進めているところではございますけれども、個別受信機を設置するに当たりましては、委託業者が各ご家庭を訪問させていただき、1世帯に1台無償でお渡しをいたしております。また、アンテナが必要な場合でも無償で設置をいたしておりますが、不要であるとして不要届を提出される世帯も

少なからずおられるのが現状でございます。また、当初の委託業者の訪問の折には、不要としていたが、やはり必要であると判断されれば、本庁及び各支所に申請をしていただければ、無償で設置対応をいたしておりますので、この点についても周知をしたいと思っております。また、新たに市内に転入された場合につきましては、転入手続の窓口でご案内をさせていただきます。

今回の災害を受けまして個別受信機の重要性について改めて認識された市民の皆様からの申請件数が今増加しているところでございます。

今後さらに、自主防災組織の協力を得ながら、より一層、啓発活動を進め、全戸配布、全戸配備に努めてまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひお願いしたいと思います。

西予市には区長会という立派な組織もありますんで、区長さんをお願いするとか、そういう方法もあると思います。ぜひ早急な全戸配備を目指していただきたいと思っております。

続きまして、災害時の情報伝達の方法として、災害FMというものがあります。これは臨時災害放送局と言いますが、以前の一般質問の中でも、こういうものがあるんですけども西予市も導入したらいかがでしょうかという質問をしました。当時西予市の地域性とか、また防災行政無線を今準備してる段階とか、そういうふうなことで多分導入の予定はありませんという答弁だったと思います。

今回改めて、先ほどから言いましたように、情報、市民の方への被災者の方への情報が少ないというふうなことを考えたときに、もう1回災害FMをちょっと調べてみようかなと思って、ちょっと国交省の方に直接レクチャーを受けに行きました。そしてお話を聞いてみると、自分が思ったよりも簡単に設置できるような仕組みというか、ものもそうですけども、ここに形があるんですけど本当にこういうCATVさんが持つとられるようなぐらいのもので持ち運びできて、アンテナも含めても軽トラックで持ち運びできて設置できると

いうふうなこと、それとその申請の書類については電話で口頭ですればすぐ受けていただくと、落ちついてから書類は整備したらいいというふうなことで今回の災害の中で、中国・四国、広島・岡山、この四国の中で、実際に使つとるとこあるんですかってお聞きしましたら、広島県の熊野町と坂町というところには、この災害FMを設置しますというふうになっておりました。

西予市の場合、災害FMを導入の検討自体ですね、導入の検討をしなかったのかどうかというところをまずお伺いしたいなと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

二宮議員ご質問の災害FMの導入につきましては、災害時におけます災害情報、被災者支援情報、生活関連情報等を提供するために、自治体が開設する臨時のFM放送局ということで活用できないか、当市におきましても検討したところでございます。

二宮議員いろいろ国のほうにも出向かれました、詳しく研究をされておりますけれども、当時当市におきましては、このコミュニティー放送局が地元であれば放送事業者と連携し、そのコミュニティー放送局の既存の設備を利用して臨時災害放送局を開設することは可能でありますけれども、コミュニティー放送局がない当市で臨時災害放送局を開設するには、四国総合通信局に放送設備の借受申請及び免許申請を行う必要がございます。

先ほど議員さんがおっしゃられたとおりでございますが、しかしながら、当市のような山間地域、急峻なリアス式海岸部では、一部の地域に限定した活用となります。また、専門的な知識を要する編成責任者であるとか、アナウンサーの配置等、人的体制の整備が問題となる等の課題もあるということで導入には至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

私も当初、宇和島にFMを持っておられたり、松山にはもちろんFMがあるということで、そういうのを活用してできんのかなと思ひながら、国

交省のレクチャーする前にそういうふうを考えておりました。実際にレクチャー受けると先ほど申し上げたような思ったより簡単に設置できそうだなというふうなこと、今答弁の中にあった、これ前回の多分答弁にもあった思うんですけども、エリアが広いので西予市は、なかなか効果的にならないんじゃないかというふうなこともありましたけども、今回のこの被災された箇所考えたら、例えば野村の支所に一つ建てればいいわけですよ。宇和とかほかの明浜・三瓶は必要なかったわけで、小さい範囲でよかったというふうなこと考えたら、ぜひこれは次回、次回災害があったら困りますけども、次回以降の検討課題にさせていただきたいなと思いますし、また、この整備局いうんですかね、四国総合通信局では、例えば、西予市が災害訓練を、避難訓練しますよといったときに貸し出すという方法もありますよというふうに言われております。そのときに電波がどこまでカバーできるのか、例えば野村の支所の屋上に置いたら、野村のどの範囲まで電波が届くのかとか、明浜・三瓶しかりですけども、平時において住民意識の向上のための防災訓練等を行うときに災害FM開設の事前調査のための実験試験局というのが免許を出して活用できますよってというふうなこともお聞きをしました。ぜひまたこれも今後の検討に入れていただければありがたいかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それとですね、FM関連でもう1点、私も愛媛新聞で知ったんですが、南海放送さんが災害FMを西予市に開局したというふうなのが多分愛媛新聞に、もうかなりたってから、一箇月ぐらいひよっとしたらたってからやなかったかな思うんですけども、これはひよっとしたら西予市が要請されて南海放送さんがされたのか、1点お伺いをしたいなと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今ほどのご質問でございますけれども、これにつきましてはもともと12月に開局をする予定でありました南海放送ラジオの野村FM補完局を今回の災害を受けまして、8月1日に被災地向けの臨時の措置として免許が交付をされ、ワイドFMの周波数で放送が開始されております。この放送に

つきましては、10月末までは臨時的な放送という取り扱いでございますけれども、11月からはそのまま通常の放送局ということで移行すると伺っております。これによりまして難聴地域でありました野村地区と城川地区の一部におきまして、ラジオを聞くことができるようになったということでございます。

しかしながら、この放送を聞くためには、ワイドFMに対応したラジオでないといけないということから、四国総合通信局からそれに対応したラジオを今回の被災に遭われました野村地区において、乙亥会館前で100台配付をしていただきました。南海放送の災害FM局につきましては、本市が要請したものではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

情報伝達の最後になりますけども、以前、総務委員会のときでしたかね、委員会のときに、危機管理のほうでちょっと見させていただいたと思うんですけども、西予市には災害のときに、衛星電話とかIP電話ですかね、そういう普通の通信が使えなくなったときに使えるものがありますよというふうなことを教えていただいた記憶があるんですけども、今回の災害でそれは活用されたんでしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

今回の災害におきましては、広範囲に停電及び携帯電話が一部地域でつながりにくい地域がございました。

また、先ほども答弁させていただいたように、庁内ネットワークシステムを一時停止をしておりましたが、幸いにも支所と本庁間は固定電話と消防無線で通話が可能でございました。固定電話も通信不能であったといたしましても、先ほど言っていたいただきましたIP無線機、それから衛星携帯電話を配備しておりますので、最低限の通信手段は確保できていたと考えているところでございます。

したがいまして、今回はIP、それから衛星携

帯電話は使用はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

それでは、次の被災者支援システムのほうに移らせていただきます。

まず、り災証明ですけれども、現在の発行状況を教えていただきたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

り災証明書の交付につきましては、7月24日から野村地区で交付準備ができた方から交付を開始いたしております。また残り4地区につきましては8月6日より本庁・各支所にて交付を開始したところでございます。

議員お尋ねのり災証明書の交付状況につきましては、昨日現在におきまして、全壊が279件、大規模半壊が145件、半壊が366件、一部損壊が444件、あわせまして1,234件の交付を終えております。交付申請につきましては、869件の交付申請に対しまして、863人の方に交付を終えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

7月24日から、また8月6日からというのがちょっと早かったのか遅かったのかちょっと私にはよくわからないんですけれども、今後他市の状況もまた検討しながらと思うんですが、この被災者支援システム自体がですね、6年、7年前になりますか、一般質問をさせていただいて、これ、我々公明党愛媛県本部の議員が西宮のサポートセンターにこれをつくられた吉田所長のところにお伺いをしてこのシステムを勉強させていただいて、一般質問をさせていただいて、西予市も導入したらいかがですかというふうなことを言いました。その後、研究されたというふうにもお聞きして、使えるんですかというふうに委員会か何かで聞いたら、ちょっと使えるようにはなっていない

かなみたいな、ちょっと濁された答弁やったように僕は記憶しとるんですけども、今回、被災者支援システムを活用できたのかどうかというのがまず1点お伺いしたいと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

当市の被災者支援システムにつきましては、今ほど二宮議員のほうからありましたように、阪神淡路大震災後に西宮市が開発をいたしまして、現在は地方公共団体情報システム機構が無償で提供しているシステムを導入し、作動状況等を確認をしていたところでございます。

今回の災害におきましても、使用の準備を進めておりましたけれども、当システムにて運用可能なり災証明書の発行から発行後の被災支援の管理までの一連の事務を行うに当たって、被災者へ当市が行う各種支援制度に対してのシステム上の基本メニューが一部限定であったということや当市職員や今対口支援で全国から応援をさせていただいております応援職員のシステム操作習熟度の欠乏による混乱を避けるため、災害当初につきましては、操作性を優先し使いなれたエクセル等の既存のソフトを使用して業務を行いました。

今後、長期的な支援の情報を集約及び一元化していくためには、システムによりますデータ管理は必須であるため、当システムへの最新版へのバージョンアップやその他、一時的に利用が可能なシステムを関係課と協議して、システムを活用していきたいとこのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ちょっとシステム自体を導入できて活用できなかったということは、非常に残念な思いですけども、今回いろんな準備をしてもなかなかすぐ使えないというのは、先ほどのタイムラインもそうですけれども、想定外というのもあります。そういうところは理解できるんですが、私が言った6年、7年前に、多分2011年にインストールをされていたと思うんですけど西予市の場合は、そっ

から先、いろんな被災者支援システムの使えるいろんなシステムがありますよね、仮設住宅、緊急物資管理、また、義捐金云々とかたくさんあるんですけども。そういうのを先に準備しとけば多分、ここまでの混乱はなかったんじゃないかなと。それがひょっとしたらスピードという面でもう少し早く災証明もできたのかもしれないなと。これはたら話ですから、別に行政の方が云々と言わるわけじゃないんですけども、今後のためにはぜひそういうふうな考えでやっていただきたい。この被災者支援システムは行政が楽するためにやるんじゃないんですよ。市民の皆さんが便利のためにやるんです。吉田さんがつくったのは、西宮でズラッと行列が並んで、これはいかんということでこのシステムをつくられて、要するに利便性のために、市民のためにという思いで作られたこのシステム、ですから今これ全国に広がってるということなんでぜひ活用をお願いしたい。

もう1点ですね、3年前に鬼怒川氾濫で常総市が同じような状況になりました。そのときも常総市さんもうちと同じようにインストールはしたけども使えなかった。すぐに西宮のサポートセンターに応援を要請したら吉田所長が行かれて、その後の対応をして復興事務に役に立ったというふうなこともお聞きをしておりますので、ぜひ西予市もわからんところは聞くというふうなことをお願いしたいし、発生当時ですけども、私そのこともお伝えしたんですけども、残念ながらうまく伝わってなかったのか、今回、向こうから来てやるというふうなことも言われつつんですけども、私もうまく伝えられなかったのか、行政の中でうまく伝わらなかったのか、わからないんですが、ぜひそういうところも今後の検討としてお互いにまたいい方向でいければいいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは次に、災害救援のボランティアセンターについて、質問させていただきます。

今回、災害復旧においては、全国から多くの皆さんがボランティアに来ていただき、被災された皆様とともに暑い中、瓦れきの撤去や泥出しなど本当に苛酷な作業のお手伝いをいただきました。ボランティアセンターでは、ボランティアセンターは西予市が委託をして、社会福祉協議会に運営

をお願いしてるわけですけども、その災害対策本部、そして野村の支所、そしてこの社会福祉協議会ですね、ボランティアセンター、この連携がうまくいったのかなというふうなことで1点、連携に対してどういうふうなお考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

改めましておはようございます。

社会福祉協議会との連携についてお答えをさせていただきます。

市は大規模災害が発生し、ボランティアの支援が必要となった場合には災害対策本部に災害支援ボランティア支援本部を設置し、西予市社会福祉協議会と連携を図り、社会福祉協議会が災害救援ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを行うこととなっております。

また、西予市社会福祉協議会では、災害時の対応マニュアルを定めておりまして、日ごろより職員に対しても研修会を行うなど、意識向上に努めていただいております。

市としましては、今回の豪雨災害に係る災害ボランティアセンターが設置された後、社会福祉協議会との連携を図るため、福祉課から常時2名から3名の職員がセンターへ出向き、ボランティアセンターの運営にもかわり、必要な資材等の調達など、災害対策本部との調整役として活動いたしました。8月上旬からは野村支所の担当職員がボランティアセンターの朝礼に出席し、互いの情報を共有しながら災害ボランティア活動がスムーズに行えるよう、引き続き連携を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今回はですね、社協自体が1階ですかね、地下になるのかな、あそこが被災したというふうなこともあったり、私が電話したときもそうなんですけど、ちょっとつながらない時間帯も、どのぐらいあったかというのはちょっとわからんですけども、あったと思います。ですから先ほど総務部長の答弁いただいたときの衛星携帯電話とかIP電

話とか、そういうふうなのをだからこう置いとったのかなというそういう意味でちょっと質問させていただいたんですけども、そういういいものがあるんだったら、避難所とか、もちろん支所、そしてボランティアセンター、災害対策本部、そういうものをしっかり配備して活用していただければいいかなと思っております。

それで、ちょっと私も発災の翌日から1週間ほど、そのボランティアセンター近辺でずつうろろしよったんですけども、その現場におるとですね、市が委託したこの社協ボランティアセンターの権限というのか、決定権というのか、そういうのがどうなのかなと。しっかりあるのかどうかということと、市に1回1回聞きながらやっとなんじゃないかなみたいなそういうところもちょっと見受けられたりしました。

特にそれ感じたんですがですね、7月の14、15、16、3連休がありました。このときは、ボランティアの方が本当に800人、1,000人、次が5、600やったですかね。3日間で2,300ぐらい多分来ていただいたと思うんですね。この7,000人、トータルで7,000人の中の2,300ですからね、かなり多くの皆さんが来ていただきました。そのときの16日の月曜日ですけども、3連休の最後、土砂とか瓦れき捨てる所があいてないんよというふうな話がありました。そのときに、ちょうどNPOのボランティアであるオープンジャパンのところにおったんですけども、そこへ駆けつけていただいたそのメンバーの方がわしゃこのためにここまで来たのに、何で泥捨てれんのぞというふうなことを言われました。私もすいませんと言うしかなかったんですけども。その後、ボランティアセンターに聞くと市にも言ったけども、あけていただけなかったというふうなことをお聞きしました。

市が委託した災害ボランティアセンターですから、そこのある程度決定権というか、その意見が通るようなやっぱり仕組みではないと、現場の、なかなかせつかくよそから来ていただいたボランティアの皆さんにも申しわけないし、あと、災害復旧という点から見ても大きな損失じゃないのかなというふうに思うんですね。ですから、そういうところはやっぱりもう一度考えていただきたいなど。これ要望です、私のね。ですからもう1回社協と平時の時からね、社協と市のほう

で、福祉事務所ですか、話し合っただけでそういうところも次に生かせるようにしていただきたいというのが1点。

もう1点は今回の発災直後から社協の皆さんの動きを見ておると、本当、涙が出るぐらいね、もう一生懸命動いてもらってますよ。これはもう支所の皆さんも同じやと思うんですけども、現場のね。その姿を見て本当に感動もさせてもらったし、たくましさというか、うれしさも感じました。社協は、先ほどから言うように市から委託をして動いてもらうわけですけども、今回、そういう中で、どういう業務を想定しての委託金かちょっと僕も詳しくは知らんですけど、今回のような特別の災害があった場合、その委託金の補正というか、今回9月議会でもいろんな災害の補正が出てますけども、ぜひその社協に対しての補正をどういうふうに考えておるのかをちょっとまずお伺いしたいなと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

貴重なご意見まことにありがとうございます。

実態を調査させていただいた上で、社会福祉協議会と協議を行い、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひお願いします。

次に、発災直後からですね、たくさん支援物資がいろんなところに届きました。それで、当初は市も支援物資の受け入れというのをされとったんですけども、割合早い時期から受け入れのお断りというふうなことでされてたように思います。私も知人のほうから松山とか、そういう遠いところから持っていきたい、松山・新居浜もありましたけども、持って行きたいんやけども、市はいらんで言われるんよってというふうなことで、電話がありました。現場行ってみると、社協であったり支所であったり、避難所にはそれぞれ個別とかいろんなんで届いとったわけですよ、支援物資が。今後ですけどもそういうところを今後生かしてですね、どういう受け入れ方法にしたらいいのか、

そして何言うのかな、発信の仕方、その言い方、電話でうちはいいんですよっていうと何か西予市はもう要らんのかって思われるんじゃないかなというふうな、そういう感じ方なんです。私にかかってきた人は。西予市はもう支援物資要らんのやなって言よるぜっていうふうな、そこをやっぱりそう思われない返事の仕方、発信の仕方、ホームページも含めてですけども、検討いただきたいんですけどもそういうふうな工夫はいかがでしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

支援物資の受入れについてのご質問でございました。

まず支援物資の受入れの流れについてちょっとご説明をさせていただいたらと思いますけれども、これは災害対策基本法に基づきまして、本市からの要請を待たずにして、国が示します生活に必要な不可欠な物資であるとか資材の供給、いわゆるプッシュ型支援を愛媛県を経由して受け入れをいたしております。一定期間プッシュ型の支援を受けた後につきましては、本市被災地、避難所において必要とする物資であるとか、資機材などを把握し、愛媛県を経由し国へ申請要請する、いわゆるプル型支援に切りかえ対応してきたところでございます。

また、国が示します物資につきましては品目が限定されておりますので、支援の対象外品目につきましては、本市独自で調達をいたしまして、安定的に物資を提供できるよう努めたところでございます。この支援物資受け入れの対応といたしましては、当初より要請させていただきました自治体関係機関からの受け入れのみといたしまして、企業・団体・個人の皆様方からの支援物資の申し出につきましては、避難所での支援物資の受け入れ体制と管理体制を整えるのが困難で、支援をお断りすることを7月10日に報道機関への支援辞退のプレスリリースと本市のホームページへの掲載を行いました。

また、支援物資の受け入れの中断につきまして、ホームページの掲載を行いましたけれども、避難所へ入居されている被災された方、また在宅避難されている方のニーズ把握ができていない面

もございまして、支援物資を持ち込まれる方が多数あり、SNSなどを活用した情報提供も検討すべきであったと考えております。

今後は、災害時の対応につきましては、市を含め、日ごろから関係団体との情報共有を図り、支援物資の受け入れから避難所までの円滑な物資供給体制を構築してまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひよろしく願います。

再三言いますけれども、行政が混乱するということは、市民の人はもっと混乱するわけですから。ぜひそこをしっかりと今後の検討としていただきたいなと思っております。

次に、今回のような大きい災害になりますと、先ほども言いましたように個人でも本当に相当な数の皆さんがボランティアとして来ていただきます。本当に来ていただく人に、どこへの作業をしていただくかというその割り振りだけでもちょっと1,000人いうたらすごいなと、私も近くにおりながら思ったんですけども、本当にこれは社協の方の日ごろの研修というか、訓練なのかわかりませんが、うまくスムーズに進んだように思います。そしてボランティアが終わって、夕方3時、4時にそこへ帰ってこられる皆さんの表情がですね、本当にこう不満みたいなのが全くないんですよ。暑いのはもちろんあるんですけども、何か満足感みたいな顔が物すごく多かったんですけども、私も本当それを見て感動したんですけども、そういうのとあわせてですね、こういう災害が起こるといろんなNPOが来ていただきます、全国。阪神大震災また東北の震災以来ですね、そういうところが段々ふえてきていると、今回岡山でも早い時点で40団体以上が、NPOが来ているというふうな情報もなんか入ったようですけども、そういう中にはですね、ちょっと来ていただいたら迷惑かなみたいな団体も何かあるように聞いております。ですからそういうのは今回来ていただいたオープンジャパンの方がある程度全国のそういう団体をご存じなんで、一応スクリーニングをしていただいたように聞いております。そ

れで社協との連携をしていただいたんですけども、今回そういうふうがいいタイミングで災害ボランティアのNPOが来ていただいたんで助かったんですが、いつも来ていただくとは限らないわけですよね。ですからやっぱり自前でそういうコーディネーターといいますかそういうのをつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですけれどもそういう点はいかがでしょう。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

それでは、ボランティアコーディネーターの養成についてお答えをさせていただきます。

ボランティアコーディネーターは一般的にはボランティア調整担当者としており、ボランティアセンターを初め、ボランティア活動の推進を図る役目を持つこととされております。

災害発生後、全国各地より駆けつけていただいたボランティアコーディネーターの皆様には、ボランティアセンターの運営等にもご助言をいただき、ボランティアコーディネーターの必要性とネットワークのすばらしさを痛感したところでございます。

愛媛県社会福祉協議会におきましては、例年研修会が開催されており、西予市社会福祉協議会においても、いろいろな防災関連研修を行っていただいておりますので、市としましては、愛媛県社会福祉協議会及び西予市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの養成を行う取り組みをあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

もちろん社協のほうにも人材育成はお願いしたいというのはもちろんなんですけども、まず市民の方が、ボランティア、災害に限らずですけども、ボランティアって問い合わせとかくるのは市役所やと思うんですよね。以前も市役所にボランティア課とか係とかつくったらいかがですかというふうなご提案はしとるんですけども、全部スルーされておりますけども、今回、こういう災害を受けてですね、やっぱり行政でないといけない、

行政が持つような情報、行政しかできないことがあると思うんで、行政の中にもそういうコーディネーターのような人を持つっていただくと。自分とこで、職員でできんのがやったら外から雇ってでも持つとくとぐらいの気持ちでやっぱりしていただいとったほうが私はいいんじゃないかなと思いますんでぜひこれも検討として考えていただきたいなというふうに思います。

最後になります。

今後のボランティアについてですけれども、ボランティアの性格上ですね、強制できるものではないんですけれども、一昨日兵頭学議員から今回の災害に対してOBの皆さんにお願いしたらいいんじゃないかみたいなね、ご意見があったと思うんですけども。本当に市のOBに限らず県職員のOBの方等も含めた公務員のOBのネットワークみたいなものを今後つくっておけば、こういう有事のときに非常に強い戦力になるんじゃないかなというふうなことで、今、専門職といいますか、技術職といいますか、そういう採用が少なくなっている中で、そういうのも、現場の土木であったりね、そういう現場の職員さんが少なくなっていると思うんですよ。そういうのはやっぱりいざいざときに、やっぱ補完していくのは、そういう経験のあるOBの公務員のみなさんじゃないかなと思いますので、ぜひこういうふうな強い戦力になるような取り組みをお願いしたいと思います。

これはもう最後お願いになります。今回の一般質問は終わりたいんですけども、今回の冒頭に言いましたように、今回の災害がですね、今後、西予市の皆さんの安心安全そして生命と財産を守れるような対策に生かされるような質問になればと思いますんで、私だけじゃなくて今回の5人の質問がですね、そういうふうな取り組みを今後ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時53分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

次に、17番小野正昭君。

17番、小野正昭君。

○17番小野正昭君

しんがりとなりました。会派ころざしの小野正昭であります。

ただいま議長の許可をいただきましたので、市議会会議規則第62条の規定により、今回は災害について、地方自治について、この2点につき質問をいたします。

災害については5名の議員がそれぞれの立場と意思をもって質問をいたしました。私も市民の方々の声とともに私なりに気づいた点につき質問をいたします。生まれも育ちも徒手空拳であり、野武士でありますから、また最年長議員であります。心臓は毛虫の肝ほどしかありません。

しかしながら、市民の代弁者として、市長には愛情あふれる、まことに厳しく失礼な質問になろうとは思いますが、一昨日冒頭の挨拶の中で、真摯に答弁との文言がありました。持ち前の寛容なお心で受けとめていただき、率直な答弁を期待いたします。

去る7月6日未明より翌7日にかけて、当市は1時間47.5ミリ、7日の午前0時30分には347ミリに達し、総雨量535.5ミリという未曾有の大雨に見舞われ、災害関連死1名の方を含む、6名のとうとい人命と先ほどの三好部長の答弁では9月4日現在、り災証明の交付件数は、住宅全壊279件、大規模半壊及び半壊の床上浸水511件、一部損壊の床下浸水444件、また、土砂災害は約53箇所のうち、公共災害となるのが、崖崩れは14箇所となっており、かつてない大惨事となりました。

私のほうからも僭越ではございますけれども、亡くなられた方々に謹んで哀悼の誠を申し上げますとともに、被災されました皆様には心よりお見舞いをまずもって申し上げたいと思います。また、各方面より心温まる見舞金、救援物資をご恵贈いただきました。人様のお心のきずなを改めて強く感じた次第であります。ここに感謝の誠を申し上げます。

そこでお伺いをいたしますが、市長は今回の災害に対し、どのように判断をし、決断をされ、指示を出されたのかまずお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

昨日、台風21号は、四国室戸方面から関西方面のほうへ進行しまして、テレビを見ていますと、あのような大災害が発生をいたしました。同じく7月7日に豪雨災害に見舞われた西予市も他人ごとではないという気がいたしております。被災された方、そして、とうとい命を亡くされた皆さんにお見舞いと心からのお悔やみを申し上げる次第でございます。

ただいま小野議員のほうから質問のありました今回の災害に対して、市長はどのように判断し、決断され、指示を出したのかということにつきまして、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

7月7日の午前3時10分から30分の間であったと思いますが、本庁5階に本部の統括指令室におきまして、野村支所長から、野村ダム管理所長からあったホットライン及びメールの内容の説明を受けました。そして、その場におりました幹部職員とあわせて協議を行いまして、午前5時から5時30分をめどに野村町野村地区を対象に避難指示を発令するというのを決定した次第でございますけれども、これは、人命救助を第一とした避難誘導のために、消防団員の招集、そして、避難指示の放送準備、それと多くの避難される方が出るであろうということでの避難所の開設準備等をあわせて指示をした次第でございます。この決定の際でございますが、刻々と変化する雨量の予測の中で、ダムの放流に対して、どの程度の地域が浸水するかということでは不確定なものがありました。ですが、被害が大きくなるおそれがあると、そのために、野村の町の範囲を広く設定をしまして、野村地区全体を対象地区というふうに考えた次第でございます。その中で1番危惧したのは、激しく雨が降る中で、暗闇の中での避難の場合、道路や水路、河川が見えない状態で避難をするということの危険性、過去の豪雨災害での人的被害の教訓も考えた次第でございます。その時点では、今、3時半にすぐということになるとかえって危険であるという判断をいたしました。

また、防災行政無線のことにつきましても、雨とか、今家屋が密閉をされておりますし、いろんなことを考えると、地域の皆さんに聞こえなかった場合ということも考えまして、緊急性を伝えるためと、先ほど言いました安全に避難をしていた

だくために消防団に出動をお願いして各戸訪問による避難の呼びかけというものをしたいと、そのように考えた次第であります。消防団員の招集にかかる時間、消防団員の各戸呼びかけ及び要支援者などを避難させていただき、そういう時間等も鑑みて指示の時間を考えたというのが、当日の私の考えであります。野村方面隊長以下、消防団員の皆さんにおかれましては、危機を顧みず一生懸命に任務を遂行をしていただいで、心より感謝をいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

親切丁寧な答弁でしたけれども、そこである答弁がありました。

しかしながらですね、去る7月13日のマスコミのテレビ日放送で市長のインタビューが放映されました。多くの市民の方々から疑問の声が多く寄せられたのであります。

その一部を紹介いたしますと、7月13日11時50分テレビ朝日ニュース、問いは、避難指示なぜ2時間半後ということに対して、避難をしてもらうためには、避難所もつくらねばならないし、消防団で声をかけていただく体制もつくらねばならないし、暗い、真っ暗などということもあって、そういうことになったというインタビューが出ております。

私たち公人はですね、一声、一挙、一動作が注目されております。市長は特に市民の注目の的でありますので、慎重な方ではありますけれども、慎重に慎重を期して受け答えを望むものであります。

そこで、そのマスコミ放送の真意を承りたいと思います。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま小野議員からご質問のあった部分は、あの当時、複数の報道機関から取材を受けた中で、深夜に近い時間に受けたものではなかろうかなと思います。真意はと言われますと、そのときに私自身ももっと冷静にマスコミ対応をすればよかったですであろうと思います。そして、今言われ

たこと、その前にも、それは一部のもんであって、その前にもいろんな質問がありました。それを今全て私記憶してるわけではございませんけれども、市の判断について、皆さんからいろんなご批判があるということは私も承知しておりますけれども、先ほど答弁したとおりでございます。

激しい雨の中で暗闇での避難ということに対して、やっぱ不安があった、人命第一を考えると不安があった。そのために、消防団員の皆さんにご協力をいただきたいという考えでありました。避難誘導には消防団員、そして消防の野村支署や警察署の野村交番など、ご協力をいただいたわけですけれども、残念ながら野村地区で5名のとうとい命が犠牲となったことは事実であります。

今後検証を重ねるとともに、今回の災害の教訓というものを生かして、より早く、より正確な情報を伝達をさせていただきたい。そして、市民の方々の生命や財産を守るための検討というものを重ねていきたいと考えております。

あの時点では、私は市民の安全を第一に考えて判断した次第であります。テレビの画面からの私のその対応が不誠実なものであったのかなと、そういうご指摘であるのかなという、今のご質問に対してはそういうお答えを、それについては反省をさせていただきますし、改めさせていただきたいと思っておりますけれども、話しました内容につきましては、繰り返しになりますけれども、安全性を考えたその時点での私の考えを述べさせていただいたということになります。

以上でございます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

市長ね、我々は1時間しかないんですよ。答弁は簡潔に要領よくやってください。時間をとられたら私の質問ができなくなります。

去る7月9日野村中学校の体育館、住民説明会があり、私も皆さんのご意見を拝聴すべく参加をいたしました。正直言ってどの質問にも弁明の域を出ず質問者の方々、また会場の皆さん同様、私も不満とともに落胆の感を禁じ得ないのであります。

今回の災害は、要因は自然がもたらしたものでありますけれども、その経過と結果は人災であり

ますと言っても過言ではないと私は思っています。市民の声はまさに真の声、天の声であります。

以前も申し上げましたが市長あなただはですね、行政のトップであり、政治家の一面を持つとるんです。市民の生命、財産を守るためにその責務が課せられております。こんなことではあなたが言う、「暮らして安心が体感できるまちづくり」には到底及ばないと私は懸念をいたしております。

また、今回の対応に歯がゆく憤りを感じたのが支所の対応であります。

一例を挙げますと、孤立した地域に代替交通手段をとるよう、また、施設に避難された方々の不安を少しでも解消するため、食事の対応を進言しても、前段は3日目の朝やっと対応され、後段はニヤッと笑って、後から確認すると上司にも伝えていないのが現状でありました。まことをもって用を得ないというか、緊張感が希薄であり無責任きわまりなく、後で触れますが、公務員本来の奉仕の気持ちがみじんも感じられないのであります。原因はわかりかねますが、市長に気を使っているのか、はたまた失敗が怖いのか、自分に真面目なのか、全ての職員とは言いませんが、入庁の折、宣誓をしたことを忘れた職員が多くなったような感じがしてなりません。

ところで最近、田中総理の言動取り沙汰をされております。ご案内のとおりであります。これは最近失われつつあるリーダーのあり方を捉えているのではないかと私は思っています。数多く出版された語録の中に、一例を挙げるとある大臣の折、各省庁の眼鏡をかなった役人を集めて、国家国民のためであればすぐやりなさい、責任は私がとると。またこうも言っています。方針を示すのは政治家の仕事であり、役人は生きたコンピューターだと、方針を示せない政治家は役人以下だ。私はトップの心構えとしてまさにそのとおりであり、けだし名言であります。

そこで市長、あなたは先ほど発言いたしましたとおり、政治家の一面をも持たなければならないのであります。緊急時には責任は私が取るのと事前に申して、市民の安心・安全のためなら市長の決断を待たずに、即対応すべく指示をいたしておくのが市長の勇断だと私は思います。

そこでお伺いをいたします。

緊急時における各支所、支所長の役割と市長の

方針についてお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま小野議員から緊急時の対応でいろんな助言をしたけれどもそれが行動につながらなかったというお話を具体的なものとして、船、南地区のことであろうと思いますが、通行できなかつたときの海上輸送のことではなかろうかなと思うわけでございますけれども、私も透析患者さんの関係等のことを聞いておりました。日曜日のときに、透析患者の方は海上輸送をしたのではなかろうかなと思いますし、そして、消防署との連携のもとで、救急の状態のときに対応できるような、そういう準備をしておいて、3日目に一般の方を輸送、交通の手段として海上輸送をしたというのを聞いたような記憶がございます。そのことに対して、議員のほうからの質問に対して適格な判断ができなかつたということに対して、私の監督のいけない、不十分なところであつたかなと思って反省をいたします。申しわけございません。

そして、支所の支所長におきましては、各支所におきましては支所長が中心となつて、この西予市の広い土地、広範囲な地域でございますので、支所長が地域の中で、こういう災害を含めて、日常でもある程度責任を持ってやるよつという話はしておるわけでございますけれども、そのあたりのことが十分でなかつたのかなと思つて、今お話を聞いて感じているところでございます。

今後一層、そういう気持ちを今、議員が言われましたように、私が最終的に責任者でございますので、事前にそういう部下が働きやすい、そういう言葉かけとかそういうことができる人間となるよう、今以上に磨きをかけていきたいと思つます。

いろいろご助言ありがとうございました。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

今後一層の徹底を職員にお願いをしておきます。一部においてですね、このような不心得な職員がいるとですね、懸命に職務を遂行されて、不眠不休の中、疲労こんぱいの中で責務を遂行されたのがひしひしとわかるんですけれども、そつ

う不心得の方がおるとですね、やはり全体にとらわれがちなので十分注意をしていただきたいと思います。うものであります。

また、今後の市長の姿勢として、明治維新の礎となり、小松帯刀、西郷隆盛、大久保利通などの優秀な人材を輩出した薩摩藩77万石第11代藩主の島津斉彬の言葉の中にですね、「勇断なき人は事を為すこと能はず」という名言があります。市政の運営に当たっては、今後とも市長の勇断を強く希望いたします。

去る8月12日の愛媛新聞の社説の中の一説には、甚大な被害が出たことを受け、国や市には重い説明責任があり、時間をかけ、重ねて丁寧な説明を尽くさなければならない。また、浸水被害者の規模、場所を想定することができなかった。この水量を放流すればどのぐらいの水量がいつどこで発生して、どのような予想がされるのか、具体的な想定について関係機関は平時から共有しておかなければならないと報じておりました。

そこで、今回の災害を通じて反省と教訓についてお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

まず浸水想定についての関係機関の共有につきましては、野村ダム下流におきまして水防法において、国または県が指定する河川ではなかったため、浸水想定区域の作成はされておりましたが、今回の災害を踏まえて、浸水想定区域の作成に着手する旨の回答をいただきましたので、今後は国・県・市が、情報共有を図りまして、連携した中で対策が行えるようにしたいと考えております。

次に、今回の災害を通じての反省と教訓であります。自然の脅威というものに対する認識が私自身甘かったかなど。また、ダムの対応能力を過大評価をしていたのではないかと、心のどっかには西予のまちは災害が余らないという、強いまちだと思いついていた油断があったと思っております。

先ほども申しましたが、私は災害でも何におきましても第一義的に市長が責任がありますので、自分にあるということの自覚を持ちまして、自分を磨き上げていきたいと思っております。

ろであります。

そして、組織等におきましても、意思決定を体系的、そして専門的、市役所以外の方も支援してくれるようなそういう仕組みをより一層整えるとともに、いろんな場面で皆さんがわかりやすい表現で危機を伝える、そういう努力をしていきたいと思っております。それと、行政というものにはある程度の限度がございます。住民の皆様には自助・共助の力を高めていただいて今おるわけですが、これをより一層高めていただけるよう改善点を含めて、検証を進めて具体的な行動に移したいと、そのように思っている次第でございます。

ありがとうございました。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

先ほど市長の答弁で、るる反省の答弁がございましたけれどもですね、一つの反省として、先般8月24日記者会見、中村知事は、仮設住宅についても候補地を事前に想定していればもう少し早くできた。思いつきであれこれ言っても混乱するだけだと指摘をされています。今回、あらゆる範囲に周知を含め総合的な対策の構築を強く望むものであります。

次の質問に入ります。

あらゆる災害について、けが・病気・伝染病等、救命施設において特に重要なのが、病院もその一つであり、その中で、電気関係は病院の生命線であります。公共電源が切れても非常時電源の確保について完備をしなければならないのは衆目の一致したところではありますが、どのような場所に設置をし、どの程度の能力があり、何日使用可能か。これは私の認識不足で、当初市民病院といえは宇和・野村病院が総称して市民病院と判断しておりましたが、質問の意図するところは、救命施設、市立病院特に野村病院について、西予市民病院も含めて、緊急時の電気関係の対応であり、この点についてお伺いをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

改めましておはようございます。

小野議員からご質問のありました今回の災害時における市立病院の対応、特に電気関係について

お答えをいたします。

7月の豪雨災害の際には、幸いにも両市立病院ともに、施設そのものには被害はございませんでした。しかしながら、ライフラインである電気・水道・道路の被害によりまして、その対応が必要となったところでございます。特に宇和・野村間の主要県道が寸断されたことによる、両市立病院が隔日交替で行っていた市内の二次救急を県道復旧までの10日間、被災した職員がある中、関係職員の協力を得て、両病院がそれぞれ連日継続をいたしました。

また、野村・城川地域では野村変電所の浸水被害により大規模な停電が発生しました。地域全体の復旧は4日後となりましたが、電力関係者の懸命な復旧作業によりまして、野村病院においては翌日の夕方には復旧しました。その間、被災直後から非常用電源である自家発電装置の作動と発災日の夕方には四国電力の電源供給車両による電力の供給を受け、病院機能の維持に努めたところでございます。

今後、高い確率で発生すると予測される南海トラフ地震では、強い揺れにより、ライフラインの一つであります電力の供給が停止することが想定されます。両市立病院では、そのような非常時に電力供給がストップする事態に備え、施設設備の規模に応じた非常用電源装置を設置しております。

お尋ねのありました、その出力、設置場所、運転可能時間についてお答えをいたします。

まず、野村病院におきましては、発電容量300キロボルトアンペアのディーゼル発電装置を1基設置し、あわせて燃料として重油約3,300リットルを備蓄しております。発電機等につきましては病院に隣接した別棟の機械室に設置し、燃料タンクについては隣接の地下に設置をしております。運転可能時間は35時間ではありますが、給油することによりましてそれ以降も運転が可能となります。また、隣接してボイラー用の重油燃料タンク1万リットルがございますので、状況にも異なりますが、燃料不足時には転用によりまして3日間の運転は、施設内の備蓄燃料により可能と考えております。

次に、市民病院につきましては、発電容量625キロボルトアンペアのディーゼル発電装置1

基を設置しまして、あわせて発電燃料として軽油約1万3000リットルを備蓄しております。発電機等につきましては屋上に、また、備蓄燃料タンクにつきましては、屋外の地下に設置をしております。運転可能時間は3日間ではありますが、これも給油することによりまして、それ以降も運転が可能となるところでございます。

両病院ともに非常用発電設備を活用することによりまして、必要最低限ではございますが、医療活動に必要な機器のほか、手術室や院内照明、給排水ポンプ、空調施設、エレベーターなどを運用することが可能となっております。

なお今後は、今回の対応の検証と見直しを行いまして、両市立病院及び災害時における市全体の適切な保健医療の対応に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

ただいまライフラインのうち、電気関係につき答弁いただきました。

最低限と言いましたけれどもね、最低限ではいかんのですね。最大限いると思うんですよね。水の確保もさることですけれども、非常時電源で野村病院が35時間、それから、市民病院が3日間との答弁がありました。野村病院は、先の水害で私が聞いたところではもう限度ぎりぎりだったと。これ以上おくれたらどうにもならなかったという声が伝わってまいりました。

西予市民病院も含めて、道路が使用不能になった場合の補給はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長

山岡医療介護部長。

○山岡医療介護部長

非常用発電機の燃料につきましては先ほど説明しました燃料が備蓄されておりますが、あくまで非常用電源ですので、発災時には、先ほど申しましたように電力が回復するまでの間、電力会社の移動電源車からの電力供給を受けることも要請をして、また状況によりまして、先ほど言われました道路の寸断等で電源車の配備ができない場合は、あるいはその停電が長期化する場合は、非常

用発電機の燃料を市の対策本部から県を通じまして、県の石油商業協同組合や自衛隊などへの要請、協力を得て、空輸してもらわないといけないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

空輸と言いましたけどもね、重大災害の場合にはそのヘリコプターをどこへとめるか、その場所によってもとめれん場合があるんですよ。これ当初市民病院も屋上にヘリポートでもつくっておればよかったんですけど、これも後の祭りですので、そういうことも含めて今後は対策を練っていただきたいなど。やはり、これから起こりうるであろう南海地震またその他の重大災害、これは原発も含みますが、想定外以上の想定外の対応を必要だと私は思っています。

大きな2番目の質問に入ります。

日本国憲法の前段には、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあり、いわゆる国民主権がその本旨とともに理念となっております。そのことを踏まえ、当然、西予市の主権者は市民であります。そこでまずもってこのことを申し上げておき、質問に入ります。

西予市例規集第3章の服務規定で、西予市職員の服務の宣誓に関する条例を条例第35号で制定し、第1条から3条に規定をされています。2条では、途中からですけど、「私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること」を上級職員の前で宣誓をするのであります。また、様式1号は一般職員、2号は消防署職員でありますけれども、2条のここには、先ほど言いましたように「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前面において、様式1

号又は様式2号による宣誓書（に）署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」、このように条例化されております。

そこでお伺いをいたします。西予市職員の職務の宣誓に関する条例の周知と指導はどのようにされているのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの小野議員の西予市職員の服務の宣誓に関する条例の周知と指導についてご答弁申し上げます。

今ほど議員さんのほうからありましたように、一般職の地方公務員は地方公務員法第31条の定めによりまして、条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならないとされております。

当市におきましては、西予市職員の服務の宣誓に関する条例に基づきまして、採用時に宣誓書に署名してからでない職務に従事することができないといたしており、新任式におきまして、新採職員の代表が宣誓書を読み上げることにいたしております。これは全職員が行ってきた行為でありまして、それぞれの職員が全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することについて理解し、行動しているものと考えております。

職員の服務の遵守につきましては、機会あるごとに周知、指導をいたしてるところであります。残念ながら職員の不祥事が時々発生をしており、その点につきましては、深く反省するところではございますが、そのようなことが起こらないよう、今後も職員に周知、徹底してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

三好部長そうおっしゃいますけどもね、長年たつと初心はどっかへ飛んでいってしましましてですね、そういうのが昨今の現状が多々あるんですよ。

単純であり、肝心な質問になりますけれども、この宣誓はどなたに向けてするのかお伺いをしたい。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

市民でございます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

その通りなんです。

公務員は住民の公僕であり、その本旨に従って仕事をするのであって、やはり主権者は住民、西予市民です。そのことをよく肝に銘じて職務をしていただきたい。

私はですね、ここで一つ言いたいと思いますのは自衛隊はですね、朝礼の折、毎朝自衛官の心構えと宣誓を全員の前で行っております。その要旨は、「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、後段には、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえることを誓います。」このように宣誓をするのであります。このことも参考にしてですね、ぜひしていただきたいと思っております。

一昨日の野村支所長の答弁にもありましたが、消防団の方々は危険を顧みず救出、救命に従事をしていただいたことでありますけれども、遂行な行動にまことにたくましく心から敬意を表したいと存じます。

私が得に最近耳にいたしますのは、前段にも申し上げました、公僕に対する職員の意識が希薄しているということでもあります。役所のための役所、さらにいえば自分たちによる自分たちの勝手な判断による自分たちの行政でないのか。少子高齢化時代、独居老人、高齢化世帯の増加は、日に日に年々一途の増加の一途をたどるのは明らかな今日、地域の連携、コミュニティーの充実が最も大切である、共助の心構えが重要だと考えております。住民の気持ちが無視をされた事案を多々耳にいたします。

そこで、最後の質問に移りますが、憲法第92条では、「地方公共団の組織及び運営に関する事項は、地方自治体の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、地方自治法第1条では、「この法律は地方自治の本旨に基いて」とあり、組織及び運営に関する事項の大綱を定めており、さらに、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確立を図るとともに明記をされております。

私が過去においても再三発言をいたしておりますとおりに、突き詰めれば市政の進展、福祉の向上、民生の安定であります。

以上を申し上げましたが、地方自治は憲法やそれに基づく地方自治法に示されておりますけれども、ほとんどの自治体が地方自治法で記されていないのが本旨であります。その本旨について明確にさせていただきたいのであります、そこでお伺いをいたします。

地方自治体すなわち西予市における本旨の具体化につき、明文化の検討、またその条例制定の考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

地方自治の本旨の具体化につき、明文化の検討は、また条例制定の考えはあるのかのご質問でございますが、今ほど議員がおっしゃられたとおり、地方自治の本旨とは憲法第92条に定める地方公共団体の権能の法源となるもので、団体自治と住民自治の両方を含むものと解されており、地方自治の理念、地方公共団体のあるべき姿として、他から独立し、一団体としてみずからの意思により決定すること。また、その事務は、その住民の意思により処理されるものであるとされております。また、地方自治法第1条の定めにある地方自治の本旨も同義でございます。

このように地方自治の本旨の解釈は、一般的に確立し認められているものと判断をいたしております。これを明文化し、条例化する必要はないものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、公僕としての認識が希薄化しているのご意見もございしますので、職員に対し、改めて、全体の奉仕者としての自覚を促し、地方自治の本旨であります住民自治と団体自治の二つの原理がともに実現するよう、今後とも指導してまいりたいとこのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

住民はですね、行政主導のサービスの受け手であります。その意識が近年特に高くなっていると

私は思っております。何度も申し上げましたとおり、行政は地域を、そして住民を考えるのが主体であります。職員の事務担当責任者の三好部長がそういう答弁をされましたので、部長の熱意に任せて、再度明文化の要望はしませんけれども、やはり役所目線、教科書どおりでなく、絶えず市民の立場に立って地方自治の本旨を体し、職務に精励されんことを強く希求いたすものであります。

長期にわたり災害本部を立ち上げ、炎天下の中、不眠不休職務に従事されました職員の方々及び西予市消防団、特に野村方面隊の団員の皆さん、また、国及び県当局の並びに各自治体の方、自衛隊の方々に、さらにまた各地より駆けつけていただいたボランティアの皆様には、そのご労苦とご尽力、ご活躍を合わせば枚挙にいとまがなく、関係各位に対して、おくれませでありますけれども、心から重ねて深甚の敬意と感謝を申し上げる次第であります。

私は5、6年前のある会議で、以前は、災害は忘れたころにやってくると言われていたが、近年は毎年やってきて、その被害は年を追うごとに甚大になっていると発言をいたしました。事業ベースを上げるよう要請をしたことを思い出す。

余談ですが、その翌年、予算が計上され、その後、雨水公共下水道事業と国の補助対象が変わりましたが、今年度も当初予算で4400万円計上されているのが三瓶町の雨水公共事業であります。まことにタイムリーで、当を得た当時の担当者の対応でありました。事に当たっては、ちゅうちょなく万全にも万全を期さなければなりません。

市長にはこのたびの災害の復興・復旧のため、その責任は大変厳しく、また一面では、夜も眠れないほど耐えがたいときもあろうかと推察をいたしております。しかし、あなたが立候補したのは、それも覚悟の上での市長への立候補でありました。私はそのように思っております。正義と道義を持った市政の遂行をしていただきたいと思えます。

末尾になりましたが、松は小金緑なり、竹に上下節あり。これは、白石元知事の言葉であります。このことは、人間社会の本質は、今も昔も全く変わらず、行政の本質、本旨も、古来より、松の緑のごとく、今もまた将来も変わるものではないと思えます。このたびの災害を大きな、また、

とうとい教訓といたし、竹のごとく1年1年節目を重ねていただき、西予市があらゆる困難にも対応できるよう、強くたくましい行政運営を構築していただきたい。そのためには、不肖、私も大変微力ではありますが、努力と協力は惜しまない覚悟であります。

以上、苦言を数多く呈しましたが、これひとえに西予市のために、ひいては西予市民のためであります。また、以前申し上げましたとおり、あなたが三代將軍家光のようになっていたかためこの老骨にむち打っての一般質問でございました。ご理解を賜れば大変光栄に存じます。

以上で、今回の質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時03分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時15分）

次に、議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

（日程2）

○議長

日程第2、議案第100号「西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」及び、議案第101号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第100号は厚生常任委員会へ、議案第101号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

（日程3）

○議長

次に、日程第3、議案第102号「愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第102号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第103号「市道路線の変更について」から、議案第105号「市道路線の認定について」までの3件を一括議題といたします。

これより3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第103号から議案第105号までの3件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案106号「西予市営土地改良事業の施行について」及び議案第107号「西予市営土地改良事業の施行について」、2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第106号及び議案第107号の2件は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君

補正予算書20ページになりますが、4款衛生費、2項清掃費のところなんですけども、被災建物解体撤去支援事業のことなんですけども、今実際、野村のほうで解体事業に取り組もうとされておりますが、その解体の内容が非常に細かく分け

ないと解体ができないというところで業者のほうで非常に困っているということをお聞いております。

この事業におきまして、どういう解体のやり方になるかということをお聞きしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

ただいまの井関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

被災家屋の解体につきましては、公費解体ということで申請のありました被災された方から申請がございましたら、市と業者で契約をいたしまして、業者のほうで市の発注のもと解体することとなっております。解体につきましては、先般、該当する業者の方々にお越しをいただきまして、説明会を開催をさせていただいております。最終的に処分するときには、ごみのほうの分別が必要となつてまいりますので、それぞれ種類によって、できれば現場で分別をした上で、仮置き場を野村ダムの駐車場を用意しておりますので、そちらに持ってくるような形にさせていただいております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

その現場で分別をするというのが非常に細かく分かれていて、これを行う業者のほうで本当に今困惑しているという状態で手を上げるのもやめようかなというような意見がかなり出ておりますので、その辺もう少し融通をきかしてある程度状態で持っていったものを集める、その今野村ダムと言われましたが、そちらのほうで分別をさせていただくような方向じゃないと、なかなかこれ解体が進まないんじゃないかなと思うのでその辺をよろしくお願ひしたいというのが1点と。

それから解体順序についてお聞きしたいんですが、やはりその場所を解体されて、それからそこに家を建てられるという方々から順番に解体を進めていってほしいというのがあるんですが、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

解体の順番ということでしたが、このたびの対象が半壊以上ということに拡大されております。当初は、制度では全壊まででしたが、半壊以上も対象となっておりますので、半壊の場合には、被災者の方によってはですね、修理をしてそこに住むという方もいらっしゃるかと思えます。ですので、被災者の方がまずはどうされるのかというところを判断していただいた上で、取り壊すのであれば、公費解体で申請をしていただいて、解体をさせていただいた後に、建て替えていただくという形になろうかと思えます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

当然そうだと思うんですけども、私が申しましたのは、解体されても家を建てられない方もございますので、そういう方ではなく、建て替えをされる方を早めにやってほしいなということで質問させていただいたわけなんですけど、よろしくお願ひしたらと思います。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

どうもすいませんでした。

申請を受け付けた順番で書類をチェックさせていただいて、既に33件の方の書類審査は終了しておりますので、その方々から順番に業者のほうと契約をさせていただいて、随時進めさせていただきたいと思っております。

これもやはり、先に申請した方が後回しになるということになると、またいろいろと不都合も出てくるのではないかと考えておりますので、申請のあった方から早急に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今の井関議員の質問にちょっと関連なんですけれども、私も同じような状況を聞いておりました、国というか、国会議員のほうにちょっと確認

をしました。

そうしたら、今回のこの被災に対する処理は、もう全国からそういういろんな分別が大変なのだというを受けて、もう一緒にいいですよってということで予算が出ているというふうにお聞きをしとるんですけども、もう1回県なのか国なのか、今のこの予算のつき方がどういう方法で、例えばごっちゃにすると単価が上がるとかそういうのもあるかもしれませんので、再度ちょっと確認をしていただきたいなと思えます。

所管外なんでちょっと質問させていただきました。

○議長

藤井生活福祉部長。

○藤井生活福祉部長

私どもは分別をしてからということで進めていくようにしておりますので、今二宮議員からもご意見いただきましたので、再度その点をご確認させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

先ほど精いっぱい質問したのでども乾いておりますけれども、二宮議員もされましたので、所管外ですので質問をさしてもらいますけれども、お聞きしますとですね、業者の中には仕事がないというふうな業者もあるやに聞いとるんです。そんなことはないがなと思うんですけども、どうもそういうらしいです。

そこをお願いをしとしますが、まず発注は地元業者を中心にされるのは当然だと思います。下請についてもできるだけ地元業者を優先をしていただきたい。さらにまた、これは家を建てるにしても、できるだけ地元の業者、材料も地元の産材、これを使用させていただくように関係部課長においては、指導をしていただきたいなとこのように思えます。

○議長

小野議員、答弁は。

小野正昭君。

○17番小野正昭君

期待をしている業者さんもおりますので、ぜひ答弁を関係部課長からお願いします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

実施事業者につきましては市内事業者を主体として実施してまいりたいと考えております。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

予算書の23ページでございますが、教育費、小学校費、小学校施設修繕事業で751万4000円とあわせて、教育費、中学校費ということで中学校施設整備修繕事業435万3000円と、先月28日に財政課長さんのほうからこの説明の中では、それぞれ老朽化したブロック塀を1校ずつ小学校1校、中学校1校をブロックの撤去をするという説明があったわけですが、これ今から40年ほど前の昭和53年に宮城県沖地震というのがありまして、ブロックを中心として倒壊しまして、死者は全体で28名の中で18名、64%の方が門柱とかブロック塀の下敷きでなくなっておりますが、こういうものを受けて、建築基準法がその後改正された結果、そういう成果があったのかどうか、教訓が生かされたのか、ことしの6月18日の大阪北部地震では、通学途中の女兒が、4年生の女兒が圧死しております、1名だけでございますけれども。これを受けて文部科学省のほうからブロック塀の、小学校・中学校のブロック塀の緊急一斉点検の指示が来たと思っておりますが、要請があったと思っておりますが、そういう中でですね、西予市では緊急点検やられたと思っております。ですから市内の小学校、中学校のそういう緊急点検をされた結果はどうだったのか。

そしてまた今年度小学校、中学校1校ずつと言われますが、どこの小学校、中学校なのか。

それから、そういう点検結果を受けてですね、今後そういう危険なブロック塀を撤去する年次計画といいますか、解消を目指して、危険解消を目指しての年次計画があれば、そのへん説明を願ったらと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

それでは中村議員のご質問にお答えいたしま

す。

1点目のブロック塀のある学校名ということでございますが、小学校では野村小学校に3箇所、そして宇和町小学校に1箇所ございます。それと中学校には三瓶中学校に2箇所、そして宇和中学校に1箇所ということで、合計4校で7箇所ございます。

先ほども言っていただきましたけれども、緊急にブロック塀の調査をせよということで県の教育委員会から指示がございまして、西予市もしております。ブロック塀の緊急調査ということでございますけれども、これは点数化によって危険度を判断するというブロック塀の点検・調査というのを行っております。この中身は建築後の年数とか塀の高さ、そして厚み、あるいは鉄筋の有無など、17項目の調査によりまして、70点以上が安全、そして69点から55点が一応安全、54点から40点が要注意、そして39点以下が危険という4区分に分けるものでございました。

先ほど申しあげました市内の4校7箇所のブロック塀は、安全というものが1箇所、そして一応安全というものが6箇所という結果ではございました。ただ、既に建築後40年程度経過をしておりますので、老朽化もしておりますので、今回ブロック塀を撤去し、かわりにフェンス設置を行うという予算を野村小学校の3箇所、それとあと、三瓶中学校のブロック塀99.6メートル1箇所を予算化させていただきます。

なお、今回調査したブロック塀の中には、既に今年度予算を流用させていただきました、対応しているものが1箇所ございます。三瓶中学校の自転車置き場にありましたブロック塀に控え壁がございませでしたので、もうこれは既に8月に撤去しております。

それとあと、今後の計画といいますか、ほかに危険なものをどうしていくのかというようなご質問でございますけれども、一応流用等で対応しております、今回の補正で一応大丈夫ではないかというふうな判断をしておりますが、今後、やはり今年度、そしてひよっとすると来年度の当初予算等で、このブロック塀の中でもれとるようなものも順次整備して、できるだけ早く安全性を確保していきたいと思っております。そして中には三瓶小学校のようにブロック塀ではなく、老朽化したコン

クリーン塀というのもございますので、こういったものもあわせて、できるだけ早く安全なものにしたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ありがとうございました。

ことしの6月18日の大阪北部地震ではですね、小学校4年生の女児が圧死したのは、通学途中の小学校のプールのブロック塀が通学路に落ちてきたということございまして、学校のことは今伺ったわけですが、通学路については点検はどういうようなことになっておって、その対策はどうなっているのでしょうか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

ただいま通学路についてはどうなってるかというご質問でございましたけれども、現在各学校から通学路にございます主なブロック塀について報告が上がってきているような状況です。

今後、技術的な知識を持つ職員と教育委員会の職員で確認する予定でございます。ただ危険と判断された場合ですけれども、これは個人所有のものもあるのではないかとこのように思いますので、そういった場合、その通学路の変更が可能かどうか、あるいは持ち主の方をお願いしてちょっとそこら辺の危険ですよというような張り紙をですね、さしていただくとか、そういうことは今後対応していきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

関連してになりますけれども学校以外の市管理施設ですね。これにもブロック塀が使われておると思いますが、学校以外のブロック塀などの調査状況といいますか、どうなっているのか。

また、民間のですね、公衆用道路に面したところですね、公衆用道路に隣接しておるようなブロック塀についてですね、調査はどうなっているのか、その辺の合わせての進捗状況がわかればわかる範囲で説明願ったらと思います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの公共施設のブロック塀の点検についてのご質問にお答えをいたします。

6月の25日に全それぞれの所属に対しまして、公共施設のブロック塀の点検の指示を行い、そのあと、財政課のほうから本会議に予算計上が必要である部分につきましては、要求するように所属長を通じて指示をいたしたところであります。

その結果、全施設でございますけれども、今ほど教育部のほうからありました学校施設も含めまして132件ございました。そのうち撤去等対策の必要がある施設につきましては36件ございます。そのうち今回補正予算で13件計上させていただいております。残りの23件につきましては、現予算で今年度中に対応するという運びとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

民地におきますブロック塀の点検状況でございますけれども、市といたしまして民地のブロック塀点検は実施していないところでございますが、簡単にチェックができるブロック塀の点検表がございますので、民地の部分に設置されているブロック塀につきましては、また建設課のほうにお問合せをいただいたら、点検表の説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第108号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、議案第109号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」から、議案第118号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

西予市水道事業会計補正予算（第3号）のページの10ページでございますが、水道事業の中でですね、財政課長さんのほうから説明があったのは、10ページの車両及び運搬用具費1480万と。これは給水車を購入すると、1台購入するのだと思いますが、これについてですね、確かに給水車はことしの2月の寒波のとき、今回の大災害を受けての水道施設の被災等に伴って、これ給水車は、非常に水というのは電気と水というぐらい市民生活にとって大変重要なものがございますので、大変時宜を得たいいいことではないかと思いますが、やはりちょっとお尋ねしたいのはですね、こういう購入に当たっていきなり購入になったのかどうか、リースというのは考えられないのかですね、また給水車自体の購入したいという給水車の概要、規模概要ですね、そういうもの。それからこの近隣の南予の、この近隣の市ではですね、給水車の配車状況といいますか、そういうのはどうなっているのかなと。こういう点についてお尋ねいたします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

今お尋ねがございました給水車の導入について答弁をさせていただきます。

給水車両につきましてはリース運用、リースとしての車両がないというような状況でございました。

また、今回導入いたします給水車につきましては、タンク容量が1,500リッターの給水車を導入する予算を計上させていただいているところでございます。

また、各近隣市町におきます給水車の所有状況でございますけれども、松山市が給水車2トン車でございますが、2台所有されておられます。今治市が2トン車を1台、宇和島市が2トン車を1台、四国中央市が1.7トン車を1台、新居浜市が1.5トン車を1台、愛南町が3トンタイプを1台、それぞれ所有されている状況でございます。この資料が29年度資料になりますので本年度導入されているところがありましたら、その分は不明

のところがございますのでその点をご了解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

南予の各市町もけっこう給水車が配車されているのかなという気がしたところでございます。今後ですね、2月の災害の時には、寒波のときには各市から給水車応援いただいたわけですので、できるだけ早く導入されたら、今後はですね、また西予市もお返しにしっかりと応援をしていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第109号、議案第111号から議案第113号及び議案第118号の5件は厚生常任委員会へ、議案第110号は総務常任委員会へ、議案第114号から議案第117号の4件は産業建設常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

（日程8）

○議長

次に、日程第8、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております認定第1号については決算審査特別委員会へ付託いたします。

（日程9）

○議長

次に、日程第9、認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件を一括議題といたします。

これより本案11件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第12号までの11件については、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、各常任委員会については最終日の本会議において、特別委員会においては第4回定例会初日の本会議において、委員会審査の経緯と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

本定例会は、大災害の復旧・復興を目指し、対応する予算が大であります。各委員会において、早期の復旧・復興につながる審査を切に希望をいたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時46分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時50分）

お諮りいたします。

ただいま信宮徹也君から提出されました決議案第2号「生活再建支援分譲地購入に伴う補助金交付に関する決議案の提出について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長

追加日程第1、決議案第2号「生活再建支援分譲地購入に伴う補助金交付に関する決議案の提出について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2番信宮徹也君。

○2番信宮徹也君

決議案第2号「生活再建支援分譲地購入に伴う補助金交付に関する決議案の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨は、西予市でも未曾有の大災害をもたらし、市民の生活基盤に多大な影響をも

たらしました。災害発生から間もなく2箇月を迎え、仮設住宅への入居も開始されましたが、住居再建に向けたさらなる支援が求められております。

しかし、被災者の中には、災害に遭った場所での再建は困難との判断から、別の場所での再建を検討されている方もおられますが、土地の取得や金銭面の理由により困難な状況となっております。

当市では、市内に土地開発公社が所有している分譲地が多数存在しており、今回の豪雨災害により住家に被害を受けられた方に対し、生活支援分譲地購入補助金を交付し、早期の生活再建に向けたさらなる支援をされるよう要望するものです。

決議案はお手元に配信のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

ただいまの決議の案というもの読まさせていただきましたわけですが、この趣旨、いわゆる被災された方を支援するという大きな趣旨では、私賛同するわけですが、やはり80区画あると言いますけれども、残っておところが80区画があると聞いております。やはり市としては土地開発公社でこれだけの売れてない土地を抱えているということで、何とか早く処分するということについては、財政的な面からも大変いいことではないかと思えますけれども、やはり一方では既に被災された方が野村地区の集団移転対象の地区とそれ以外の1戸ずつ被災された人が、集団移転対象外の方が大体どれぐらいおられるのか、きのう、きょうですか、全壊が279戸、大規模半壊が145戸、半壊が366戸ということで、非常に多いわけですが、80区画と言いましても、市内に散在しておりますわけですが、こういうところですね、もう既に民地を購入して移転されておられる方も既におられるんじゃないか。そしてまた、いろいろ市外の被災者を一方では市外の被災者、大洲市とか宇和島市の被災者がこういう土地を求めて、人口

増につながるわけで非常にいい計画かなというようにも一方では思いますし、非常にいろいろな考えてみますとですね、土地購入だけではなくて、上、建物があるわけですので、土地だけじゃなしに建物も補助してほしいというような考えも出てきましょうし、後々はそれ転売禁止とか、いわゆる登記簿上のそういういろんな特約条件もつけないかん、いろいろこうせないかんこと、いろいろ考えられることがいっぱいあるわけでごさいますでですね。

そういうことを考える、しっかり考えていただいて、民業圧迫にもならないというような形、民間の宅地分譲業者の圧迫にならないようにも考えないかんし、そういういろんな角度から十分検討していただいて、もし実行するということになればですね、そういうことの詰めを十分お願いしたいなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長

中村議員答弁はよろしいですか。

○14番中村敬治君

答弁はそういう点についての。

○議長

信宮徹也君。

○2番信宮徹也君

改めまして申し上げますが、今回の7月豪雨においてたくさんの住宅が被害を受けております。

朝の一般質問の総務部長の答弁にもありましたように、全壊から一部損壊まで1,200以上の被害を受けております。

これらの方々を支援するためにもスピード感を持って、できれば今会期中に予算化をしていただきたい。

中村議員の質問にありました、ほかの地域、宇和島市、大洲市でも被害を受けておられる方がいらっしゃいますが、その方々も含めまして、制度設計の中で、土地開発公社と行政のほうで検討していただいて決めていただきたいと思っております。

○議長

以上で、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

決議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ちょっと反対の立場で討論させていただきます。

○議長

まず本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

○15番二宮一朗君

ただいまの生活再建支援分譲地購入に伴う補助金交付に関する決議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど中村議員の質問にあったのと趣旨はほとんど同じなんですけれども、今回の被災者に対する国からの補助金、県からの補助金等がまだはつきり確定をしていないこと、また、大きな被災地である野村地域が集団移転を含めた再建に向けてのめどが立っていないこと、何よりも議会内の今回のタイムスケジュールが余りにも早急であって、私自身は一昨日初めてこれを聞かさせていただきました。

先ほど発議である信宮議員のほうからスピード感を持ってということもありましたけれども、もちろんそれも大切かと思いますが、今回の会期、休会も含めてまだ数日あるわけです。その中でもっと議員同士で議論をしていくべきじゃないかという思いがあります。

もとより、先ほど中村議員が言われましたように生活再建支援に対しての思いは、ほかの皆さんとも一緒ですけれども、そういうタイムスケジュールで西予市議会として決議案を出すからには議員としての反対と意見を言わせていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論はありませんか。

16番兵頭学君。

○16番兵頭学君

ただいまの補助金交付に関する決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の災害で野村町民、特に野村町民ですが、の方から話を何度かお伺いしました。今の被災した土地で再建するつもりはないと言われる方がかなりありましたが、一方で、私はここにまた住み続けますという方もいらっしゃる、先ほどから出とります集団移転の話も国が決めとる基準からいきますと、その地域全体が避難しなければならないという基本がありまして、飛び飛びではなかなか集団移転の条件に当てはまらないというのが現状で、その点によって、なかなか集団移転が難しいという現状になっております。

また、今ほどの議論という話がありましたが、これは議会の発議であって、これから土地開発公社並びに理事者が決められることでもあります。

本当に先ほどからの一般質問の中にも、今回の仮設住宅、一昨日から入っていただくようになりましたが、2年間いうのはあつという間ですし、その間に土地を購入し、また家を再建される方もあります。そういった意味でも、この提案が一つの、言うたらきっかけになって、こういう案もありますよという提案でございます。

ぜひともこういった方の目安になるような、目的にできるような、議案でございますので、皆さんの貴重な意見を賜るのは当然ですけど、ぜひともこういう思い、責任感を持って、賛成の意をしたいと思っております。

ぜひとも皆様のご同意を得られるようお願いしまして討論とさせていただきます。

○議長

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

決議案第2号「生活再建支援分譲地購入に伴う補助金交付に関する決議案の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

着席ください。

起立多数であります。よって、決議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。9月19日は、午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時05分

第 4 日

9月19日（水曜日）

平成30年第3回西予市議会定例会会議録(第4号)

- | | | | |
|----------|------------------------|---------|-------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年9月19日 | 野村支所長 | 土居真二 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 城川支所長 | 篠藤義直 |
| 1. 開議 | 平成30年9月19日
午前10時00分 | 三瓶支所長 | 中須賀敏幸 |
| 1. 閉会 | 平成30年9月19日
午後0時07分 | 消防本部消防長 | 佐藤克也 |
| | | 総務課長 | 山住哲司 |
| | | 財政課長 | 宇都宮明彦 |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 医療介護部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布二夫 |
| 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 教 育 部 長 | 高 橋 司 |
| 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程			業会計補正予算（第3号）
1	議案第100号	西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	議案第118号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
	議案第101号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	陳情第 1号 住宅宿泊事業法の条例化についての陳情
	議案第102号	愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について	追加 議案第119号 野村学校給食センター新築工事変更請負契約について
	議案第103号	市道路線の変更について	議案第120号 野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について
	議案第104号	市道路線の廃止について	議案第121号 野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について
	議案第105号	市道路線の認定について	議案第122号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第6号）
	議案第106号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第123号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第107号	西予市営土地改良事業の施行について	議員派遣の件について
	議案第108号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）	
	議案第109号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	
	議案第110号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	
	議案第111号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
	議案第112号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
	議案第113号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
	議案第114号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	
	議案第115号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	
	議案第116号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	
	議案第117号	平成30年度西予市水道事	

	本日の会議に付した事件		業会計補正予算（第3号）
1	議案第100号 西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	議案第118号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
	議案第101号 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	陳情第1号	住宅宿泊事業法の条例化についての陳情
	議案第102号 愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について	追加 議案第119号	野村学校給食センター新築工事変更請負契約について
	議案第103号 市道路線の変更について	議案第120号	野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について
	議案第104号 市道路線の廃止について	議案第121号	野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について
	議案第105号 市道路線の認定について	議案第122号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第6号）
	議案第106号 西予市営土地改良事業の施行について	議案第123号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第107号 西予市営土地改良事業の施行について		議員派遣の件について
	議案第108号 平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）		
	議案第109号 平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）		
	議案第110号 平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）		
	議案第111号 平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
	議案第112号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		
	議案第113号 平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
	議案第114号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）		
	議案第115号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）		
	議案第116号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）		
	議案第117号 平成30年度西予市水道事		

開会 午前10時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。先般、小野正昭君から9月5日の会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、お手元に配信の発言取消申出書のとおり取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、小野正昭君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第100号「西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第118号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの19件、並びに陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。

信宮徹也君。

○信宮総務常任委員会委員長

それでは総務常任委員会審査報告を行います。

去る9月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案2件について、9月7日に審査を行いましたので報告します。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案2件はいずれも原案のとおり可決決定いたしました。

そのうち、議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)」の総務常任委員会所管分について抜粋して報告いたします。

今回審査した補正予算の大部分は、7月豪雨災

害関連の予算でありました。

総務課所管分では、一般管理費の借上料29万2000円は、7月豪雨により三瓶町の南地区において、国道378号が迂回路を含めて土砂崩れ等によって通行止めとなり、孤立状態となった地区住民の通勤・通学、または通院等のため、7月9日に船3隻を借り上げて、朝夕の時間に住民を運んだ、そのときの経費であり、翌7月10日には、国道378号が通行可能となったため、1日のみの経費であるとの説明に対し、災害時の船舶の利用がいつも言われるが、一昨年の明浜岩井地区の災害にも、船舶の利用の話が出てもすぐに対応できなかった。これについて、災害時に船舶の利用が即できるような災害協定などを今後、団体と結んで、陸路が走れないときに海路で走るような運搬・輸送ができるような対策をとるような考えはないかとの質疑があり、そのような想定は十分考えられる。今回の災害を受けて検証しているところである。今後の災害において、災害協定を結ぶよう要請をかけていきたいとの答弁がありました。

また、災害時には、かなり人件費が膨らむことが想定されるが、その中で、今政府が実施している働き方改革に対する指導はどのような点を留意しているのかと質疑があり、働き方改革等、本年度人事担当で予定をしていた取り組みは、現状でこれだけの業務が膨らんでいる中では、その実施は難しいという判断をしており、先般も各所属長に通知し、今年度の働き改革に伴ういろんな取り組みは中止としている。ただし、部署によっては業務など落ちついているところも見受けられるので、可能な範囲で、働き方改革につながる取り組みについては、それぞれ考えて実施するよう通知をしているところであるとの答弁がありました。

税務課所管分では、税務総務費の補正額134万4000円については、平成30年7月豪雨災害に伴う被災家屋の被害認定調査及び被災証明書の交付に係る経費として通常予算から支出したため、通常予算の補正及び災害関連の支出予定の経費を補正する予算を計上するものであるとの説明があり、被災証明発行のための被害調査は、建物被害調査等については税務課だけで行うのか、建設課等も一緒に行うのか。こういった内容かと質疑があり、被災証明を発行するために、被害認定調査と

いうものを行う。この調査は、行政の職員が行う調査になっており、建設課の技師及び税務課の職員で被災証明のための調査を行っている。地震等の災害の場合は、被害建築物対応危険度判定という調査があり、それについては、建設課の中で資格を持った職員が対応するが、今回は行政職員が行う家屋の被害認定調査のため、建設課の職員と税務課の職員が行ったとの答弁でした。

また、被害調査をした結果に対して、住民からの意見はあったのかという質疑があり、建物の中で、家財等が被害を受けられたところについては、同じような被害の状況だと思われるが、建物の木造・非木造の構造により調査内容が変わるため、その関係で、結果に不満があったことは聞いているとの答弁がありました。

さらに、被害調査に対する異議申し立てはいつまで認められるかとの質疑があり、既に異議申し立てがあったところもあり、その家屋については、2次調査ということで再度調査を行い、被災者の方に理解をいただいている状態であり、税務課としては今のところ期限を設けてはいないとの答弁がありました。

また、きちんと一人ひとりの方に寄り添った説明や、不満がある方にはその内容の説明など、安心できるようなきめ細やかな対応をお願いしたいとの要望がありました。

最後に、義援金について今どれくらいの金額になっているかとの質疑があり、9月6日8時30分時点で2億9147万883円であるとの答弁でした。

まちづくり推進課所管分では、卯之町はちのじまちづくり推進事業で、市としてSPC（特定目的会社）に対してのチェックはどのようなところでチェックをかけていくのか。最初の予定から見ると変更点は、今回の跨線橋みたいに出てくると思うが、そういうチェック体制ができているのかどうか伺いたいと質疑があり、常に工程会議等で市の部局等も参画してチェック体制はとっていききたいと思っている。進行管理については、今後、委員会等もあるので、その中で、今後の経過報告等は順次行っていきながら厳しくチェックをしていきたいとの答弁がありました。

また、地域振興費の負担金補助及び交付金に関して、増額分として、平成30年7月豪雨により被災した集会所について、改築及び改修の補助事業

における1512万8000円を増額している。現行の補助要綱では、補助率が2分の1となっており、改築・改修には地元負担を伴うものとなるが、今回の補正は、この災害を限定的な特別措置として10割補助として、要綱を一部改正して、地域コミュニティの拠点復興への支援としていきたいとの説明があり、その対象となる集会所はどこになるかとの質疑があり、全壊については平治集会所、三島集会所、大規模半壊が新町集会所、半壊が板ヶ谷集会所、そして、床下が本町三丁目集会所と予子林のふるさと館の計6箇所について想定をしているとの答弁がありました。

財政課所管分では、今回の災害で、いろんな経費が要るわけだが、今度東南海地震が起きた場合には、今回の災害以上に海岸端が傷むので、いろいろとお金が必要となるが、その工面などは準備ができており、財政調整基金で十分賄えることができるのかとの質疑があり、今回の豪雨災害復旧・復興予算の財源として、財政調整基金を32億円程度取り崩して、予算ベースで約90億円の予算残高となるが、激甚災害として指定されていて、特定地方公共団体の指定が決定すると国庫補助金が1割か2割程度かさ上げされ、それにより、かなり財政調整基金は取り崩しが減ると思う。また、現在愛媛県を通じて有利な地方債の財源確保にも努めているので、地方債のほうも有利な地方債を借りて、後年度の元利償還金に対する普通交付税措置がされるので、財政調整基金の取り崩しはある程度減っていくと思われる。今後3年間かけて、復旧・復興事業を行う計画であるが、その間、財政調整基金もある程度は積み立てを考えているとの答弁でした。

また、国においても1年に2箇所か3箇所、多いときには4箇所ぐらいの大災害が起きており、日本が災害大国になってきている。日本の至るところで大災害が起きるので将来は国も当てにできない状態になってくると思われる。西予市も必要のないものは削って財政をきちんとやっつけていかないと市民が不安になるのではないかとの質疑があり、確かに、今後そういった厳しい状況があると思うので、今実際に事務事業等の見直しも進めているし、特に、基金のほうは今回は財政調整基金と災害対策基金で対応しているが、西予市はほかにも目的基金があるので、こういった基金につい

でも、今後、条例等改正できれば、災害復旧等に充当ができるので、目的基金も今後はそういった活用も考えており、特に歳入のほうも、市有地等の未利用地等がかなりあるので、その辺も売却して財源の確保に努めていきたいと考えているとの答弁がありました。

教育総務課所管分では、大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀の倒壊事故を受け、市内小中学校のブロック塀について安全性が確保されているか建築基準法に基づき点検をした結果、修繕する必要がある箇所があったため、補正予算を計上するものである。小学校施設修繕事業751万4000円は、野村小学校のブロック塀撤去及びフェンス設置に係る工事請負費を増額補正するもので、中学校施設修繕事業435万3000円は、三瓶中学校のブロック塀の撤去及びフェンス設置に係る工事請負費を増額計上するものであるとの説明があり、新しく設置するフェンスは場所によって違うのか。どういうフェンスを設置される予定なのかと質疑があり、今のところどちらの箇所においてもほぼ同様な金属のフェンスを基本的に考えているが、詳細については、学校側と協議していきたいとの答弁でした。

また、通学路も大人が見た目線と子どもが見た目線では脅威が違うと思うが、子どもたちがそこを通うのに、大人だけの目線で確認していいのか。学校関係者と子どもの中の代表とで話し合うようなこともされたらどうかという質疑があり、現在、学校から通学路に危険なブロック塀がないか、教育委員会に報告を受けているが、学校長にも子どもの目線と大人の目線の違いということも含めて通知をしたいとの答弁がありました。

また関連質問として、今回の災害を受けて、西予市が今年度当初予算の中に組み込んだ予算の説明で、2年または1年の繰越事業がかなり出ており、小中学校の空調工事を1年先送りするというような説明があったが、先送りになった経緯はどの質疑があり、エアコン設置に関しては、工事を行う必要のある教室がかなりの数になり、財政負担が大きいと、文部科学省の学校施設環境改善補助金を要望している。これは事業費の3分の1を補助するものであり、昨年要望していたが採択されなかったため、今年度の当初予算計上には至らなかった。公立学校のエアコン整備率調査は3

年に一度行われているが、全国平均は41.7%、愛媛県が13.2%、西予市では10.2%という大変低い状況である。この夏は連日のように猛暑が続き、7月17日には、愛知県の豊田市で小学校1年生男児の熱中症による死亡事故が発生しており、学校のエアコン整備は全国でも大変関心が高まっているとは認識をしている。西予市でも子どもたちが適度な室温で授業が受けられる環境を一刻も早く整える必要があり、豪雨災害に対する生活再建や復旧事業も大事ではあるが、それと同様に優先度の高いものだと考えている。このことは、本日、本日というのは委員会当日ですが、市長と教育長が文部科学省に陳情に行っているので、財源確保ができ次第予算化したいと考えているとの答弁があり、補助がつかなかった場合でも、来年度はぜひ西予市全域に、西予市単独でも構わないので、設置できるような取り組みをこれから検討していただきたい。基金総額で約140億足らずあり、取り崩してでもできると思うので、ぜひ予算計上をお願いしたいとの意見がありました。

生涯学習課所管分では、公民館費、補正増額96万3000円計上の内訳は、多田公民館維持管理事業において、ブロック塀の一部取り壊し工事費が53万8000円。これは大阪府北部を震源とする地震後のブロック塀点検に基づき安全対策が必要と判断されたもので、多田公民館別館の敷地三方を取り囲むブロック塀につき、現状3段から6段のブロックを2段に低層化するための工事費となる。もう1件は高川公民館維持管理事業において、浄化槽のくみ取り清掃手数料が42万5000円で、今回の豪雨災害において、公民館敷地内の浄化槽が浸水し、河川から泥水が流入したため、内部にたまった土砂を取り除く必要が生じたものであるとの説明がありました。

スポーツ・文化課所管分では文化財保護費で、農業水産課が所管する宇和町岩木地区ほ場整備事業計画において、ほ場整備予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法に基づき試掘確認調査が必要となり、試掘確認調査に係る経費109万9000円を増額計上するものと、体育施設費で7月豪雨災害により明浜運動場町民グラウンドに河川の氾濫や園地の土砂により大量に土砂が流入したため、土砂撤去に係る経費77万8000円を増額計上するものとして、そして、社会

教育施設災害復旧費で、7月豪雨災害により城川運動公園敷地内市道の暗渠が土石流により封鎖され、駐車場表の水路に大量の土砂が流れ込み、水路を封鎖したため、土砂撤去等に係る工事請負費358万6000円を増額計上するものであるとの説明がありました。

消防総務課所管分では非常備消防費の補正額1038万円を、増額は49万5000円を、備品購入費の機械器具費に充て、消防団員の安全確保のための装備品、反射チョッキ80着を購入する事業で、来年度に88着を整備する予定としており、全体では168着を整備する計画である。

また、消防団管理運営事業における災害出動危険手当の補正で、これは平成30年7月豪雨に係る警戒活動、土のう積み、避難誘導、被災後の緊急車両進入路確保及び二次災害防止のための瓦れき撤去等に要した消防団3,954人分の災害出動危険手当988万5000円を計上したものであるとの説明があり、西予市全体から多くの消防団が出動していたように聞いているが、出動手当は野村地域だけということかとの質疑があり、今回の出動手当については、野村地区での瓦れき撤去等に要する出動も含め、西予市全体の消防団の出動手当となっているとの答弁がありました。

議会事務局所管分では、今回の補正は、7月豪雨を踏まえ、被災者の生活再建、復旧・復興を最優先に考え、今年度予定をしていた常任委員会及び議会運営委員会の行政視察を取りやめ、既に執行している一部の予算などを除いた予算を復旧・復興事業の財源に充てるために減額するものである。減額となるのは、議会費の中で委員会事業で、減額の主なものは、視察に係る議員及び職員の旅費285万円、バスの借上料111万1000円で総額は403万3000円の減額であるとの説明がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成30年9月19日、総務常任委員会委員長信宮徹也。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長山本英明君の報告を求めます。

山本英明君。

○山本厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案7件について、9月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案7件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定をいたしました。

これより議案審査の過程において、各委員より出された質疑並びに部課長の答弁等を抜粋してご報告いたします。

議案第100号「西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」では、明浜町高山保育所について、西予総合福祉会を移管先として民間移譲の諸手続を進めてきたが、7月豪雨災害の影響により、移管先法人が管轄する一部の保育園が避難指示区域内にあり、今後の方向性や対応が急務であること。また、施設設備被害のため、施設使用ができなくなったデイサービス利用者の対応など、復旧に期間を要することから、民営化や新築移転に同時に取り組むことは困難であり、延期についての要望書が移管先法人から提出された。これに伴い、民営化後に、新築移転を速やかに進めていくことを条件として、民営化の時期を平成32年4月1日に延期するための条例の一部を改正するとの説明がありました。担当課からの説明に対し、移管先法人から1年間の延期で大丈夫という確約はとれているのかとの質疑があり、移管先法人と話し合いを行った上で1年間延長することとしており、議決をもって再度協議を行い、具体的に進めていくようにしているとの答弁がありました。

議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）」厚生常任委員会所管分の主な補正内容は、さきの7月豪雨による復旧・復興関係予算並びに、6月に発生しました大阪府北部を震源とする地震でのブロック塀倒壊事故を受け、市内公共施設のブロック塀点検を行った結果、撤去や修繕の必要が生じた施設についての経費を計上するものでありました。

環境衛生課所管分では、7月豪雨災害に伴う災害廃棄物収集運搬処理費用並びに、被災した建物等の解体及び解体に伴う廃棄物の撤去費用を計上するもので、財源には、国の補助金及び起債を充てるとの説明がありました。担当課からの説明に対し、解体時における分別について質疑があり、

解体については、平成30年3月26日に国から災害時の建設リサイクルの留意点という通知があり、その中で、建設リサイクル法第9条に定める分別解体の義務等の適用範囲が示されており、受注者においては、正当な理由がある場合を除き分別解体が必要ということが記されている。また、平成30年8月1日、愛媛県県民環境部長、愛媛県土木部長の連名で、今回の豪雨災害における建設リサイクル法第9条及び第11条の取り扱いについての通知が来ており、その中で、柱や壁がなくなり建物としての形をなしていない場合や道路に倒れかかっているなど、緊急性、危険性がある建物などについては、分別解体の必要はないが、それ以外の建物については、全て分別解体するよう通知が来ている。これらを踏まえ、最終処分業者とごみの持ち込みについて協議を行い、8月20日に市内業者を集めて、分別搬入についての説明会を開催したとの答弁がありました。

この答弁を受け、解体業者は決定したのかとの質疑があり、説明会には市内37事業者へ通知し、そのうち約20社の参加があった。工事発注には、それぞれの個人業者との契約になり、今後、どれだけの業者と契約が結べるかということになるが、地元業者で受けてもらえるだろうと考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員より、平成28年熊本地震により被災した熊本市でも分別解体をしないと聞いているということで、解体が非常に遅れていると聞いており、早期解体に向けて、行政からも国・県へ解体がしやすい分別方法を強く要望してほしいという要望がありました。

健康づくり推進課所管分では、大阪府北部を震源とする地震を受け、危険と判断した所管施設のブロック塀撤去費用及び7月豪雨災害により、城川クアテルメ宝泉坊の電気機械設備が浸水被害を受けたため、復旧に向けた設備設計委託料を計上するものであるとの説明がありました。担当課からの説明に対し、クアテルメ宝泉坊の再開時期について質疑があり、今回、設備設計を行い、修繕費用がどの程度必要なのかを把握した上で方針を決めたいとの答弁がありました。

市民課所管分では、関連質問として、8月から運用開始となった移動診療車の運行状況について質疑があり、8月の実績として惣川地区で受診9

回、受診者数46名。遊子川地区で受診3回、受診者数17名となっており、現時点ではトラブルもなく順調に稼働しているが、今後は評価委員会を設置して運用を進めていきたいとの答弁がありました。

長寿介護課所管分では、大阪府北部を震源とする地震を受け、危険と判断した所管施設のブロック塀の修繕費用及び7月豪雨災害を受けて緊急に取り組む必要がある社会福祉施設の災害復旧に要する経費を計上するものであるとの説明がありました。担当課からの説明に対し、游の里デイサービスセンターの再開見通しについて質疑があり、隣接する温浴施設は、先日、年内の再開を目指す旨の記者発表を行ったところであるが、游の里デイサービスセンターについても、指定管理施設として委託先の体制確認が必要であるが、市としては年内復旧を予定しているとの答弁がありました。

子育て支援課所管分では、7月豪雨災害により被災した野村保育所の解体撤去費用を計上するもので、野村保育所は屋根部分にまで水位が到達する被害を受け、各保育室の建具の破損、空調・照明器具、外装部分の損傷、ガラスの破損、天井の崩落等内部の損傷がひどく、建物の機能が損なわれる状態であり、現状では十分な乾燥、消毒実施ができず、異臭、菌の発生等公衆衛生上好ましくないなどの理由により解体撤去する運びとなった。厚生労働省の社会福祉施設災害復旧費国庫補助金を受けるため、現在、県・国と協議中である。本来、補助を受けるには現在の施設、現在の場所での復旧が基本であるが、今後、同規模の災害が発生した場合、同様の被害が発生する確率が極めて高く、現在の場所に保育所を再建することは防災上考えられないことから、愛媛大学の支援を受け、現状復旧できない理由を検証し、専門的検証結果に基づき、国に対し安全安心な新しい場所での建設を強く訴えていく予定であるとの説明がありました。

議案第109号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」では、前年度繰越金確定による補正予算計上であるとの説明がありました。

議案第111号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、前年度繰越

金の確定により、地震や風水害など突発的な大規模災害等の不測時に備え、事業の健全な運営を図るために、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものであるとの説明がありました。担当課の説明に対し、現在の基金積立額について質疑があり、平成29年度末決算で1億6012万7000円となっており、それにプラスして、今回の補正額2000万円が積み立てるとの答弁がありました。

また、ことし4月からの国民健康保険広域化に伴い、基金管理はどこが行っているかとの質疑があり、当分の間、各市町で基金を管理する形になっているとの答弁がありました。

議案第112号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」では、平成30年3月の普通徴収及び平成30年4月、5月の出納閉鎖期間中の保険料収入を愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付するための補正予算計上であるとの説明がありました。

議案第113号「平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」では、給付実績額の確定に伴い、国・県などへ、超過交付となった負担金及び交付金を返還するための償還金及び介護給付費準備基金へ積み立てるための補正予算計上であるとの説明がありました。

議案第118号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」では、経営改革の一環として、委託可能な洗濯業務を外委託し、業務の効率化を図ることで、介護士等の業務を入所者の増加に対する時間にシフトし、現体制の中で、収益の増加を図るための経費を補正するものであるとの説明がありました。関連質問として、豪雨災害により被災した民間の老人施設があり、入居者の移動もあったと思うが、つくし苑もそういう入所者の受け入れはあったのか。また、被災時被災後の施設の利用状況はどうなっているかとの質疑があり、要援護者の受け入れについては、7月7日から在宅で被災された要援護者の受け入れをしており、被災した野村町内のグループホームからの5名を含め、7月17日までに緊急的に18名を受け入れた。8月の入所者数は2,716名、1日平均87.6名で、昨年度同時期に比べ9.5名ふえており、現在のところ90名前後で推移している状況であるとの答弁がありました。

以上、厚生常任委員会審査報告といたします。

平成30年9月19日、厚生常任委員会委員長山本英明。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月5日の本会議において、当委員会へ付託されました議案12件、陳情1件につきましては、委員会審査日を9月7日の午前中、9月11日の午前中に設け、審査を行いました。

その経過と結果について、ご報告申し上げます。

審査いたしました議案12件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」については、平成30年第1回定例会より当委員会で継続審査を行ってまいりました。

本年6月15日から住宅宿泊事業法に基づく、民泊の新制度（別名民泊新法）が施行されるため、予想される懸案事項に対し、愛媛県独自の条例を制定するように求めるという陳情内容となっております。近年国内では、都市部や観光地などを中心に違法民泊による問題が取り沙汰されています。また、適切な民泊運営がなされていないことから生じる訪日外国人旅行者とのトラブルも報じられていることから、民泊新法施行に伴い、予期されうるトラブルを未然に防ぎたいという陳情内容は妥当なものと言えます。

しかし、愛媛県観光物産課へ問い合わせたところ、愛媛県では違法宿泊事業者への対策などについて連絡会議が開かれ、適切な運営に向けた体制が整備されているほか、現時点で本制度における苦情やトラブルの報告は寄せられていないという現状にあるようです。

また、近年、日本は観光旅行先として大変な人気となっています。2020年には、東京オリンピック、パラリンピック競技大会なども控えており、訪日外国人旅行者を受け入れる環境整備を整えるとともに、観光産業を発展させる必要があるという観点からも、慎重審議を行った結果、全会一致で陳情内容を趣旨採択することに決しました。

これより議案審査12件についての経過及び意見

等を抜粋して報告いたします。

議案第101号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」は、本条例に引用している土地改良法の一部が改正されることに伴い、条項のずれを改正するものであるとの説明がありました。

議案第102号「愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について」は、大規模災害に対応できる経営基盤の強化を図るため、愛媛県漁業信用基金協会が、平成31年4月に全国漁業信用基金協会と合併することとしており、合併に際し、平成29年3月末現在での繰越欠損金を解消する必要があることから、愛媛県及び西予市を含む関係14市町並びに、愛媛県漁業協同組合連合会、愛媛県信用漁業協同組合連合会への出資金放棄を求める内容となります。本市につきましては、出資金2270万円のうち、730万円の払戻金を放棄することになるとの説明がありました。

議案第103号「市道路線の変更について」、議案第104号「市道路線の廃止について」、議案第105号「市道路線の認定について」は、関連性があるため一括審議を行いました。明浜支所庁舎建設に伴う工事車両の進入道路確保のための路線の一部を変更、廃止、認定するものや卯之町はちのじまちづくり整備事業での市道整備するための路線認定を行うもの、野村町中筋地区の基幹的道路形成のため路線認定を行うもの、城川町杖野々地区における生活道路整備のため、必要な路線認定を行うものなどについて、路線図を見ながら詳細な説明を受けました。

議案第106号及び議案第107号の「西予市営土地改良事業の施行について」は、宇和町久枝地区、宇和町坂戸地区の老朽化した用排水路の整備を行う事業内容となっております。委員より、どれくらいの年月が経っているのかとの質疑があり、久枝地区は基盤整備をした時代のコンクリ水路、坂戸地区のものは土水路であるため、かなり古い時代の水路と認識しているとの答弁がありました。

議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、経済振興課所管分では、明間観音水維持管理事業についての説明を求め、遊歩道及び湧水路の土砂撤去を行うものであるとの答弁がありました。委員からは、豪雨災害に今期の観音水流しそうめんの営業再開は断念さ

れたが、老人クラブの方々の精神的な支えにもなっているため、早期復旧を求める意見が出ました。

また、米博物館管理運営事業については、26年度に改修した箇所の一部と新たな箇所にクラックが発生していることから、工事監督をしっかりとするとともに、大雨に強い擁壁の整備のあり方を調査研究するよう求めました。

文化の里諸施設管理運営事業についても、建築基準法に基づくブロック塀の点検基準となる評価方法について質疑がありました。建築後の年数、高さ、使用状況、全体の傾き、ひび割れなど、17項目に対し点数をつけることで、評価判定を行い、70点以上の評点以上が安全とされることの答弁がありました。

農業水産課所管分では、豪雨による被害を受けた明浜地区の土砂撤去についての質疑がありました。ありとあらゆる箇所で土砂が堆積し、特に、水路などでは、個人の力では対応が困難となる中、市の対応はどのように考えているかとの問いに対し、河川関係については、県管轄、市の建設課の管轄、農業用施設としての管理、個人管理すべき小さな水路まで多岐にわたっているため、県も含めた関連機関と十分な連携を取り、地元の方々との密接な話し合いの中で、適切な処理ができるよう努めたいとの答弁がありました。

林業課所管分では、林業用施設災害復旧事業（現年度）の重機借上料として計上している911万6000円について質疑がありました。土砂撤去を行う16箇所について地区別件数を確認したところ、宇和地区が8箇所、野村地区が5箇所、城川地区が3箇所合計16箇所になるとの答弁がありました。

建設課所管分では、今回の豪雨災害に係る被災家屋の工事解体について質疑がありました。申請件数は、9月10日現在約50件、環境衛生課で受け付けており、工事は建設課で早期に発注するよう手順を踏まえ実施していくほか、被災者への支援制度の周知、浸透については、各種制度をまとめたしおりにより、最新情報を速やかに被災者の方々へ提供していくよう努めたいとの答弁がありました。

また、災害復旧の実施年数についても質疑があり、国庫負担法では、当該年度及びこれに続く2

箇年以内に完了しなければならないことから、西予市においても3年間の間に災害復旧工事を完了したいとの答弁がありました。

上下水道課所管分では、財源調整に伴い、水道事業会計を初め、所管する各特別会計への繰出金を計上しているとの説明がありました。

議案第114号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第115号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については、前年度繰越金の確定に伴い、財源の調整により歳入予算の組み替えを行うものであるとの説明がありました。

議案第116号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」では、豪雨災害による水道管破損等の修繕費45万1000円に対し、水道管修繕、破損等は何件発生しているかとの質疑がありました。細かな破損箇所は完全に調査できておらず全容はつかめていないものの、大きな修繕箇所は宇和地区で4から5箇所、野村地区で7から8箇所、城川地区では10箇所程度あるとの答弁でした。

議案第117号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第3号）」では、給水車購入費用1480万円について説明を求めました。給水車については、水槽の容量を1.5立方メートルの容量を確保する水槽車を装備する予定としており、圧力式の給水車ということで、高い場所にある屋上水槽などへも給水ができるようなポンプを備えた給水車を配備する予定であるとの答弁でした。給水車の管理はどこの部署が行うかとの質問に対しては、飲料水を扱う重要な車両なので、明石浄水場で車庫を整備し、上下水道課で管理を行う予定であるとの答弁でした。

また、愛媛県下での配備状況について尋ねたところ、松山市で2台、今治市1台、宇和島市1台、四国中央市1台、新居浜市1台、愛南町1台となっており、2月の寒波の折にはこれら事業体の中からも応援をいただいたとの答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成30年9月19日、産業建設常任委員会委員長 河野清一。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第100号及び議案第101号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第100号「西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」及び、議案第101号「西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」2件は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第100号及び議案第101号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第102号「愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

起立全員であります。

ご着席ください。よって、議案第102号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第103号から議案第105号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第103号「市道路線の変更について」から、議案105号「市道路線の認定について」までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第103号から議案第105号までの3件は原案のとおり決定

いたしました。

次に、議案第106号及び議案第107号までの2件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第106号「西予市営土地改良事業の施行について」及び、議案第107号「西予市営土地改良事業の施行について」の2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第106号及び議案第107号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第108号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第108号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第109号から議案第118号までの10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第109号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」から、議案第118号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの10件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第109号から議案第118号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

委員会審査では、趣旨採択となっております。

お諮りいたします。

陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」は、委員長報告のとおり、趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

起立多数であります。よって、陳情第1号は、趣旨採択することに決定いたしました。

着席ください。

暫時休憩といたします。(休憩 午前11時04分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時20分)

2番信宮徹也君。

○信宮総務常任委員会委員長

先ほどの総務常任委員会委員長報告の中で、財政調整基金残高を正確には19億円のところを90億円と読み間違えてしまいましたので、19億円に訂正いたします。

○議長

ただいまの訂正につきましては議長によって許可をいたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第119号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」から、議案第123号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」までの5件並びに「議員派遣について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、6件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

追加日程第1、議案第119号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」から、議案第121号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

○高橋教育部長

失礼いたします。

それでは、議案第119号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」、議案第

120号「野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について」、関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は平成29年西予市議会第3回臨時会及び平成30年西予市議会第2回定例会において議決をいただき、新築工事につきましては、株式会社大塚組代表取締役大塚博之氏と工事請負金額2億5058万4000円で、機械設備工事につきましては、重松兄弟設備株式会社西予営業所所長宇都宮眞仁氏と工事請負金額1億4978万4000円で、それぞれ契約を締結し建設工事を進めてまいりました。

しかしながら、7月豪雨により施設及び設備が被災したことから、工事を中止しておりましたが、給食センター建設地の見直しを含め、今後の建設工程についても検討する期間を要することから、当該契約を解除することといたしました。

このことにより、工事の出来高部分について支払いをする必要のあるため、新築工事の工事請負費を2802万9000円減額して、工事請負金額2億2255万5000円とし、機械設備工事の工事請負費を1768万6000円減額し、工事請負金額1億3209万8000円とする工事変更請負仮契約をそれぞれ去る平成30年9月14日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第121号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

厨房設備機器の取得につきましては、平成29年西予市議会第3回定例会及び平成30年西予市議会第2回定例会において議決をいただき、株式会社中西製作所松山営業所所長水野裕一郎氏と1億1739万6000円で契約を締結しております。

しかしながら、設備機器の搬入直前に施設が被災したことから、設備機器を市所有の倉庫へ搬入することといたしました。

このことにより、据付費等に係る費用966万6000円を減額し、取得金額を1億773万円とする物品購入変更仮契約を去る平成30年9月14日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第119号から議案第121号の3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第119号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第119号「野村学校給食センター新築工事変更請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第119号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第120号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第120号「野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について」、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第120号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第121号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第121号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について」、原案のとおり決定することに賛成の議員の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第121号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第2、議案第122号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案122号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算案は豪雨災害に関連した復旧・復興予算といたしまして、被災者の生活再建を支援するために要する経費、被災空き家の除去経費、被災された農家の方が営農再開に取り組む関連経費等を計上するものであります。

それでは、まず今回の補正予算の概要について、予算書の款別にご説明を申し上げます。

まず総務費では、今後の復興支援の指針となります復興計画の策定に要する経費、地方自治法の規定に基づき他自治体からの当市へ派遣されます職員の受け入れに要する経費のほか、本定例会期間中に市議会から発議第5号として提出のありました生活再建支援分譲地購入に伴う補助金の交付に関する経費といたしまして、被災者住宅再建支援分譲地購入補助金を計上し、民生費では、応急仮設住宅の維持管理等に要する経費、被災者見守り・相談支援事業に関する経費を計上いたしました。

農林水産業費では、被災された農家の方が営農再開に取り組める環境整備に必要となる経費、農業用施設等の撤去、再取得に要する経費、鳥獣害防止施設の再整備に要する経費を計上し、土木費では、被災した空き家の除去に要する経費を計上し、教育費では、被災したことによりまして就学が困難となりました児童・生徒の就学の支援に要する経費を計上いたしました。

災害復旧費では、乙亥会館の応急対策に要する

経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県の支出金、地方債等の特定財源を計上しますとともに、一般財源として財政調整基金を繰り入れ、収支均等を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億6050万円を増額し、歳入歳出予算の総額を411億7647万1000円と定めるものであります。

地方債補正では災害復旧事業債等の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせますので、どうかご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開き願います。

総務費1項20目復興推進費、復興支援事業877万円ですが、復興の基本理念や基本施策といった方向性を打ち出し、計画的な復興推進するための指針とする西予市復興計画の策定に要する経費を計上するものであります。平成31年3月の完成を目指し、財源として社会資本整備総合交付金を充てています。

12ページをお開き願います。

同目、中長期派遣職員管理事業1億472万円ですが、復旧復興に向けて増加します業務に対応するため、地方自治法の規定に基づき、他の自治体から派遣される職員の受け入れに要する経費を計上するものであります。同目、被災者住宅再建支援事業1億円ですが、7月豪雨災害により、愛媛県内で自宅が全壊または半壊解体した被災者に対して、西予市土地開発公社が分譲する宅地を活用して、被災者の居住する住宅再建を支援することにより、早期の生活再建を図る目的で、西予市被災者住宅再建支援分譲地購入補助金を交付する経費を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

民生費4項1目災害救助費、建設課所管分1091万

6000円ですが、応急仮設住宅などの維持管理及び仮設住宅周辺の道路などの環境整備に要する経費を計上するものであります。同日、被災者見守り・相談支援事業1077万1000円ですが、被災された方の安定的な日常生活の確保を支援するため、西予市社会福祉協議会に地域支え合いセンターを設置して、仮設住宅などへの巡回訪問などを通じた見守り、日常生活に関する相談支援、住民同士の交流機会の提供などを委託する経費を計上するものであります。財源として被災者見守り・相談支援事業費県補助金を充てています。

18ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費負担金補助及び交付金3億3944万6000円ですが、被災された農業者の方の応急的な復旧支援といたしまして、被害を受けた農作物の減収を最小限に抑えるための肥料などの購入や被災したほ場の復旧に必要な機械のレンタル料など、営農再開の支援といたしましては、生産資材の購入、農業機械のリース導入料、被害を受けた農産物の生産・加工に必要な農業用施設・機械の再建・修繕などの支援といたしましては、倒壊した施設の撤去、農業用機械の再取得、被害を受けた侵入防止柵などの鳥獣被害防止施設の再整備支援といたしましては、電気柵などの再設置に要する経費に対する補助金を計上いたしております。財源として、農業振興費県補助金2億5722万3000円を充てています。

4目畜産業費3682万円ですが、畜産農家の営農再開を図るため、被災した畜舎等の整備、再生産に向けた機械や繁殖用親鳥の導入を支援する経費を計上するものであります。財源として畜産業費県補助金2306万円を充てています。

20ページをお開き願います。

土木費、6項1目住宅管理費2160万円ですが、浸水・土砂流入により被害を受けた空き家の除却に要する経費を計上するものであります。財源として社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充てています。

22ページをお開き願います。

教育費、2項小学校費、2目災害時緊急被災児童就学支援事業229万9000円、3項中学校費、2目災害時緊急被災生徒就学支援事業297万6000円ですが、被災したことにより就学が困難となっ

た児童・生徒、または就学予定者の保護者等に対して、学用品などを支援する経費を計上するものであります。財源として災害時緊急被災児童・生徒就学支援事業費県補助金を充てています。

24ページをお開き願います。

災害復旧費、2項1目学校施設災害復旧費416万円ですが、明浜中学校校舎給食配膳室等の復旧に要する経費を計上し、2目社会教育施設災害復旧費6053万9000円ですが、乙亥会館の応急対策工事に要する経費を計上し、5項2目社会福祉施設災害復旧費702万1000円ですが、明浜中学校校舎で放課後児童クラブが利用している分の復旧に要する経費を計上するものであります。

主な歳入についてご説明を申し上げます。

10ページにお戻りください。

市債、1項5目土木債1080万円、11目災害復旧事業債300万円を増額して、地方債の限度額を全体で82億9527万4000円とするものであります。

9ページにお戻りください。

繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4億3035万3000円を基金会計から繰り入れして収支の均衡を図るものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

市長。

○管家市長

先ほど私が、一般会計補正予算（第6号）の提案理由のご説明を申し上げましたが、その中に誤った表現がございましたので訂正をさせていただきたいと存じます。

今回、定例会会期中に市議会から発議第5号として提出のありましたという表現をいたしました。正確には決議案第2号の誤りでございました。申しわけございません。訂正させていただきたいと存じます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

一般会計補正予算（第6号）のページでいきますと、12ページでございます。

被災者住宅再建支援事業1億円ということについて、ただいま財政課長のほうから説明があったわけですが、これは聞くところによりますと、土地開発公社の売れ残っておる区画、79区画あるそうでございますが、それを利活用してですね、今回被災をされた方に分譲支援を行いたいということのようですが、1億円、限度額が400万円と、1区画当たり400万と聞いておりますが、そうしますと満額支払うと25戸分、やはり30%ぐらいが売れ残るとる区画が分譲されるのかなと思っておりまして、これは非常に市の財政事情からいきましても非常に助かるし、また、市外の方からも転入されるということが想定されますので、人口増につながるということで、まことにこういう時宜を得た事業展開になるのかなと思っておりますが、このことについて2点ほどお尋ねいたしたいのはですね、この事業の市の事業を展開するに当たってですね、復興に係る復興計画、市の復興計画、そしてまた、その後には実施計画があると思っておりますが、ちょっと心配しますのは野村地区の集団移転とか、あるいは野村地区の河川改修などの要望もあるように聞いております。こういう事業展開が、大事な事業展開が控えておりますので、分譲といいますか、この土地開発公社の団地を皆さんに分けて被災者に売却するに当たってですね、こういう復興計画に支障とならないように、ぜひとも上手に取り組んでいただきたいというのが、私の要望でございますが、やはりあの一つ目にお尋ねしますのは被災者の中には今までいろいろこうもう2箇月以上になっておりますので、それぞれ困っておられるわけで土地を手当てされておられる方あるいは準備中の方、そういういろんな人が段階のそういうステージの方の人がおられると思っておりますので、やはり皆さん、市民の方です、不公平感の出ないような対策を極力とっていただきたいというのが私の気持ちでございます。

また、2点目ではですね、こういう事業展開になりそうなので、これが可決されますとですね、早急に希望者もあろうと思っておりますので、いろいろな形で市民へのですね、早急ないわゆる周知措置がとられるんじゃないかと思っておりますけれども、具体的にですね、どのように対応されるのか。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず復興計画との絡みでございますけれども、集団移転の話も出ておりますけれども、今回集団移転事業が進むとしましたら、移転先の住宅団地であるとか、公共施設につきましては市のほうで整備することとなっております、また住宅建設等に係ります費用につきましては住宅ローンの利子相当額であるとか、移転に要する費用を市が負担するというようになっておりますので、経済的な負担が本事業と比較して著しく低いということで、そちらのほうの防災の移転事業を阻害する要因はないのかなというふうに考えております。

去る、これは9月5日に決議をいただきました補助金の交付の関係でございますけれども、市としましては早速、補助金交付要綱の策定に取りかかりまして、本日追加補正予算として上程をさせていただいたところでございます。

市といたしましても、被災をされ、住居地を求められていらっしゃる方々への1日も早い生活再建の役に立てればなというように思いでスピード感を持って取り組んだところでありますので、ご理解をいただきたいとこのように思っております。

今後におきましても、被災者に寄り添い、いろんな面に配慮しながら、1日も早い復興に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の周知方法でございますけれども、現在、土地開発公社におきまして、新聞広告を掲載するように準備を進めているところでございます。紙面の大きさでいきますと両面1ページを予定をしているところでございますけれども、そのほか、ホームページでありますとか、広報、CATVにおきまして、広く周知をしたいと、このように考えております。本日議決いただきましたら早急に周知したいと考えております。

ご提言まことにありがとうございました。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま説明いただきましたので、大方わかっ

たわけですが、ちょっと一つ心配なのはですね、土地開発公社の住宅団地をですね、被災者の方が買われて移転された場合にですね、被災者の被災した集団移転宅地になればそこが国費で全額買い上げになるとと思いますが、移転された方、そういう住宅団地というか、土地開発公社の団地へ移転されますと、やはりそれは歯抜けのような形で国としては全額国費での買い上げ対象にはならないのではないかなという気がしておりますのと、また河川改修などが先行しますと、河川改修での必要な用地買収をされる予定のところについては、当然それ国費での、また集団移転の買収対象はなくなってこないと、いろいろ計画段階によってそごが生じないように、ぜひともよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第122号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第122号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第122号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第3、議案第123号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第123号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨災害に係る人事異動に伴いまして、職員給与費及び嘱託職員賃金等の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ123万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8789万3000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第123号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第123号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第4、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成30年第3回西予市議会定例会の閉会に当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月28日に開会をいたしました本定例会の会期中、議員各位におきましては、上程いたしました案件に関しまして、慎重な審議を賜り、条例改正及び補正予算など重要な案件をいずれも原案どおり可決またはご承認をいただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では、代表質問も含め、5名の議員の皆様より、貴重なご意見、ご提言を数多くいただきました。

今回は豪雨災害にかかわる質問が中心でありましたが、今後十分な検証を行い、市民の安心安全が確保できる有効な施策となるよう協議検討を重

ねてまいりたいと考えております。

今後ともご理解、ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

さて、7月の豪雨災害から2箇月が経過いたしました。

県のほうで進めていただいております仮設住宅が、先月末に第1期が完成をいたしまして、今月の17日には入居を今のところやられております。

復旧・復興に向け急ピッチで取り組んでいるところでございます。今回の豪雨災害から復興の最中、台風21号による暴風高潮、さらには、9月6日の未明には北海道で発生した震度7の大震災など、日本列島では大きな被害が発生をしております。

本市では、大規模な災害に備えて防災計画を作成しておりますが、近年、想像を絶する自然災害が増加傾向にあることから、より綿密な備えの必要性を強く感じる次第であります。

市民の安全安心、これを確保するために今後も大規模災害に対応すべく、万全の体制を構築するよう努めてまいりたいと思っております。

ここで、未来に向けた明るい話題をお話したいと思っております。

8月30日に松山市のひめぎんホールにおいて行革甲子園が開催されました。47都道府県117市区町村141事例の中から、1次審査を突破した8自治体による事例発表がありまして、当市も8自治体の一つとして参加をいたしました。西予市は惜しくもグランプリは逃しましたが、全国初となる准救急隊員制度を導入し、地域住民の安全安心を確保している取り組みはどこにも負けない大変誇らしいものでありまして、消防署本部の職員の発表も堂々としたすばらしいものでありました。

次に、8月の第56回四国中学校総合体育大会の軟式野球で三瓶中学校野球部が2位に輝きました。メンバーのほとんどが小学校のころから一緒に野球に汗を流すとても仲のよいチームだそうであります。点をとって勝ち上がるというよりは、一人ひとりの役割分担を徹底し、失点を最小限に抑えエラーをしないで勝つというチーム力にすぐれていると伺っております。全国大会では2回戦敗退となりましたが、目標としていた1勝を果たしました。少ない人数で精いっぱい全国の舞台で

輝いた三瓶中学校野球部の皆さんを誇りに思う次第であります。

閉会 午後0時07分

また、8月の四国総体の相撲団体戦では野村中学校相撲部が見事優勝を果たしました。豪雨災害後、野村のまちの人たちに元気をとすとてもよいニュースであります。四国総体で野村中相撲部が優勝するのは史上初の快挙だそうであります。部員たちは、この快挙を成し遂げてやろう、やってやろうという気持ちで臨んだと伺っております。

このように西予市出身の若者たちが、市外で頑張り活躍する姿は、私たち大人やみんなに大きな勇気を与え励まされる思いであります。

去る12日、7月豪雨で被災した当市に、発災以降対口支援として、支援団体として多大な支援をいただきました熊本市さんが最後の任務を終えて撤収されることから、退任セレモニーを行いました。7月9日から延べ1,367人を当市に派遣していただき、避難所運営や健康相談、り災証明支援などさまざまな業務を支えてくださいました。長きにわたるご協力に感謝の気持ちを込めるとともに、熊本市でも、熊本地震からの復興半ばにあることから、両市の1日も早い復興を願ひまして、全職員でお見送りをしたところでございます。

また、平成30年7月豪雨災害による被災地お見舞いのため、あす野村町におきまして、天皇皇后両陛下の行幸啓が予定されております。天皇皇后両陛下の本市への行幸啓は今回が初めてであり、7月7日の浸水被害を受けてから2箇月間、苦難を乗り越え復興に向けた取り組みを進める中で、被災した方々に御心をお寄せいただいている両陛下のお姿は、市民に大きな希望と勇気を与えていただくものであり、天皇皇后両陛下に対し、深く感謝を申し上げます。

季節は移り、いよいよ秋本番を迎えようとしておりますが、体調を崩しやすい時期でもあります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長

これをもって平成30年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

平成30年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期8月28日（火）～9月19日（水）

（会期23日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
8月28日	火	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前10時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決
8月29日	水	休 会	
8月30日	木	休 会	
8月31日	金	休 会	
9月1日	土	休 会	
9月2日	日	休 会	
9月3日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表質問 ・ 一般質問
9月4日	火	休 会	
9月5日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託 ・ 即決議案採決
9月6日	木	休 会	
9月7日	金	常任委員会	
9月8日	土	休 会	
9月9日	日	休 会	
9月10日	月	休 会	
9月11日	火	常任委員会	
9月12日	水	休 会	
9月13日	木	休 会	
9月14日	金	休 会	・ 討論通告不切
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	
9月18日	火	休 会	
9月19日	水	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前8時30分開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 即決議案採決

平成30年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 100号	西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	30. 9. 19	原案可決
議案第 101号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	30. 9. 19	原案可決
議案第 102号	愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について	30. 9. 19	原案可決
議案第 103号	市道路線の変更について	30. 9. 19	原案可決
議案第 104号	市道路線の廃止について	30. 9. 19	原案可決
議案第 105号	市道路線の認定について	30. 9. 19	原案可決
議案第 106号	西予市営土地改良事業の施行について	30. 9. 19	原案可決
議案第 107号	西予市営土地改良事業の施行について	30. 9. 19	原案可決
議案第 108号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 109号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 110号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 111号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 112号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 113号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 114号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 115号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 116号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 117号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第3号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 118号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 119号	野村学校給食センター新築工事変更請負契約について	30. 9. 19	原案可決
議案第 120号	野村学校給食センター機械設備工事変更請負契約について	30. 9. 19	原案可決
議案第 121号	野村学校給食センター厨房設備機器の取得についての議決の一部変更について	30. 9. 19	原案可決
議案第 122号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第6号）	30. 9. 19	原案可決
議案第 123号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	30. 9. 19	原案可決
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	30. 8. 28	原案同意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	30. 8. 28	原案同意
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	30. 8. 28	原案同意

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	30. 8. 28	原案同意
諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	30. 8. 28	原案同意
認定第 1号	平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 2号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 3号	平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 4号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 5号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 6号	平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 7号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 8号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 9号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 10号	平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 11号	平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
認定第 12号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	30. 9. 5	継続審査
承認第 6号	専決処分第6号の承認を求めることについて	30. 8. 28	原案同意
報告第 5号	平成29年度西予市一般会計継続費精算報告について	30. 8. 28	報告
報告第 6号	平成29年度健全化判断比率の報告について	30. 8. 28	報告
報告第 7号	平成29年度資金不足比率の報告について	30. 8. 28	報告
報告第 8号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計継続費精算報告について	30. 8. 28	報告
報告第 9号	西予市土地開発公社の経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 12号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 16号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	30. 8. 28	報告
報告第 17号	西予CATV株式会社の経営状況について	30. 8. 28	報告
陳情第 1号	住宅宿泊事業法の条例化についての陳情	30. 9. 19	趣旨採択
発議第 3号	西予市地域防災体制特別委員会委員の定数の変更について	30. 8. 28	原案可決
発議第 4号	西予市決算審査特別委員会の設置について	30. 8. 28	原案可決
選任第 4号	西予市地域防災体制特別委員会委員の選任について	30. 8. 28	議長指名

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
選任第 5号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について	30. 8. 28	議長指名
議会報告第2号	西予市地域防災体制特別委員会の中間報告について	30. 8. 28	報告
決議案第 2号	生活再建支援分譲地購入に伴う補助金交付に関する決議案の提出について	30. 9. 5	原案可決
	議員派遣の件について	30. 9. 19	承認
【西予市地域防災体制特別委員会】			
宇都宮俊文 兵頭 学			
【西予市決算審査特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎竹崎 幸仁 ○源 正樹 宇都宮久見子 信宮 徹也 宇都宮俊文			
加藤 美香 中村 一雅 河野 清一 佐藤 恒夫 山本 英明			
小玉 忠重 井関 陽一 菊池 純一 中村 敬治 二宮 一郎			
小野 正昭 宇都宮明宏 森川 一義 藤井 朝廣			

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
6月2日	議 長	西予市宇和美術協会定例総会
6月3日	議 長	平成30年度宮中新嘗祭・献穀御田植・粟播種式
6月6日	議 長	国道378号期成同盟会会計監査
6月7日	全 議 員	平成30年第2回定例会 一般質問
	関 係 議 員	市民との意見交換会班会議・実行委員会
6月8日	全 議 員	平成30年第2回定例会 一般質問
6月10日	議長・関係議員	第67回南予地区剣道大会
	関 係 議 員	西予市消防団三瓶方面隊消防操法大会
6月13日	関 係 議 員	総務常任委員会・産業建設常任委員会
	関 係 議 員	西予市ジオパーク拠点施設建設検討委員会
	副 議 長	平成30年度西予市防犯協会定期総会
6月14日	関 係 議 員	厚生常任委員会
	全 議 員	行政報告会
	正 副 議 長	市民との意見交換会班会議・実行委員会
6月15日	副議長・関係議員	第22期染織講座開講式
6月19日	議 長	平成30年度西予市身体障害者協会総会
6月20日	全 議 員	議員全員協議会
6月21日	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成30年第2回定例会 閉会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
6月22日	厚生常任委員長	第15回西予市遺族会総会
	議 長	高山老人クラブ1日研修
6月25日	関 係 議 員	議員定数及び報酬等検討特別委員会
6月27日	議 長	平成30年度国道378号（八幡浜・宇和島間）整備促進期成同盟会定期総会
6月28日	議 長	（株）エフシー第23期定時株主総会
6月29日	議 長	西予市土地開発公社理事会
7月2日	関 係 議 員	宇和高校訪問
	議 長	西予市商工会役員懇親会
7月3日	議 長	熊本県宇土市議会（会派 うど・しせい会）視察受入れ
	議 長	道路期成同盟会による県知事要望
7月4日	議 長	北海道岩見沢市議会 視察受入れ
	議長・関係議員	消防庁舎建設検討特別委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
7月5日	全 議 員	議員全員協議会

月 日	出席者	行事名
7月5日	関係議員	議会運営委員会
7月6日	議長	愛媛県市町村職員年金者連盟総会
7月18日	関係議員	明浜支所庁舎新築工事起工式
8月2日	議長	西予市道路格付専門委員会
	関係議員	国保運営協議会
8月3日	議長	四国土砂防災ネットワーク
8月9日	議長	黒松内町町長・議長 来庁対応
	関係議員	平成30年7月豪雨における野村ダム及び西予市の対応に関する住民説明会
8月15日	議長	愛媛県戦没者追悼式
8月20日	関係議員	議会運営委員会
8月21日	全議員	愛媛県市議会観光議員連盟定期総会
8月23日	関係議員	地域防災体制特別委員会
	関係議員	議会運営委員会
8月28日	関係議員	議会運営委員会
	全議員	行政報告会
	全議員	議員全員協議会
	全議員	平成30年第3回定例会 開会

平成30年9月7日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

総務常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第108号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第110号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	原案可決

平成30年9月7日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

厚生常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第100号	西予市保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第108号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第109号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第111号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第112号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第113号	平成30年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第118号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成30年9月11日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第101号	西予市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第102号	愛媛県漁業信用基金協会への出資金払戻請求権の放棄について	原案可決
議案第103号	市道路線の変更について	原案可決
議案第104号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第105号	市道路線の認定について	原案可決
議案第106号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第107号	西予市営土地改良事業の施行について	原案可決
議案第108号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第114号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第115号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第116号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第117号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決

平成30年9月11日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
陳情第1号	住宅宿泊事業法の条例化についての陳情	趣旨採択